

勝浦市都市計画マスタープラン

元気・交流（連携・協働）・感動のまちの実現に向けて

～いつまでも元気に安全・安心して快適に暮らし続けられる協働の都市づくり～



平成 26 年 3 月

勝 浦 市

元気・交流　そして感動のまちを目指して

はじめに

勝浦市では、「海と緑と人がともに歩むまち
“元気いっぱい　かつうら”」を実現するために、
平成24年3月に「勝浦市総合計画」を策定し、
その実現に向けて全力で取り組んでいるところ
であります。

このような中、近年の社会経済情勢は大きく変
化してきており、人口減少・少子高齢社会の到来、
国際化や環境問題など、地方都市を取り巻く環境
は非常に厳しく、多くの課題に対応しなければな
りません。

本市では、平成9年4月に都市計画マスタープランを策定し、まちづくりに取り
組んでまいりましたが、このような状況を踏まえ、本市の個性や魅力を活かしたこ
れからの長期的な都市づくり・まちづくりの方針を新たに策定いたしました。

このマスタープランでは、勝浦市総合計画に即し、概ね20年後のまちづくりの
方向性を、「元気・交流・感動」をキーワードに　～いつまでも元気に安全・安心
して快適に暮らせる協働の都市づくり～　といたしました。

今後は、本マスタープランに示された基本方針のもと、市民の皆さまとの協働の
まちづくりの展開により、快適に暮らせるまちはもとより、観光客の皆さまにも、
より楽しんでいただき、感動していただけるまちとなるよう努力してまいりますの
で、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市
民の皆さまをはじめ、策定委員会委員、都市計画審議会委員ならびに関係各位に心
から感謝申し上げます。



平成26年3月

勝浦市長　猿田　寿男

目 次

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割	2
3. 都市計画マスタープランの構成と計画期間（目標年次）	3

第1章 現況と課題

1-1 都市の現況	4
1. 広域的立地条件等	4
2. 自然と沿革	4
3. 人口・世帯数等	4
4. 産業	5
5. 土地利用等	9
6. 都市施設等	11
7. 財政状況等	12
8. 市民意向	13
1-2 都市づくりの課題	15

第2章 全体構想

2-1 都市の将来像	16
1. 都市づくりの目標と都市の将来像	16
2. 将来都市構造	18
2-2 都市づくりの基本方針	23
1. 土地利用に関する基本方針	23
2. 道路・交通体系に関する基本方針	28
3. 公園・緑地に関する基本方針	34
4. 景観に関する基本方針	37
5. 自然環境に関する基本方針	40
6. 防災に関する基本方針	42
7. 河川及び供給処理施設に関する基本方針	44

第3章 地区別構想

3-1 地区の設定について	45
3-2 地区別まちづくり方針	46
1. 勝浦地区	46
2. 興津地区	52
3. 上野地区	57
4. 総野地区	62

第4章 都市づくりの推進方策

4-1 推進に向けた基本的考え方	67
4-2 都市づくりの推進方策	67

参考資料

1. 都市計画マスタープランの策定の流れ	75
2. 都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	76
3. 用語の解説	77

序 章

都市計画マスタープランの 策定にあたって

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

本市では、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「勝浦市都市計画マスタープラン」を平成 9 年 4 月に策定し、都市づくりに取り組んでいます。

その後、約 15 年が経過し、少子高齢化の進展や人口減少時代の到来など社会経済情勢が大きく変化しており、都市づくりの目指すべき方向性は転換期を迎えています。

また、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となる「勝浦市総合計画」が、平成 24 年 3 月に策定されました。

そこで、このような状況を踏まえ、本都市計画マスタープランは、これまで本市が取り組んできた都市づくりを基礎とし、本市の個性を活かしながら活性化と魅力向上を図るため、長期的かつ総合的な視点で新たな都市づくりの指針とすべく、平成 24 年度から平成 25 年度の 2 箇年で見直しを行ったものです。

【都市計画法第 18 条の 2】

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランは、市政運営の最高指針である「勝浦市総合計画」を上位計画とし、長期的な視点に立って、都市づくりの将来像や土地利用・道路等の都市施設等の整備方針を明らかにし、都市づくりのガイドラインの役割を持つものです。

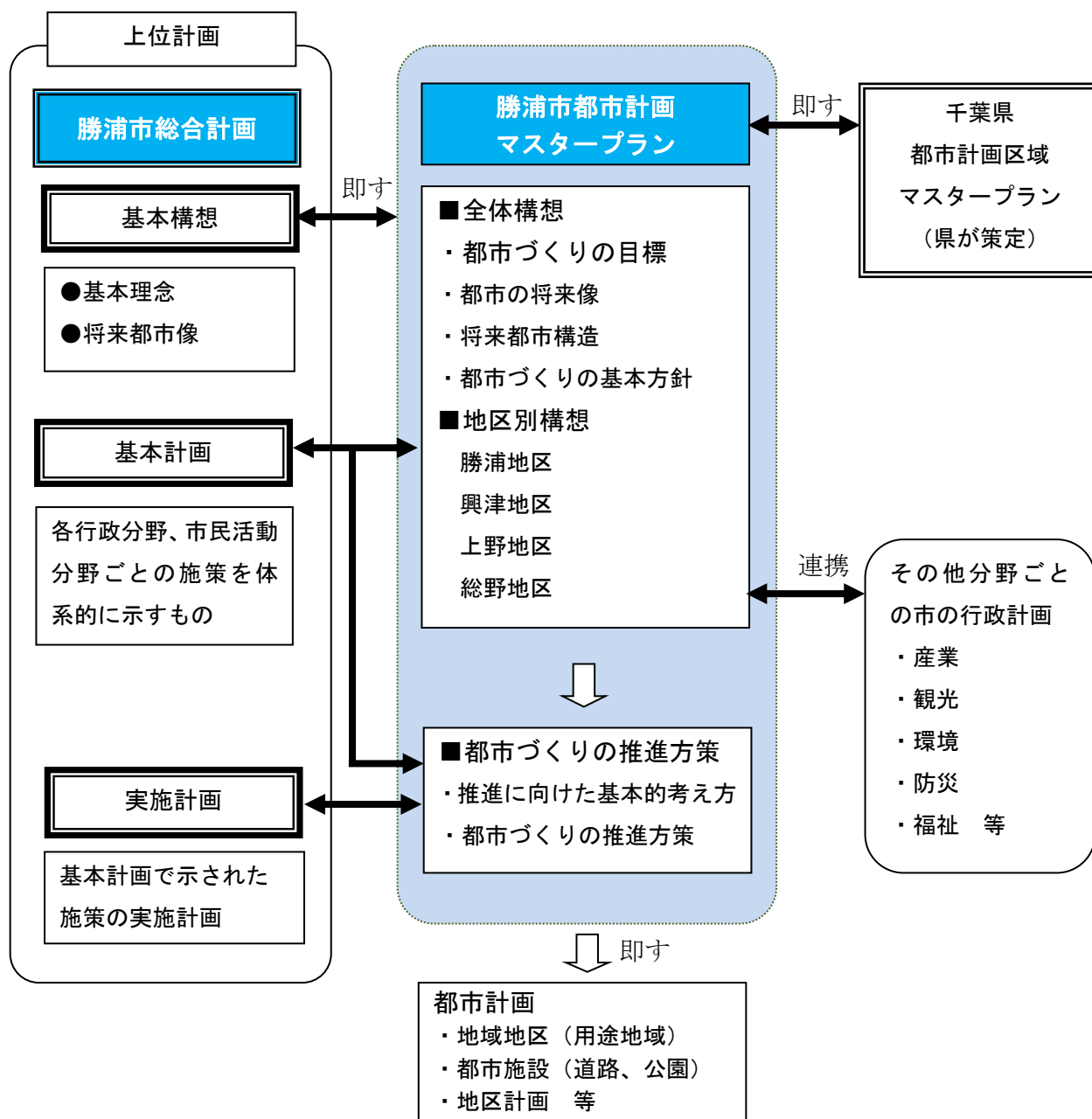
また、都市計画の分野以外の産業や環境などの計画や施策との連携を図りながら、総合的な都市づくりの指針となるものです。

都市計画マスタープランとは

都市計画法に基づき、市町村が定めるものとされています。

長期的かつ総合的な視点で、都市づくりの将来像や土地利用・道路等の都市施設等の整備方針を明らかにし、都市計画の基本的な方針となるものです。

【勝浦市都市計画マスタープランと関連計画との関係】

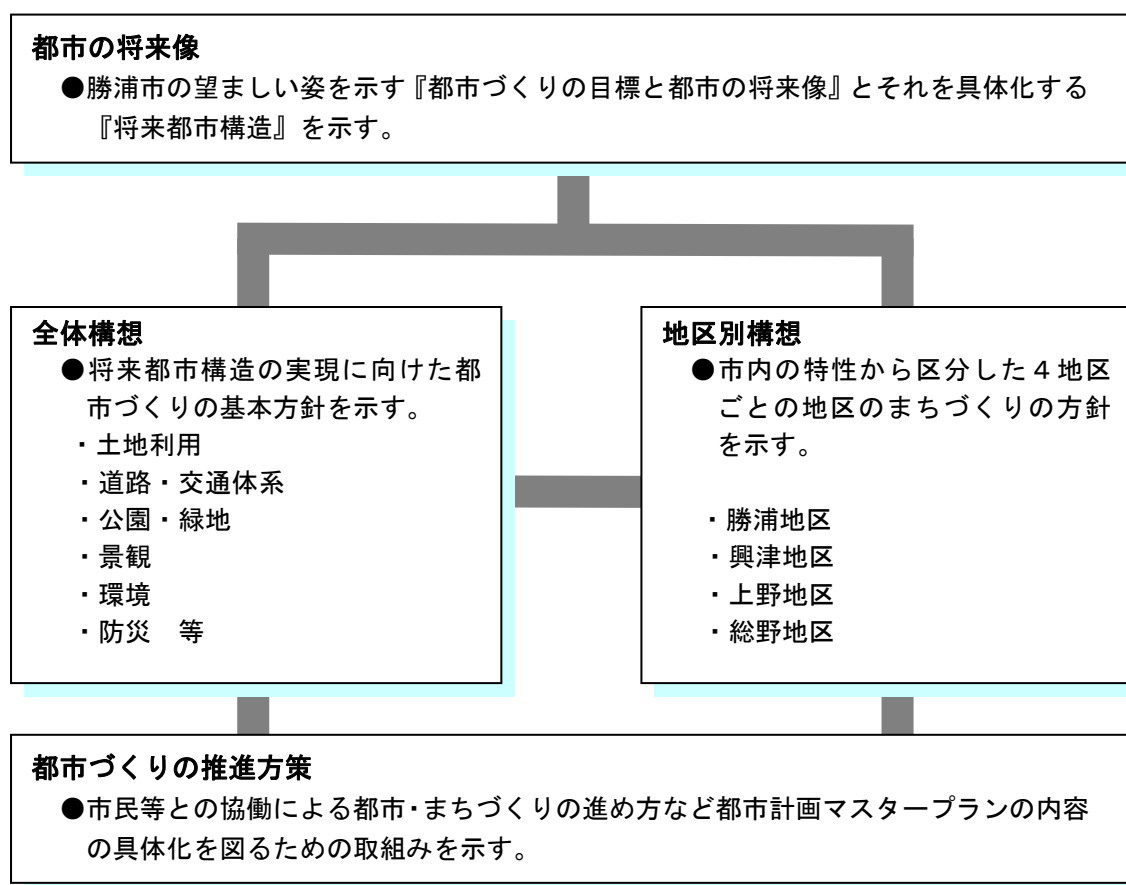


3. 都市計画マスタープランの構成と計画期間（目標年次）

(1) 都市計画マスタープランの構成

勝浦市都市計画マスタープランは、本市の目指すべき都市づくりの目標となる「都市の将来像」とそれを具体化する「都市構造」、将来都市構造の実現に向けた都市づくりの方針を示す「全体構想」、市内の地区特性から区分した地区ごとのまちづくりの方針を示す「地区別構想」、都市計画マスタープランの内容の具体化を図るための取組みを示す「都市づくりの推進方策」から構成されています。

【勝浦市都市計画マスタープラン】



(2) 計画期間（目標年次）

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立って、本市にふさわしい都市の将来像や土地利用、道路・公園等の都市施設、景観、防災等に関する基本方針を明らかにしたものです。

そのため、計画期間は概ね20年とし、社会・経済情勢の変化への柔軟な対応、都市計画に関する新たな制度手法の創設等への対応など、必要に応じて適宜見直しを行っていくものです。

第 1 章

現況と課題

1-1 都市の現況

1. 広域的立地条件等

本市の位置は、千葉市へ約 50km、鉄道で 1 時間余りと立地条件は厳しいものの、平成 25 年 4 月に市以北の市原市内に首都圏中央自動車道・IC が整備され、市内においても国道 297 号松野バイパスが現在整備中であり、広域交通条件の向上が期待されます。

勝浦市の位置と広域交通条件

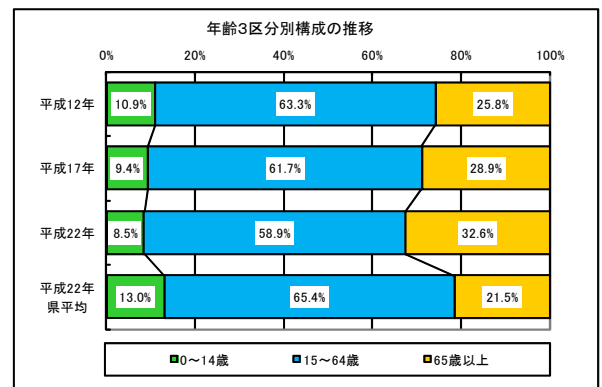
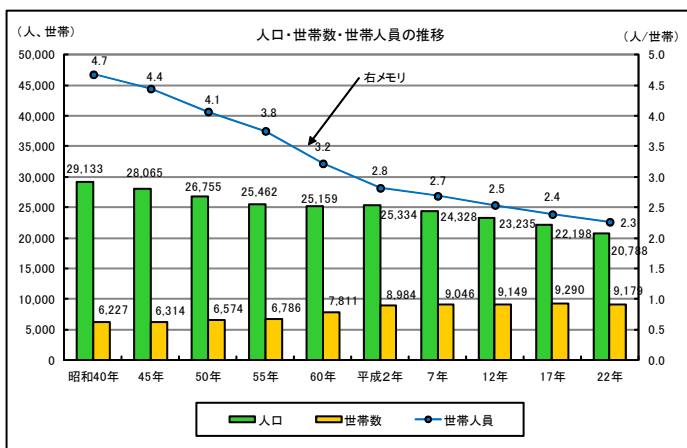


2. 自然と沿革

市域の 2/3 は丘陵地で、平坦地は少なく、海岸線はリアス式海岸で変化に富み、素晴らしい景観を見せています。冬暖かく、夏は涼しい。勝浦地区は、城下町、漁業のまちとして栄え、朝市は 400 余年の歴史を誇ります。興津地区は、江戸時代江戸と東北を結ぶ重要港として栄えました。昭和 30 年に勝浦町・興津町・上野村・総野村の 4 カ町村が合併し、33 年に県内 18 番目の市として誕生しました。

3. 人口・世帯数等

人口は漸減傾向にあり、平成 22 年で 20,800 人、9,200 世帯となっています。最近 10 年間では人口減少傾向が強まっています。社会減少数はばらつきがみられるものの、自然減少数は大きくなる傾向がみられます。また、少子高齢化、特に高齢化の傾向が顕著です。高齢者のいる世帯は、10 年間で 11% 増加し、独居高齢者数も 66% 増加しています。

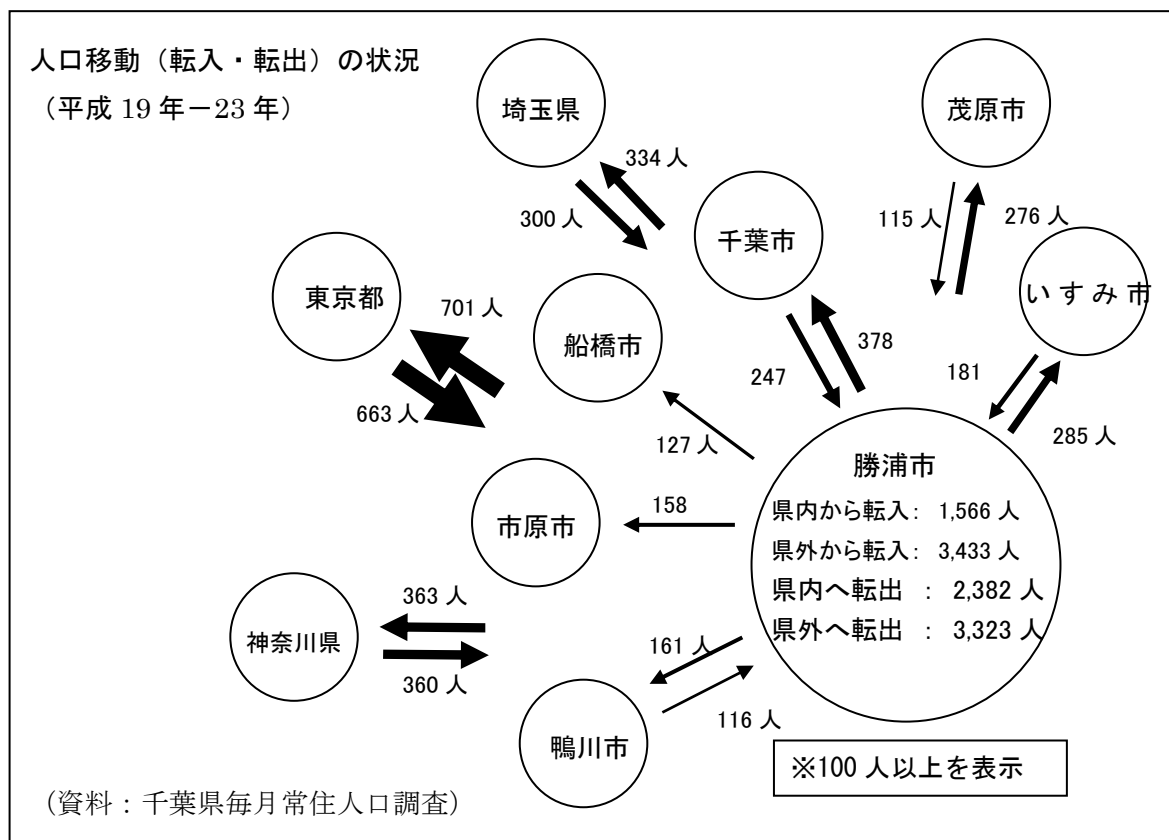


(資料：国勢調査)

5 歳階級別人口では、20～24 歳の男が特に多く、国際武道大学の影響がみられます。その他では 60～64 歳が男女共多く、年齢が高いほど多く若年層が少ない逆ひょうたん型の形状となっています。

地区別では、勝浦地区に人口の 51% が集積。最近 10 年間では、全ての地域で減少がみられます。減少数では勝浦地区が特に多く、減少率では上野と総野地区で比較的高くなっています。興津地区の高齢化が特に顕著です。

人口移動は、全体の 63%が県外間移動となっています。5年間で約 700 人の転出超過となっており、県内都市間でも転出超過となっています。



4. 産業

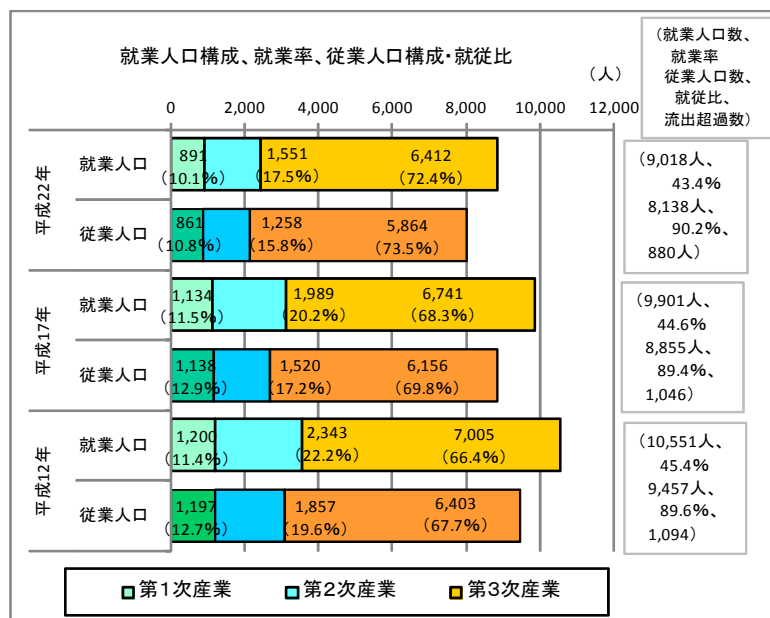
(1) 産業人口

本市の従業人口は、平成 22 年で 8,138 人、就業人口の 90.2%（就従比）であり、880 人の流出超過となっています。10 年前と比べ、約 1,300 人減少しています。

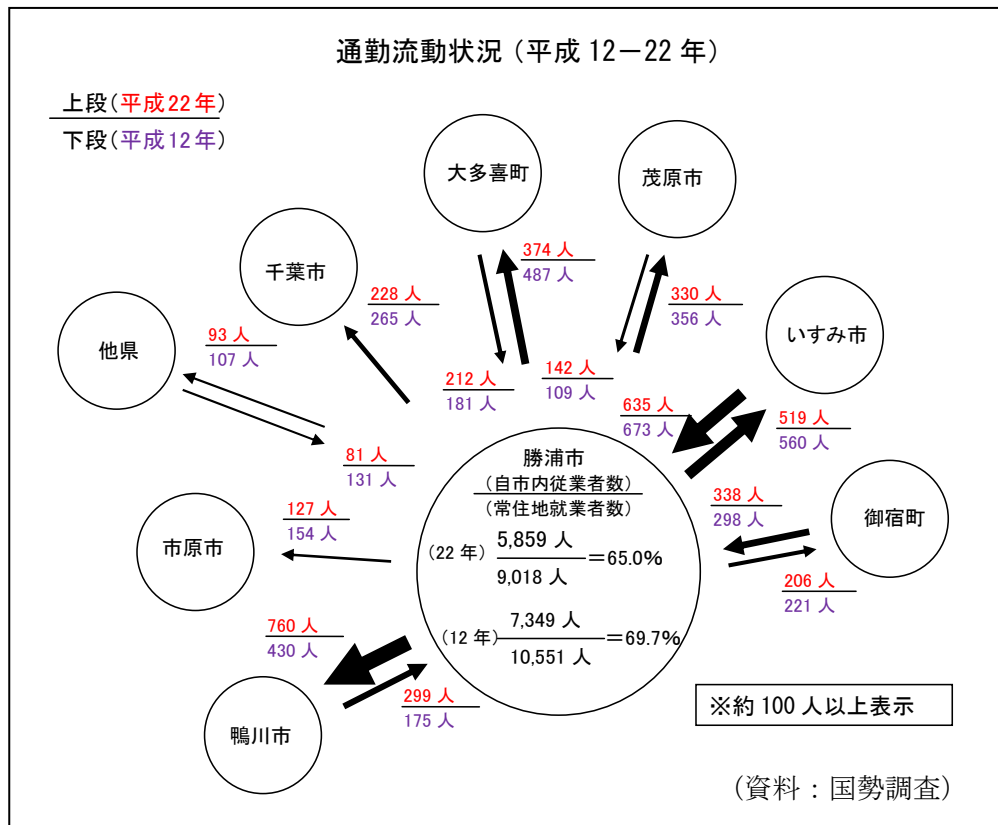
通勤者の地元従業率は約 65%と低く、地元従業者数は 10 年前に比べ 20%減少しています。

通勤流動をみると、いすみ市間、御宿町間（流入超過）、鴨川市間、大多喜町間（流出超過）で多くなっています。

産業別人口は、平成 22 年で卸売・小売業と宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉が 10%以上と比較的多くを占めています。県平均と比べると、宿泊業・飲食サービス業と漁業の構成比が高い一方、運輸業と製造業が低くなっています。

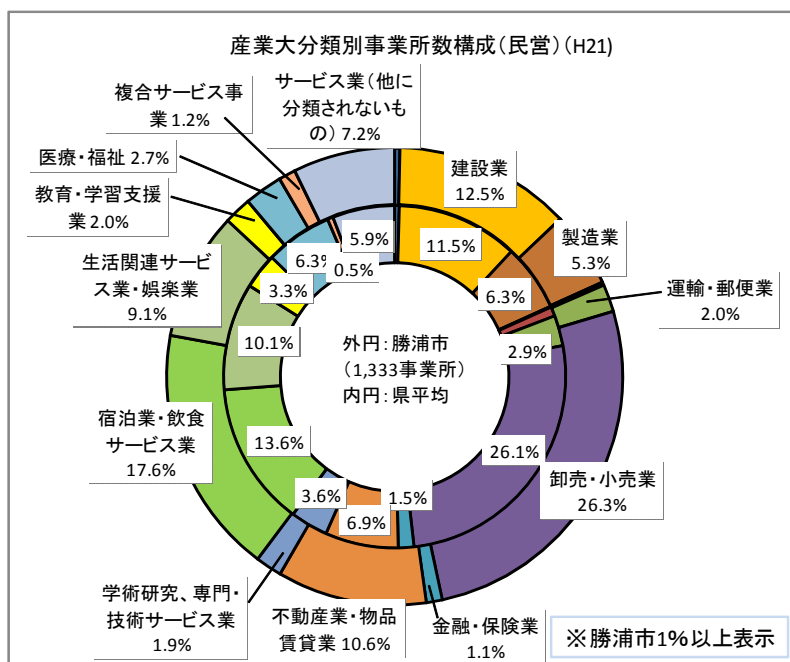


（資料：国勢調査）



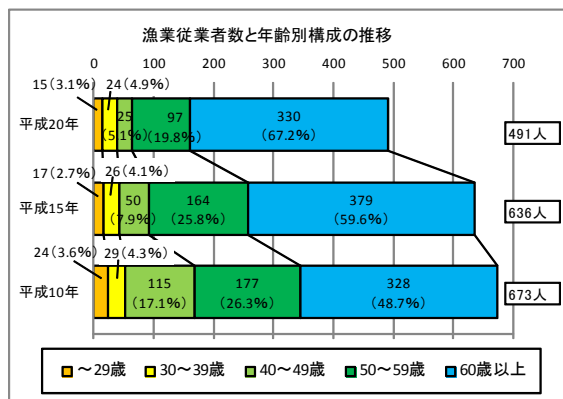
（2）事業所数

民営事業所数は、平成21年で卸売・小売業が26.3%と最も多くを占め、次いで宿泊業・飲食サービス業の17.6%等と続き、県平均と比べても、宿泊・飲食サービス業と不動産・物品賃貸業が比較的高くなっています。

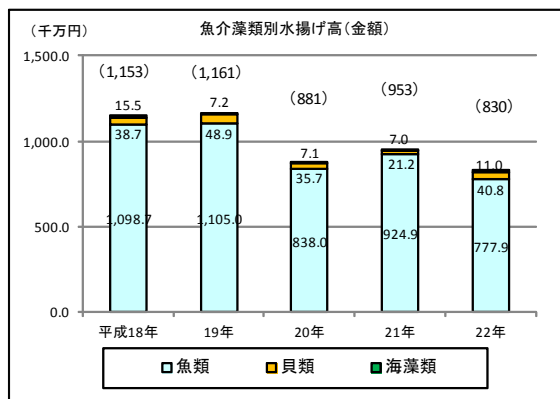


(3) 漁業

基幹産業である漁業は、漁獲量では県内1～2位を誇りますが、経営体、漁船数、従業者数はいずれも5年間で大きく減少し、後継者不足も懸念されます。水揚げ高は、近年減少～横ばい傾向となっています。



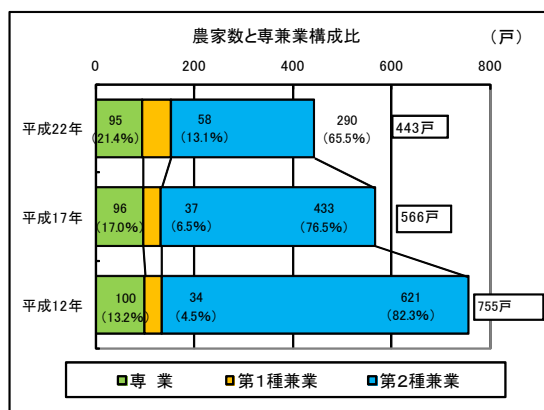
(資料: 漁業センサス)



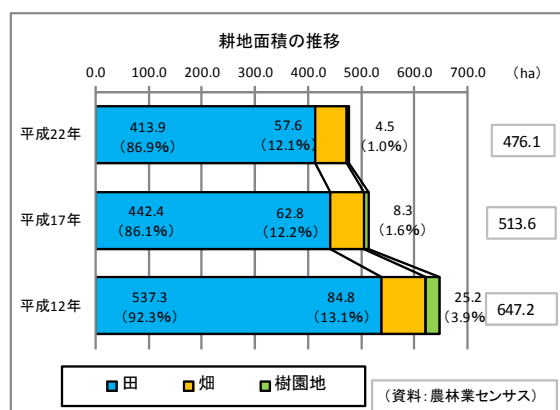
(資料: 市農林水産課資料)

(4) 農業

農家数は、10年前の6割に減少しています。田が90%近くを占める耕地面積は、10年間で170ha減少しています。それに伴って、主要作物である米と野菜の生産量も、減少しています。



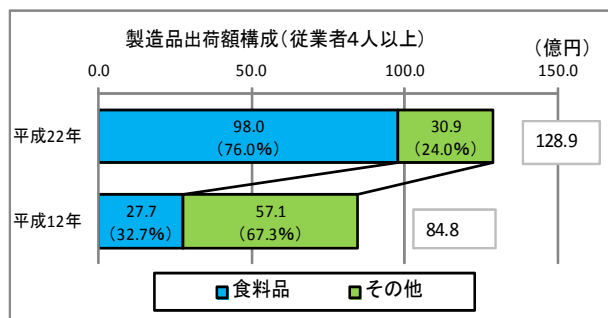
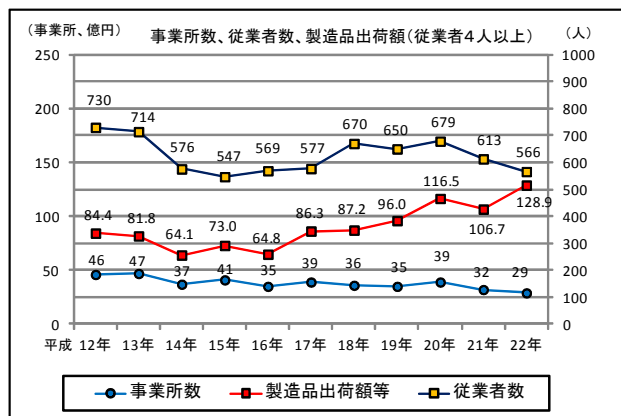
(資料: 農林業センサス)



(資料: 農林業センサス)

(5) 工業

工業地は事業所数が減少傾向、従業者数は横ばいですが、出荷額は増加傾向となっています。その中で、食料品製造業のそれぞれのシェアは、45%、49%、76%となっており、食料品製造業に特化する傾向にあります。

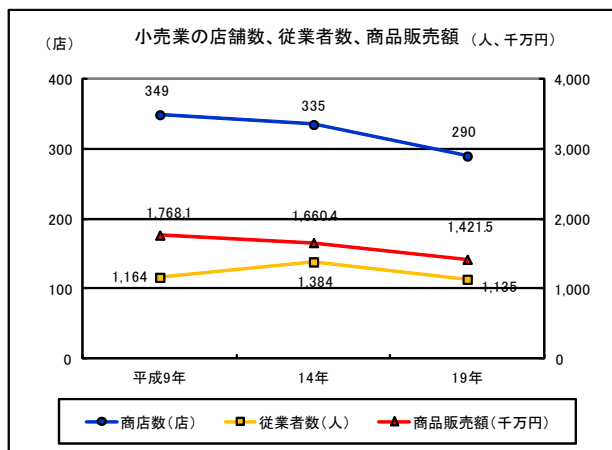


(資料: 工業統計調査)

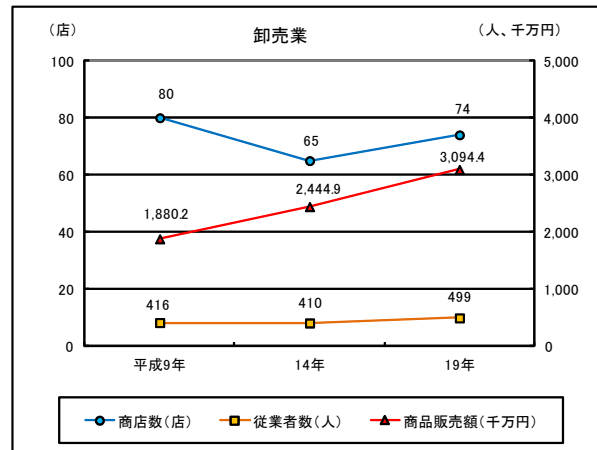
(6) 商業

小売業では、販売効率が低く小規模で商業力の弱い店舗が多く、店舗数、従業者数、販売額は、いずれも減少傾向となっています。また、卸売業の店舗数、従業者数は、平成14年以降増加傾向となっています。販売額は一貫して増加傾向で、10年間で1.6倍の伸びを示しています。

商業地は、JR 勝浦駅東側と興津地域の国道128号沿道に集積がみられますが、興津商業地は空き店舗が目立ちます。



(資料：商業統計調査)

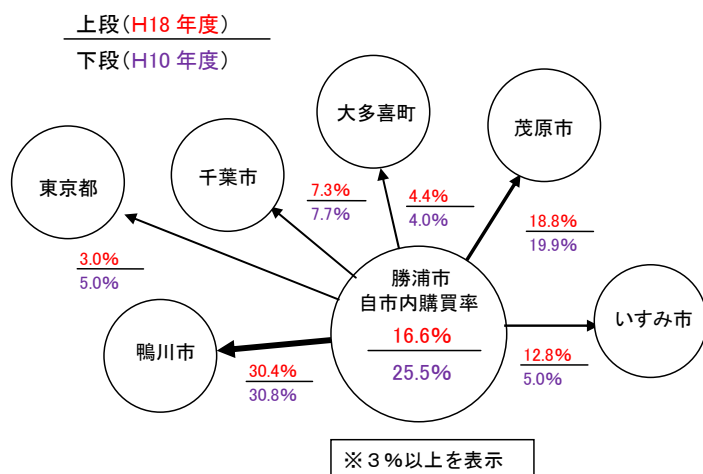


(資料：商業統計調査)

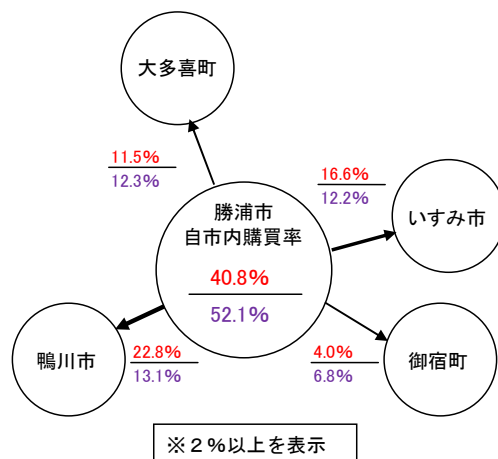
買回品と最寄品の地元購買率は、各々17%、41%と低くなっており、買回品では、鴨川市、茂原市への依存度が強くなっています。

勝浦市の購買動向

(買回品－衣料品、文化品、耐久材)



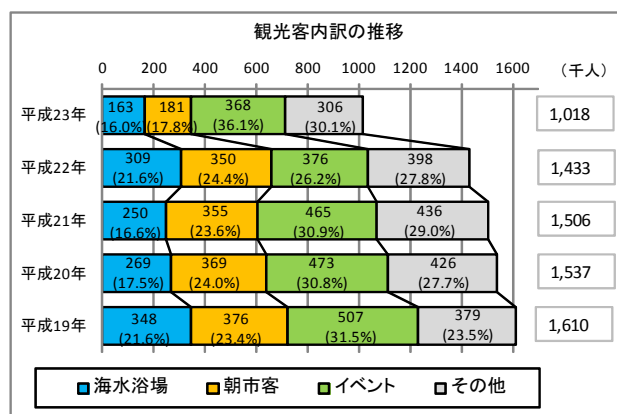
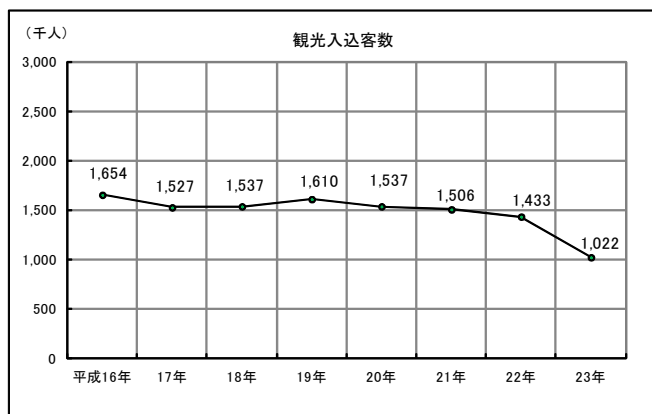
(最寄品－家庭日用品、食料品)



(資料：千葉県の商圈)

(7) 観光

観光資源・景観資源は豊かで、イベントも盛んですが、観光入込客数、イベント、朝市客数が減少傾向にあります。



(資料:観光入込調査概要)

5. 土地利用等

(1) 土地利用

土地利用構成は、平成22年で山林と原野がかなりを占め、田が11%、宅地が6%、畑が5%を占めています。平成12年と比べると、山林と原野が60ha減少し、次いで田が24ha、畑が18ha減少している一方、宅地が43ha、牧場が6ha増加しています。

土地利用の分布状況をみると、沿岸部の狭い平坦地に張り付く形で市街地と集落地が形成され、勝浦地区の勝浦駅東側と興津地区の興津駅南側及び興津久保山台地区に市街地の集積がみられます。

商業地は、主に勝浦地区の勝浦駅東側の平坦地と、興津地区の国道128号沿道に形成され、工業地は、勝浦漁港の魚市場周辺と総野地区の中心部近くに分布がみられます。

住宅地は、用途地域内を中心に集積がみられますが、用途地域外の国道297号及び国道128号沿道での建築活動も比較的多く、市街地（用途地域）外への分散化がみられます。

その他は、ほとんどが自然的土地利用となっており、夷隅川及び支川に沿って農地が細長く分布しているほかは、山林となっています。

(2) 宅地開発・建築動向

開発面積が5ha以上の大規模開発は、概ね昭和49年～平成4年にかけて行われており、主な開発地としては、勝浦地区の丘陵部における墨名の住宅地開発と国際武道大学、興津地区の丘陵部におけるミレーニア勝浦と東急リゾートタウン勝浦があり、平成18年以降は行われていません。

また、近年の建築活動は、用途地域内において住宅系建築物が比較的多く建築されていますが、その他では、用途地域外の国道297号及び国道128号沿いにおいて住宅系建築物が比較的多く建築されています。

(3) 法規制状況

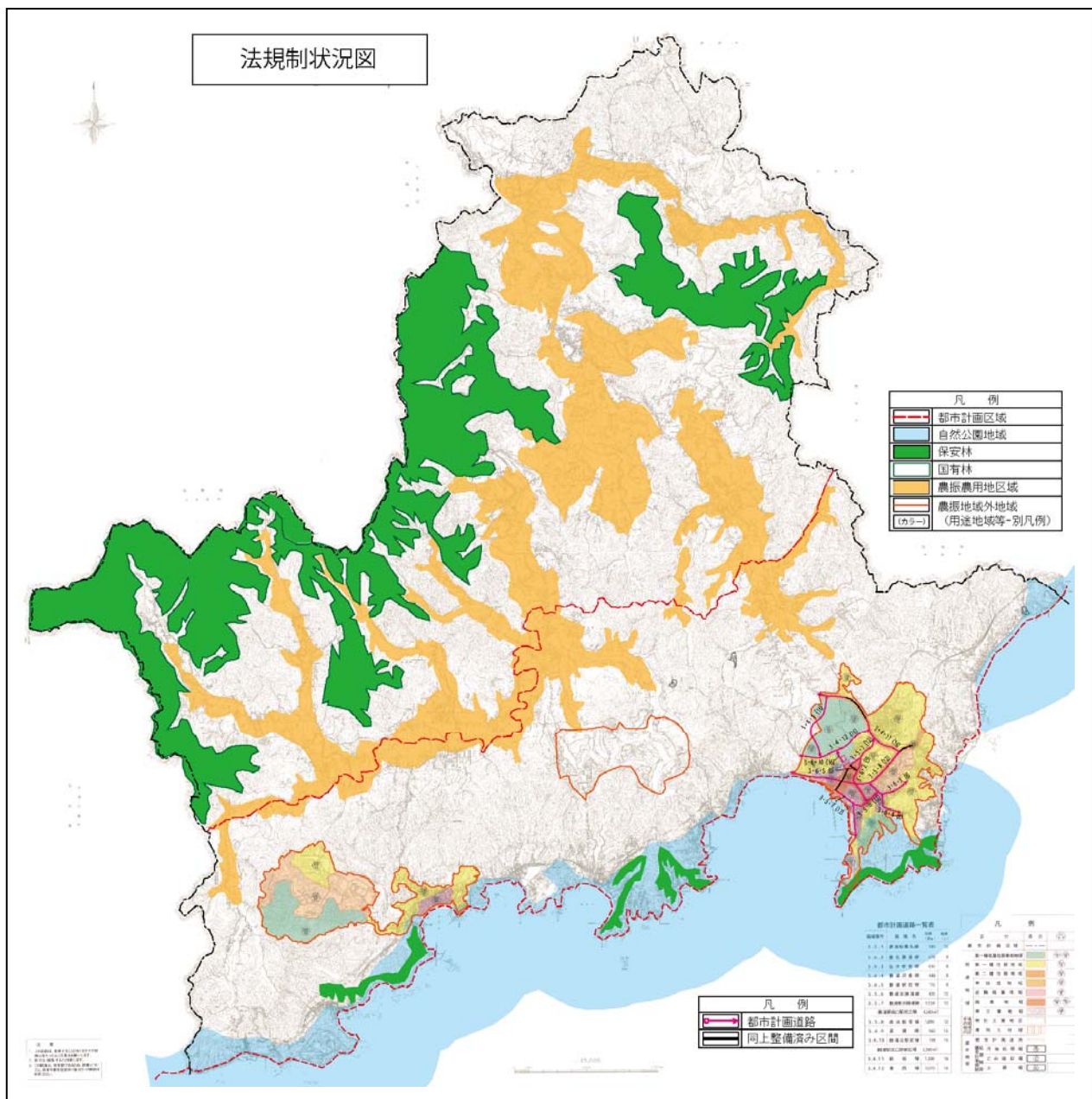
本市は、市域 9,420ha の 43%にあたる 4,055ha が都市計画区域に指定されています。

用途地域は、勝浦地区と興津地区の2箇所に指定されています。商業地域が勝浦地区の中心市街地に指定され、近隣商業地域が商業地域の周辺及び興津地区の市街地部に指定されています。また、準工業地域が勝浦地区の臨海部の漁港周辺に指定されています。その他は住居系用途地域となっています。これらの用途地域に併わせて、準工業地域を中心に特別工業地区が指定され、また、商業地域に準防火地域が指定されています。

住居系用途地域のうち勝浦駅北側の第1種低層住居専用地域のかかなりの部分が未整備であり都市的未利用地になっており、その整備が課題となっています。

市域のうち、用途地域内と東急リゾートタウン勝浦の区域及び国有林を除く区域（市域の78%を占める区域）が農業振興地域であり、そのうちの21%が農用地区域となっています。

その他では、海岸部の自然公園地域が国定公園の特別地域等に指定され、また、北部の国有林と沿岸部の一部樹林地が保安林に指定されています。



(2) 公共交通（鉄道・バス）

JR 勝浦駅のほか3駅があり、全ての駅で利用者数は減少傾向にあります。

バス系統は、JR 勝浦駅を中心に運行されるバス系統と、鴨川・興津間に運行されている系統及び高速バスの路線があります。市バスの利用者数は横ばいで、8割前後が高齢者となっています。

(3) 公園・上下水道・河川

公園は計画的開発地を中心に整備されていますが、勝浦既成市街地を中心に身近な公園が少なく、整備水準は5㎡／人と低い状況です。また、市民全体を対象とした総合的な公園は未整備です。

上水道は、普及率が約98%であり、未普及地域の解消に向け計画中です。

汚水処理は浄化槽により処理され、普及率は79%ですが、一部河川・水路で水質汚濁、悪臭の発生がみられます。

(4) 主な公共公益施設

公共公益施設は、勝浦地区の市役所周辺には市役所のほか消防署・警察署等官公庁施設や病院・国際武道大学・高校等の都市の核となる施設が集中立地しています。また、各地区の中心部にコミュニティ施設や小学校が立地し、高齢者福祉施設が上野、総野地区に分散的に立地がみられます。

7. 財政状況等

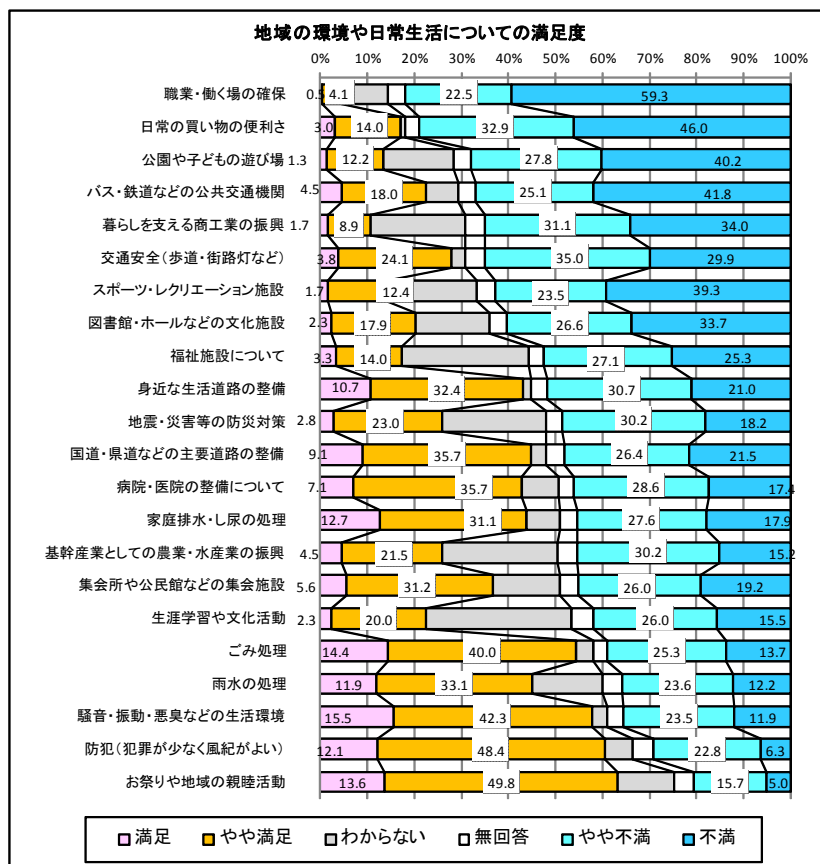
財政状況が厳しい状況にあり、それに伴う社会資本整備の遅れが懸念されます。

東日本大震災を契機に見直された地域防災計画を踏まえて、今後も引き続き防災対策の実施が必要となっています。

8. 市民意向

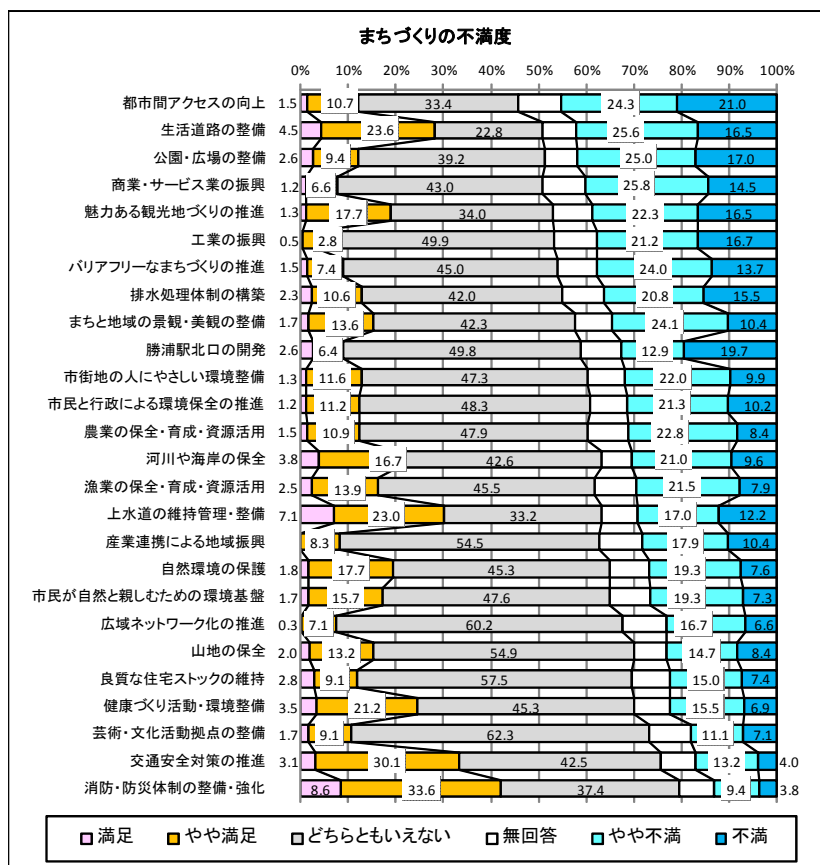
(1) 地域の環境や日常生活についての満足度

地域の環境や日常生活について不満度※の特に高い項目として、「職業・働く場の確保（82%）」と「日常の買い物の便利さ（82%）」と「日常の買い物の便利さ（79%）」があげられ、その他では「公園や子どもの遊び場（68%）」と、「バス・鉄道などの公共交通機関（67%）」、「暮らしを支える商工業の振興（65%）」、「交通安全（歩道・街路灯など）（65%）」、「スポーツ・レクリエーション施設（63%）」、「図書館・ホールなどの文化施設（60%）」などに対する不満度も比較的高くなっています。



(2) まちづくりに対する満足度

まちづくりについて不満度※の高い項目としては、「都市間アクセスの向上（45%）」が特に高く、次いで「生活道路の整備（42%）」、「公園・広場の整備（42%）」、「商業・サービス業の振興（40%）」、「魅力ある観光地づくりの推進（39%）」の順になっています。



※不満度：「やや不満」の比率＋「不満」の比率

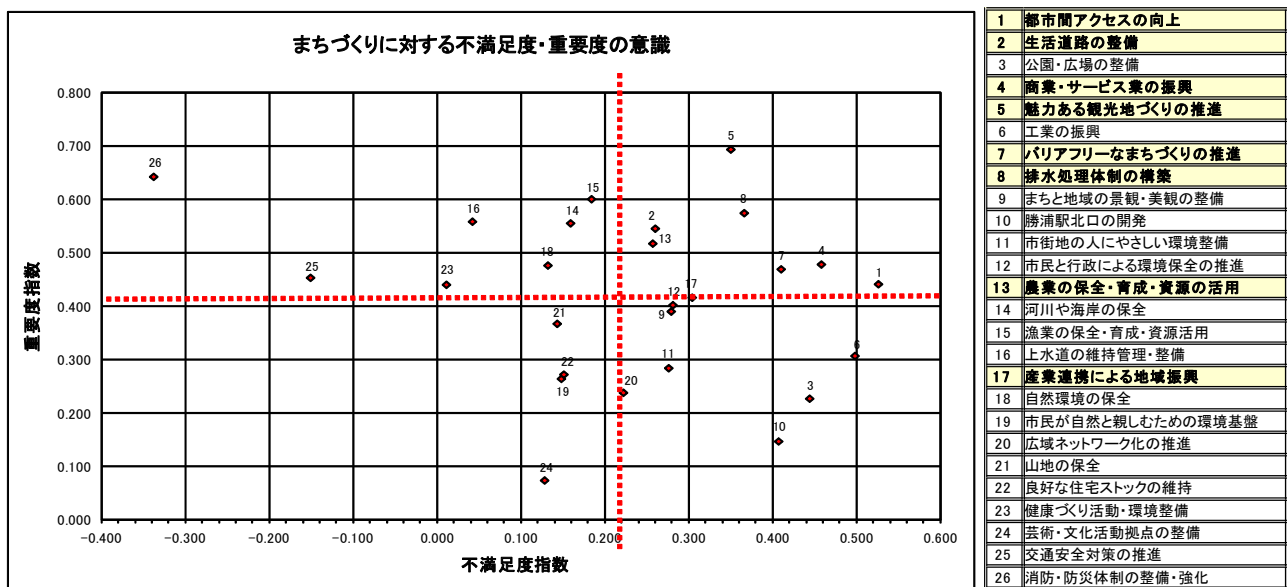
（資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート（平成21年10月））

(3) まちづくりに対する重要度

まちづくりに対する重要度（「重要」の比率＋「やや重要」の比率）については、「魅力ある観光地づくりの推進（70.6%）」が最も高く、次いで「生活道路の整備（69.7%）」、「消防・防災体制の整備・強化（69.6%）」、「健康づくり活動・環境整備（68.9%）」、「漁業の保全・育成・資源活用（68.1%）」、「排水処理体制の構築（66.8%）」の順になっています。

まちづくりに対する不満度と重要度が比較的高い項目として、「都市間アクセスの向上」、「商業・サービス業の振興」、「バリアフリーなまちづくりの推進」、「排水処理体制の構築」、「魅力ある観光地づくりの推進」、「生活道路の整備」、「農業の保全・育成・資源の活用」等があげられます。

○まちづくりに対する不満度・重要度分析（不満度・重要度の意識～2軸での位置づけ）



（資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート 平成 21 年 10 月）

※赤点線は平均値

1-2 都市づくりの課題

○産業力を高める都市づくり

- ・ 広域交通条件の向上による産業の活性化
- ・ 県下有数の漁獲量を誇り特化傾向にある漁業の更なる振興
- ・ 漁業を中心として、その他の産業（工業・観光・商業・農業）との連携強化（連携の場づくり等）による全体的な産業力の強化
- ・ 豊かな地域資源（自然環境・自然景観・歴史文化・海産物等）の魅力向上と活用、および現在有効活用されていない地域資源の再生・活用等による新たな魅力づくりによる観光振興
- ・ 交流人口増加の産業（商業等）振興への展開
- ・ 地域の暮らしの中心としての商業地の魅力向上による商業地の活性化
- ・ 産業振興による就業の場の確保と暮らしやすい環境づくりにより、若者を中心とした人口定着と、新たな住民の流入による人口減少の抑制
- ・ 人口減少時代に対応し、観光振興等による交流人口の増加による都市の活性化

○少子高齢化及び人口減少に対応した都市づくり

- ・ 少子高齢化の進展に対応し、子育て世代や高齢者が身近に医療や健康福祉などの日常サービスや行政サービスを楽しむ施設の地域の拠点地区への集約化
- ・ 高齢者をはじめとした市民が気軽に集え交流できる場としての拠点地区（商業地等）の機能充実
- ・ 地域の拠点地区と周辺地域とを結ぶバスの効率的で利便性の高い運行による高齢者等交通弱者の生活利便性の向上

○安全・安心して快適に住み続けられる都市づくり

- ・ 合併浄化槽の普及による公共水域の水質保全
- ・ 都市計画道路等の整備推進による歩行者の安全性の確保
- ・ 生活道路の整備推進
- ・ 身近な公園の整備推進と、高齢社会においてニーズの高まりが予想される健康づくりの拠点としての公園の整備推進
- ・ 鉄道駅をはじめとして公共公益施設等のバリアフリー化による人にやさしい都市づくりの展開
- ・ 地域防災計画を踏まえた安全なまちづくりの推進

○市民等との協働の都市づくり

- ・ 市民協働による地域の防災力の向上
- ・ 空地・空き家を活用したまちづくり
- ・ 市民協働による景観まちづくりと観光振興
- ・ 国際武道大学との協働によるまちづくりの展開

第 2 章

全体構想

2-1 都市の将来像

1. 都市づくりの目標と都市の将来像

(1) 都市づくりの目標

第1章の現況編で整理した都市づくりの課題を踏まえて、都市づくりの目標を以下のように設定します。

○基幹産業の漁業と観光を中心とした産業連携により、産業全体が活性化する都市づくり

- ・県下有数の漁獲量を誇りブランド化した水産物と豊かな観光資源を活かして、水産特産品等の加工場の整備や、食の提供の場づくり等を通して、工業・農業・商業等の産業が一体的に振興する活力ある都市づくり
- ・市内に豊富にある地域資源を新たな産業として育成することや、各種産業の活性化等により、雇用の場が確保される都市づくり

○地域の個性と資源を活かした魅力向上と、おもてなしの心により、感動を与え多様な交流が生まれる都市づくり

- ・素晴らしい眺望ポイント・ルートの形成による魅力向上や現在あまり利用されていない地域資源の再生・活用による新たな魅力づくり、及び市民等との協働による景観まちづくり等の推進による観光客等市を訪れる人々に感動を与えられる景観・都市づくり
- ・人口減少に伴い増加する空地、空き家の活用により、市街地の荒廃を防止し、人口定着や交流人口の増加に繋ぐ都市づくり

○地域の防災力向上等により、市民が安全・安心して暮らし続けられる都市づくり

- ・自助・共助・公助による地域の防災力・減災力が向上する安全・安心な都市づくり
- ・幹線道路等の整備・充実（歩道の設置、充実等）により、歩行者等の安全や避難路が確保された安全性の高い都市づくり
- ・増加する空地・空き家を市民等と行政とが協働で利用推進を図る安心な都市づくり

○地域の拠点地区の整備・育成等により、高齢者等市民が元気に交流し快適に暮らし続けられる都市づくり

- ・地域の拠点地区（既存の商業地等）について、生活を支える都市機能（コミュニティ機能、保健福祉医療機能、文化機能、子育て支援機能等）の集積・充実により、市民等が気軽に集まり交流できる場、魅力的で賑わいのある中心地として再生するとともに、周辺地域からのアクセスが容易になるよう公共交通機関の充実による高齢者等交通弱者にやさしく便利で暮らしやすい都市づくり
- ・観光地として、市民や観光客にとって快適な都市環境づくり

○市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等と行政との協働による都市づくり

- ・多様化した市民ニーズに対応し、誰もが安心して元気に暮らしていくために、市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等と行政とが協働で取り組む都市づくり
- ・市民等と行政が協働で景観まちづくり等を推進することにより魅力的で感動を与えられ、観光振興が図られる観光都市づくり

(2) 都市の将来像

以上の都市づくりの目標を踏まえて、本市の都市の将来像を、「素晴らしい眺望景観と食（海・山の幸）の提供等を通じて観光客等本市を訪れる人々に**感動**を与えることにより**交流**人口が増加し、それを産業間の**連携**により産業全体の振興に繋げ地域経済が活性化される**元気な都市**、また、今後急激に増加することが予想される高齢者など市民が**元気**に**交流**し、**協働**で都市づくりに取り組むことにより、**いつまでも快適に暮らし続けられる都市**、さらに、市民等と行政が**協働**で防災・減災に取り組むことにより防災力・減災力が向上する**安全・安心な都市**」をイメージし、次の将来像を設定します。

<都市の将来像>

元気・交流（連携・協働）・感動のまち かつうら

～いつまでも元気に
安全・安心して快適に暮らし続けられる
協働の都市づくり～

2. 将来都市構造

(1) 将来都市構造形成の基本的考え方

本市の基本的な都市構造は、丘陵地が広く分布する中に、都市の核的施設等の都市機能が集中し本市の中心的地域である勝浦市街地と、J R 上総興津駅南側の国道 128 号沿道に商店街が形成されコミュニティ施設等の集積がみられる興津市街地、及び小学校やコミュニティ施設が比較的集中している上野・総野の農業基幹集落地が形成され、それらを道路と公共交通機関が結ぶという都市構造となっています。

将来的にも、基本的には現都市構造を継続していくことになると考えられますが、先に整理した都市づくりの課題を踏まえて設定した都市づくりの目標の実現に向けた基本的な土地利用の配置と交通体系のあり方（将来都市構造）としては、以下の通りです。

○各地域の中心となっている市街地・農業基幹集落地について、都市機能の集約化と充実により都市活動が活発に行われる場、地区住民等が楽しく元気に交流する場として、都市及び地域における拠点として位置づけます。さらに、それら拠点間及び、拠点と周辺地域間を結ぶ道路・公共交通機関の充実により、結びつきの強化を図ります。

- ・勝浦中心市街地-----都市交流拠点
- ・興津市街地-----地域交流拠点
- ・上野・総野農業基幹集落地-----地域交流拠点

○その他の土地利用の配置としては、北部の国有林（保安林）と本市を特徴づける海を望む斜面林については、保全を図るゾーンとして位置づけ、内陸部のその他樹林地と農地については、保全を基調としつつ産業資源・観光資源等地域資源として積極的に活用を図るゾーンとして位置づけます。

また、国定公園に指定されている臨海部については、保全との調和に配慮しつつ、感動を与えることができる眺望ポイント・ルートの形成による景観づくりを積極的に進めるゾーンとして位置づけます。

(2) 将来都市構造

1) 土地利用構成（ゾーン構成）

①市街地ゾーン

勝浦地域の J R 勝浦駅周辺の用途地域が指定された地区を、多様な機能が集積する快適で魅力的で賑わいのある市街地として、勝浦市街地ゾーンと位置づけます。

また、興津地域の J R 上総興津駅周辺の用途地域が指定された地区を、周辺地域の中心的地域として利便性が高く魅力的な環境を有する市街地として、興津市街地ゾーンと位置づけます。

②海岸保全・漁業集落ゾーン

臨海部の漁業集落と一体の海浜部を、観光振興と連携した漁業の活性化に資する海岸保全・漁業集落ゾーンと位置づけます。

③丘陵部開発ゾーン

興津久保山台地区のミレーニア勝浦と鶴原地区の東急リゾートタウン勝浦の丘陵地における開発地を、丘陵部開発ゾーンとして位置づけます。

④農業振興・交流ゾーン

夷隅川及び支川沿いの優良な農地等及び集落地について、農業の振興を図るとともに、市民相互・都市住民との交流を図る場、農業体験の場等として積極的に活用するものとして農業振興・交流ゾーンとして位置づけます。

⑤森林資源活用ゾーン

市域北部の丘陵部斜面緑地保全ゾーン以外の地域森林計画対象民有林に指定されている緑地を、産業資源としての活用・レクリエーションの場として、森林資源活用ゾーンと位置づけます。

⑥丘陵部斜面緑地保全ゾーン

丘陵部開発ゾーン周辺の緑地を含む海を望む丘陵部の斜面緑地一帯を、本市を特徴づける豊かな自然環境と景観を形成しており、保全を図るものとして、丘陵部斜面緑地保全ゾーンとして位置づけます。

⑦森林保全ゾーン

国有林等の保安林となっている区域を、森林保全ゾーンと位置づけます。

2) 拠点形成

①勝浦都市交流拠点

勝浦市街地のうち都市レベルの都市機能が集積するＪＲ勝浦駅南側の区域について、本市の中心地区として、都市交流拠点に位置づけます。

また、勝浦漁港周辺については、漁業と観光振興を支える賑わいと魅力ある市街地環境の形成を図ります。

ＪＲ勝浦駅北側地区については、住宅地や商業地等市街地としての活用の可能性について検討します。

②地域交流拠点

コミュニティ施設等が比較的集中する興津地区のＪＲ上総興津駅周辺の区域と、上野地区の（主）天津小湊夷隅線と上野小学校周辺から市道勝浦荒川線の交差部周辺に至る農業基幹集落の区域及び、総野地区の国道 297 号・同松野バイパスと（主）天津小湊夷隅線の交差部周辺の農業基幹集落の区域について、周辺地域の中心的地区として、周辺地域住民の交流の場として、

地域交流拠点と位置づけます。

③観光等交流拠点

勝浦地域の官軍塚～八幡岬公園に至る区域と鶴原理想郷とその周辺（勝浦海中公園・海の博物館）～興津海岸に至る区域及び浜行川地区～大沢地区の区域について、観光地として感動を与えられる新たな魅力を創出する場として、観光等交流拠点と位置づけます。

④緑の交流拠点

勝浦都市交流拠点においては勝浦市街地の北西側地区とＪＲ勝浦駅北側地区に、興津地域交流拠点についてはＪＲ上総興津駅北側地区に、総野地域交流拠点においては国道 297 号・同松野バイパスと（主）天津小湊夷隅線の交差部周辺地区に、上野地域交流拠点においては（主）天津小湊夷隅線と市道勝浦荒川線の交差部周辺地区に、緑の交流拠点を位置づけ、地域住民並びに市民のスポーツ・レクリエーションの場、健康づくりの場、生物多様性に寄与する場等として、公園緑地・広場の整備を検討します。

その他、勝浦ダム周辺について、緑の交流拠点として、駐車場等の整備や修景を検討するとともに、観光等交流拠点にある既存の興津海浜公園や八幡岬公園、勝浦海中公園等について、緑の交流拠点として、一層の魅力向上を図っていきます。

3) 交通体系

①広域交通軸

東京方面及び千葉市方面とを結び東京湾側から圏央道を介して本市に至る広域的な交通軸として国道 297 号（国道 128 号以北の区間）及び同松野バイパスを位置づけるとともに、鴨川市や茂原市等東西方向の広域的な交通軸として国道 128 号（市街地外区間）・同バイパスとＪＲ外房線を位置づけます。また、鴨川市方面と、国道 297 号及び夷隅地域の各都市間を結ぶ（主）天津小湊夷隅線についても広域的な交通軸として位置づけます。

②都市交通軸とその他幹線道路

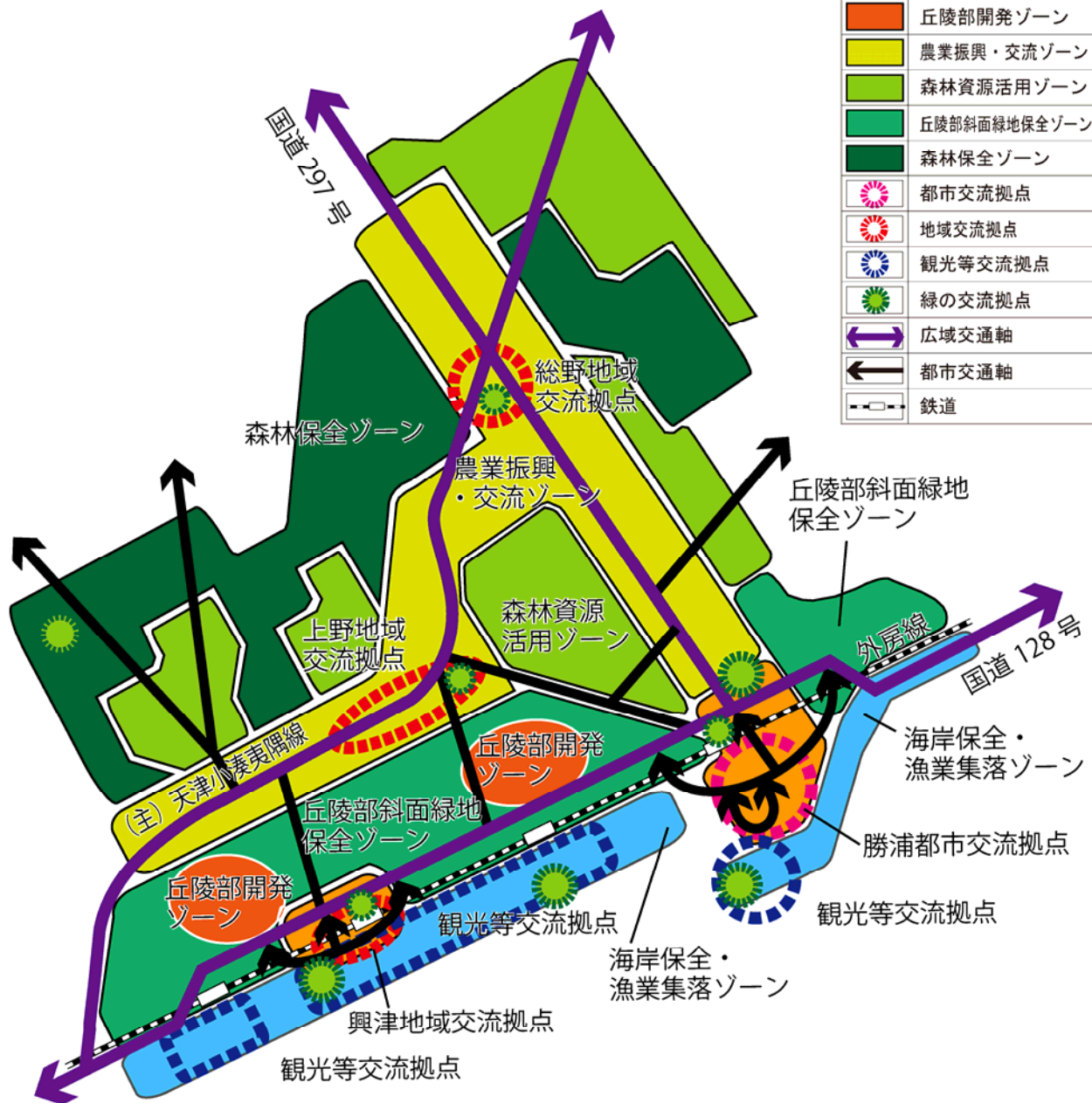
広域交通軸を補完し、周辺都市間や市内の拠点間・ゾーン間を結び、円滑な都市活動を支える国道 128 号（市街地内区間）のほか、（県）勝浦上野大多喜線、（県）小田代勝浦線、（県）勝浦布施大原線、（県）上布施勝浦線等の県道と都市計画道路 3・4・11 の国道 128 号と一級市道墨名部原線間の区間と 3・5・1（一部）、3・6・2（一部）、3・6・3、3・5・6、3・5・7（一部）及び一級市道墨名部原線、同新坂沢倉線、二級市道出水沢倉線の一部区間を、都市交通軸と位置づけネットワークを形成します。

その他の（県）勝浦港線や（県）勝浦停車場線、（県）上総興津停車場線のほか主な市道（一級市道勝浦荒川線、同鶴原荒川線、同部原川津勝浦線、二級市道松野中倉市野川線、同中谷廻り山線、同興津台宿線）や勝浦市街地の都市計画道路 3・6・3、3・5・7（一部）については、都市交通軸を補完する道路として位置づけます。

将来都市構造

	名 称	内 容
ゾーン	市街地ゾーン	・用途地域指定区域
	海岸保全・漁業集落ゾーン	・南房総国定公園区域（漁業集落地、沿岸自然地）
	丘陵部開発ゾーン	・ミレニア勝浦、東急リゾートタウン勝浦
	農業振興・交流ゾーン	・農業振興地域内の農用地区域等と集落地
	森林資源活用ゾーン	・地域森林計画対象民有林（丘陵部斜面緑地保全ゾーンを除く）の指定区域
	丘陵部斜面緑地保全ゾーン	・斜面林地域、丘陵地開発ゾーン周辺森林地域
	森林保全ゾーン	・国有林区域
拠 点	勝浦都市交流拠点	・勝浦中心市街地
	地域交流拠点	・興津地域交流拠点（興津市街地） ・総野地域交流拠点（国道 297 号松野バイパスと（主）天津小湊夷隅線の交差点） ・上野地域交流拠点（（主）天津小湊夷隅線と市道勝浦荒川線の交差点）
	観光等交流拠点	・官軍塚～八幡岬公園 ・鶴原理想郷及び周辺地区（勝浦海中公園・海の博物館）～興津海岸周辺 ・浜行川地区～大沢地区
	緑の交流拠点	・J R 勝浦駅北側地区公園緑地（構想） ・総合的な公園（構想） ・興津拠点地区公園広場（構想） ・総野拠点地区公園広場（構想） ・上野拠点地区公園広場（構想） ・勝浦ダム周辺広場（構想） ・興津海浜公園、八幡岬公園、勝浦海中公園等
軸	広域交通軸	・国道 128 号（市街地外区間）・同バイパス ・国道 297 号（国道 128 号以北の区間--一部都市計画道路 3・4・11）・同松野バイパス ・（主）天津小湊夷隅線 ・J R 外房線
	都市交通軸	・国道 128 号（市街地内区間）、一級市道墨名部原線（旧国道 128 号） ・（県）勝浦上野大多喜線 ・（県）小田代勝浦線 ・（県）勝浦布施大原線 ・（県）上布施勝浦線 ・都市計画道路 3・5・1（一部）、3・6・2（一部）、3・6・3、3・5・6、3・5・7（一部）、3・4・11（上記以外の区間） ・一級市道新坂沢倉線 ・二級市道出水沢倉線
	その他幹線道路	・（県）勝浦港線、（県）勝浦停車場線、（県）上総興津停車場線 ・都市計画道路 3・6・3、3・5・7（一部） ・一級市道勝浦荒川線、同鶴原荒川線、同部原川津勝浦線 ・二級市道松野中倉市野川線、同中谷廻り山線、同興津台宿線等

将来都市構造図



2-2 都市づくりの基本方針

1. 土地利用に関する基本方針

都市づくりの目標として掲げた「産業全体が活性化する都市づくり、感動を与え交流人口が増加する都市づくり」の観点から、交流人口を増加させる一環として観光等交流拠点を位置づけ、整備を図っていくとともに、交流人口の増加を地域経済の活性化・都市の活性化に繋げるための土地利用の形成・誘導を図っていきます。

その交流拠点の整備にあたっては、豊かな自然環境・自然景観を守りながら観光と調和・共生する土地利用の形成を適正かつ計画的に誘導していきます。また、交流人口の増加を地域経済の活性化に繋げるための方策の一つとして、都市・地域交流拠点において休憩・情報発信・地域の連携等の機能を有し地域の振興に資する施設（地域振興施設）を位置づけ整備推進を検討していきます。

さらに、人口減少・少子高齢化の進展に対応して、人々が快適に暮らし続けられる人にやさしい都市づくりのため、都市・地域交流拠点の育成（暮らしの広場としての商業地等の機能や子育て支援機能等の充実）と快適な居住環境の形成に向けた土地利用の誘導を図っていきます。また、若者の定住に資するような魅力的な環境づくりを図ります。

安全・安心して暮らし続けられる災害に備えた都市づくりの一環として、既成市街地内及び周辺において地域防災拠点及び避難地としての公園・広場の整備を図るとともに、J R勝浦駅北側地区の市有地について、防災機能の導入等による活用を検討していきます。

以上の基本方針を踏まえて、地域特性に応じた次のような土地利用の配置を行います。

1) シビックセンター

市役所、図書館、（仮称）市民文化会館（建設中）、県保健福祉センター（夷隅保健所）、勝浦警察署、病院等の公共公益施設が集積している地区については、シビックセンターとして位置づけ、今後も公共公益施設の集約化を推進するとともに、情報サービス機能、防災機能等の強化や地区の骨格を構成する幹線道路の歩行空間の充実等により、多くの市民が集まる地区として、安全・快適で質の高い環境づくりを推進します。

2) 商業業務地

勝浦市街地の商業系用途地域と興津市街地の近隣商業地域の区域を商業業務地に位置づけます。

勝浦市街地の区域においては、本市の中心となる商業業務地として集客力を高めるため、駐車場の整備と併せ、朝市周辺の魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを推進するとともに、集客力が高く交流人口の増加を地域経済の活性化に繋げるために有効と考える核的な地域振興施設（観光情報施設、シーフードレストラン、海産物販売所、観光地周遊ミニバスターミナル等）を、魚市場周辺に位置づけます。

市街地の骨格となる都市計画道路 3・5・7 勝浦駅浜勝浦線の市営駐車場から浜勝浦橋上流までの区間について、浜勝浦川の蓋がけ等により臨海プロムナードとして環境整備を推進し、朝市と地域振興施設とを結び、快適な環境づくり、歩いて楽しい魅力的な景観づくりを進め、回遊性を高め、商業地の活性化に繋がります。

勝浦地域振興施設のイメージ
(海の眺望と海の幸を楽しむ)



勝浦地域臨海プロムナードのイメージ
(浜勝浦川の蓋がけにより広幅員の歩道を確保する)



興津市街地においては、周辺地域の中心となる商業地として、商業機能の充実を図る一環として空地の活用による駐車場の整備を推進するとともに、空き店舗等の活用により、交流、くつろぎ、情報交換、子育て、文化活動（図書館分室等）、遊び等のための場を創ることにより『暮らしの広場』として再生を図り、地域住民の暮らしの利便性を向上するための機能の強化を図っていきます。また、商店街としての魅力を高め活性化を図る一環として、地域の骨格となる国道 128 号を安全で歩いて楽しい道として整備を進めるとともに、周辺地域の中心的な地区として、周辺地域と結ぶ公共交通機関の充実や関東ふれあいの道の活用・拡充と幹線道路の歩道部を活用・整備による緑の交流ネットワークの形成により結びつきの強化を図っていきます。

3) 沿道サービス地

勝浦市街地の国道 128 号及び国道 297 号沿道地区については、周辺環境・景観との調和に配慮した沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

4) 工業地

勝浦漁港周辺の水産関連の工場が比較的多く立地している工業地については、アクセス道路の拡充整備と排水処理施設の設置促進などにより、交通の便が良く周辺環境と調和する土地利用の形成を図っていきます。また、総野地域交流拠点地区周辺の既存の工業施設が比較集積している地区周辺について、国道 297 号松野バイパスの整備進捗による広域的な交通利便性の向上を踏まえて、工業地に位置づけ環境整備を図っていきます。

5) 一般住宅市街地

勝浦市街地と興津市街地の商業業務地及び工業地を除く住居系用途地域の指定区域については、戸建て住宅を主体とした一般住宅市街地として位置づけ、生活道路や污水处理施設の整備などにより快適な居住環境の形成、充実を図ります。また、学校や保育所等が集積がみられる勝浦市街地の一部区域については、生徒・児童・幼児の安全性を高めるとともに、子育て支援機能の充実を図っていきます。

また、住民との協働により、美しく魅力的な景観づくりを進めます。

6) 丘陵部開発地

ミレーニア勝浦と、東急リゾートタウン勝浦の丘陵部開発地については、良好な環境の維持を図ります。

7) 海岸保全・漁業集落地

沿岸部の漁業集落とその周辺の良い自然景観を有する海岸線は、基幹産業である漁業を支えるとともに、観光地としての貴重な観光資源・景観資源であり、保全を図ります。

8) 観光等交流拠点地区

勝浦地域の官軍塚～八幡岬に至る区域（勝浦観光等交流拠点地区）、勝浦海中公園～鵜原理想郷～興津海岸に至る区域（鵜原・守谷・興津観光等交流拠点地区）、浜行川地区～大沢地区

の区域（浜行川・大沢観光等交流拠点地区）については、観光等交流拠点としての機能を強化・位置づけを図ります。

勝浦観光等交流拠点地区については、素晴らしい景観をゆったりと堪能でき感動を与えられる眺望ポイントとルート形成を、保全施策との調和に配慮しつつ推進します。

鵜原・守谷・興津観光等交流拠点地区については、案内板・駐車場の設置やレンタサイクル施設の設置等によりわかりやすくアクセスしやすい環境づくりを推進します。

浜行川・大沢観光等交流拠点地区のうち行川小学校跡地と行川アイランド跡地については、既存施設・自然環境等の有効活用と新たな機能の導入等により魅力の向上を図り、交流人口の増加、ひいては地域並びに都市の活性化につなげる方策を検討していきます。

行川小学校跡地については、防災避難地としての機能強化とアクセス性の向上とともに、博物館（お雛様を飾る場等）や民俗資料館、高齢者の匠の技を活かしたものづくり体験の場などとして本市の歴史文化を体験できる場として再生するなどにより、市民や観光客等の交流の場づくりを検討します。また、行川アイランド跡地については、民間活力等の誘導により、新たな魅力を創造する地区として再生・活用を検討していきます。

9) 上野・総野地域交流拠点地区

総野地区の国道 297 号松野バイパスと（主）天津小湊夷隅線の交差部周辺の公共公益施設が比較的多く集積している地区については、地区住民の交流の場として、日常サービス機能の維持・充実により利便性を確保するとともに、市の北側からの玄関口として、観光情報機能や地域振興に寄与する施設（地域振興施設）の設置等により玄関口にふさわしい土地利用の形成と市の魅力と個性を印象づける景観づくりを推進します。

上野地区の（主）天津小湊夷隅線と市道勝浦荒川線の交差部周辺地区については、日常サービス機能等の充実により地域の中心的地域として育てていきます。

10) 農業振興・交流地・農業集落地

農地の広がる一帯については、生産性向上のための農業基盤の整備の実施や増加する耕作放棄地の発生抑制に努め、発生した耕作放棄地は、都市住民と地区住民・企業などとの交流を促進する場に活用するなどして、農業振興に重要な優良農地の確保と田園景観の保全を図ります。

11) 森林保全地・斜面林

市域北部の森林保全ゾーンのほとんどは、国有林かつ保安林であることから保全を図ります。また、海を望む斜面林については、本市を特徴づける貴重な景観を有しており、積極的に保全を図ります。

12) 森林資源活用

上記以外の樹林地については、産業資源としての活用やレクリエーションの場として、保全・活用を図ります。

13) 緑の交流拠点地区

勝浦地域交流拠点の市街地北西部においては、地区住民並びに市民全体のスポーツ・レク

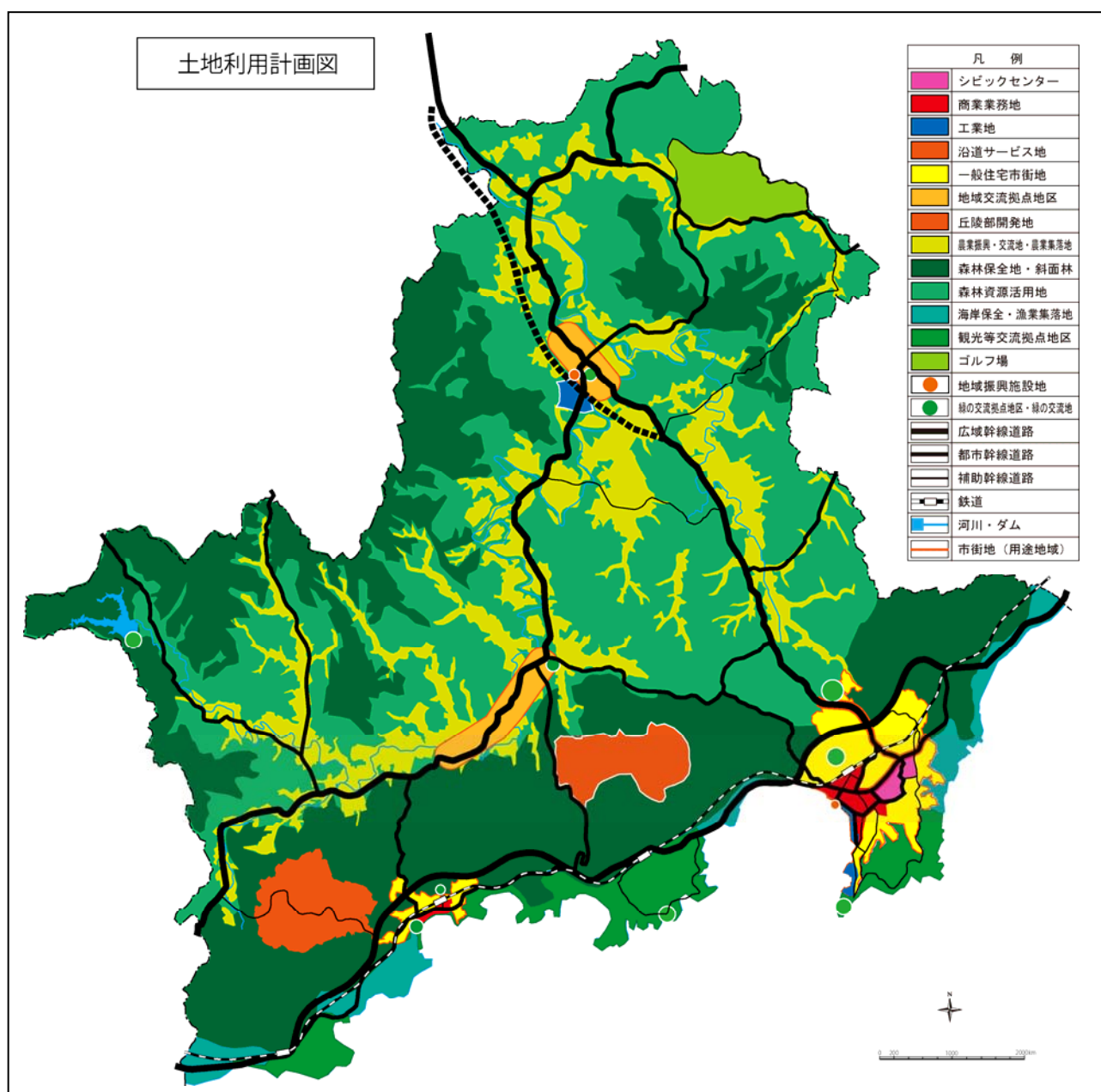
リエーション需要に対応し、地区住民等の健康づくりを通じた交流の拠点であり、また防災拠点ともなる多様な機能を備えた公園の整備を図ります。

興津市街地のＪＲ上総興津駅北側地区と総野地域交流拠点地区及び上野地域交流拠点において、地区住民の身近なレクリエーションの場として緑の交流拠点地区を位置づけ、公園広場の整備を検討します。

また、ＪＲ勝浦駅北側地区については、新たな住宅地等と調和し既存の豊かな自然を活用したレクリエーションの場や生物多様性に寄与する場等として、市有地の有効活用を図ります。

そのほか、勝浦ダム周辺については、既に整備されている遊歩道等を活かして、市民等の憩いの場、交流の場、トレッキングコース等として、駐車場・アクセス道路の整備・充実や修景を図ります。

また、興津海浜公園、八幡岬公園、勝浦海中公園等の観光等交流拠点における緑の交流拠点地区については、周辺地域と一体的に魅力の一層の向上を図ります。



2. 道路・交通体系に関する基本方針

道路・交通体系整備の基本方針としては、都市づくりの目標としての「産業が振興する都市づくり、多様な交流が生まれる都市づくり、安全・安心して暮らし続けられる都市づくり、快適に暮らしやすい都市づくり」の実現に資するものとして、広域交通条件の向上を図るため国道 297 号松野バイパスの整備を促進するとともに、他都市間・都市内の拠点間を結ぶ幹線道路の整備・充実と勝浦市街地の骨格を形成する幹線道路の整備を推進し、利便性と安全性及び防災性の向上を図ります。特に、勝浦市街地にあつては、都市計画道路 3・4・11 新坂線の整備により、国道 297 号の一部区間（墨名交差点～こ線橋区間）のバイパス線として勝浦中心市街地から北部方向への避難路の充実を図るとともに、国道 297 号の緊急輸送道路としての機能の強化を図ります。また、国道 128 号や市道墨名部原線等幹線道路における歩道の設置・拡幅整備を図り、歩行者等の安全性の確保と避難路・延焼防止帯として防災性の向上を進めます。歩道の設置と併せ歩道部へ市の花木や季節の花を植栽するなどにより、歩行者にやさしく美しい道づくりを推進していきます。

市街地部においては、幹線道路の整備等ハード面での施策実施を推進するとともに、中心市街地への自動車の乗り入れを抑制する施策（市街地周辺に設置した駐車場と中心部をバス等公共交通機関で結ぶ施策）等のソフト施策を組み合わせ実施し、中心市街地における自動車交通量の軽減と歩行者等の安全性の確保等を図ることも検討していきます。

また、高齢化の進展に対応した公共交通機関の利便性向上と利用促進を図るため、都市・地域交流拠点を中心とした公共交通機関の再編・充実を図るとともに、鉄道駅におけるエレベーターの設置等によるバリアフリー化の推進等を図っていきます。

1) 広域幹線道路

○国道 297 号、同松野バイパス（整備中）、((都) 3・4・11 新坂線（国道 128 号以北の区間））

南北方向に本市と市原市、千葉市方面とを結ぶ広域交通軸であり、産業振興、交流人口の増加等に資するとともに、市民の利便性向上を図るため、バイパス線を中心として整備を促進します。

○国道 128 号（市街地外区間）、同バイパス

海岸沿いを東西方向に鴨川市、いすみ市等広域的な都市間を連絡する広域交通軸であり、また、市内の勝浦都市交流拠点と興津地域交流拠点を連絡する骨格道路として、拡充整備を促進します。

なお、国道 128 号については、地域高規格道路である鴨川・大原道路として構想されており、国道 297 号との交差部について、不完全交差の解消に向け整備を促進します。

○（主）天津小湊夷隅線

鴨川市方面と、国道 297 号・同松野バイパス及び夷隅地域の各都市間を結ぶ広域的な道路として、改良整備を促進します。

2) 幹線道路

○国道 128 号（市街地内区間）、一級市道墨名部原線（（都）3・5・8 串浜新官線）

勝浦市街地（都市交流拠点）及び興津市街地（地域交流拠点）の骨格を構成する都市交通軸に位置づけます。勝浦市街地においては、歩行者の安全性と利便性を確保するため、歩道の設置あるいは歩道の拡幅整備を促進します。また、興津市街地においては、歩行者の安全性の確保とともに、安全で歩いて楽しい道づくりを促進します。

○（都）3・4・11 新坂線（国道 297 号～一級市道墨名部原線（旧国道 128 号））

勝浦市街地において、主要幹線道路である国道 297 号と国道 128 号との交差部における交通処理上の問題箇所是正のための代替路線とともに、勝浦中心市街地から北部方向への避難路として、また緊急輸送道路である国道 297 号の補完道路として、（都）3・4・11 新坂線の国道 297 号～（一市）墨名部原線（旧国道 128 号）間の整備を推進します。

○（県）勝浦上野大多喜線、（県）小田代勝浦線、（県）上布施勝浦線、（県）勝浦布施大原線

本市と他都市間を結ぶ都市交通軸として、これら県道を位置づけ改良を促進します。なお、これら路線のうち（県）勝浦上野大多喜線の（主）天津小湊夷隅線～国道 128 号バイパス間は、主要幹線道路相互を結節する都市交通軸として位置づけます。

○一級市道勝浦荒川線、同鵜原荒川線、二級市道中谷廻り山線

荒川地区と勝浦市街地（都市交流拠点）を結ぶ都市交通軸として、（一市）勝浦荒川線を位置づけ、また、荒川地区と鵜原・守谷観光交流拠点を結ぶ都市交通軸として、（一市）鵜原荒川線を位置づけ、また、（一市）勝浦荒川線と国道 297 号を勝浦市街地の環状方向に結節する（二市）中谷廻り山線を都市交通軸として位置づけ、改良整備を推進します。

○二級市道松野中倉市野川線

国道 297 号と（主）天津小湊夷隅線との交差部から（県）勝浦布施大原線とを結ぶ都市交通軸として、本路線を位置づけます。

○（都）3・5・1 勝浦駅墨名線、3・6・2 墨名勝浦線（現国道 297 号区間）

（都）3・5・1 勝浦駅墨名線及び（都）3・6・2 墨名勝浦線の現国道 297 号の区間を、J R 勝浦駅からの交通を受け止め、国道 128 号及び国道 297 号に導く機能を果たす都市交通軸として位置づけ、整備を促進します。

○（都）3・6・3 出水新官線、3・5・6 勝浦浜勝浦線、3・5・7 勝浦駅浜勝浦線（国道 128 号以南の区間）

勝浦の中心市街地（商業業務地）の骨格であり放射環状道路網を構成する（都）3・6・3 出水新官線、3・5・6 勝浦浜勝浦線、3・5・7 勝浦駅浜勝浦線（国道 128 号以南の区間）を都市交通軸として位置づけ、整備を推進します。特に、3・5・7 勝浦駅浜勝浦線（国道 128 号以南の区間）については、臨海プロムナードとして、浜勝浦川の蓋がけ整備の検討と併せて快適で魅力的なシンボルロードとして整備を検討します。

○一級市道新坂沢倉線、二級市道出水沢倉線

(都) 3・4・11 新坂線と(一市) 墨名部原線との交差部から市役所を経て3・6・3 出水新官線に至る本路線を都市交通軸と位置づけ、歩道の充実等を図ります。

3) 補助幹線道路

補助幹線道路は、以上の幹線道路を補完する道路として、地域の骨格、市街地の骨格を構成する県道、主要な市道により構成します。

補助幹線道路としては、(県) 勝浦港線のほか、(県) 勝浦停車場線、(県) 上総興津停車場線、(一市) 部原川津勝浦線、同松部吉尾鵜原線、同宿戸大楠線、同興津台宿線、(都) 3・5・7 勝浦駅浜勝浦線(国道128号以北の区間)等を位置づけ、拡充整備を図っていきます。

4) 生活道路

市街地内及び集落地内の生活道路は、市民の日常生活を支える道路として、狭あい道路・区間の改善、歩道や交通安全施設の設置などを地域の実情を踏まえて実施するとともに、住民との協働により植栽や美化などを行い、歩行者に優しく魅力的な道づくりを推進します。

5) 歩道

既存市街地内においては、高齢者や障がい者などが安全で安心して歩くことができるよう、既存の幹線道路及び都市計画道路等の拡充により、歩道や、わかりやすい案内標識・防犯灯等の交通安全施設やベンチの設置等を推進していきます。特に、歩行者が比較的多い拠点地区内や観光交流拠点内の緑のネットワーク(関東ふれあいの道等)においては、歩いて楽しく、人にやさしい道づくりを推進します。

人にやさしい道づくりのイメージ



6) 公共交通

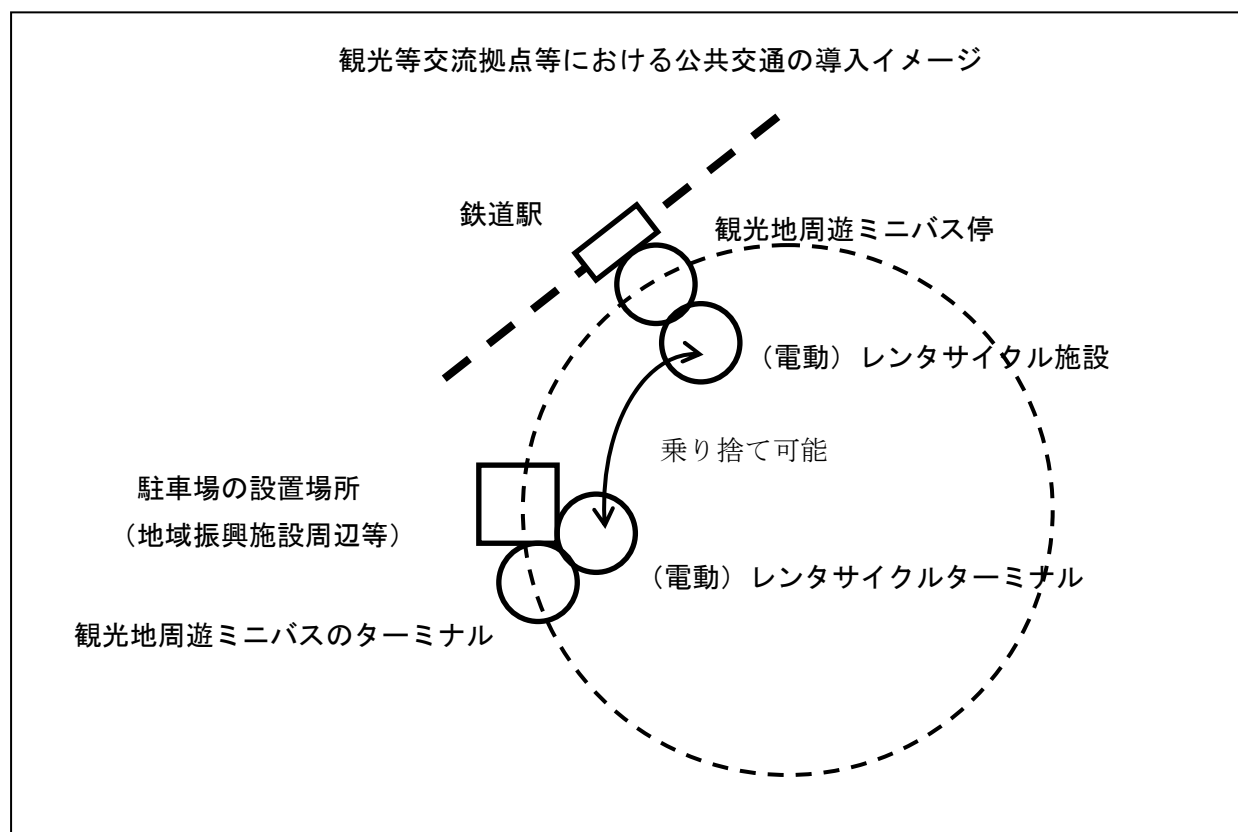
J R鉄道駅においては、高齢者等交通弱者のためのバリアフリー化を促進していきます。

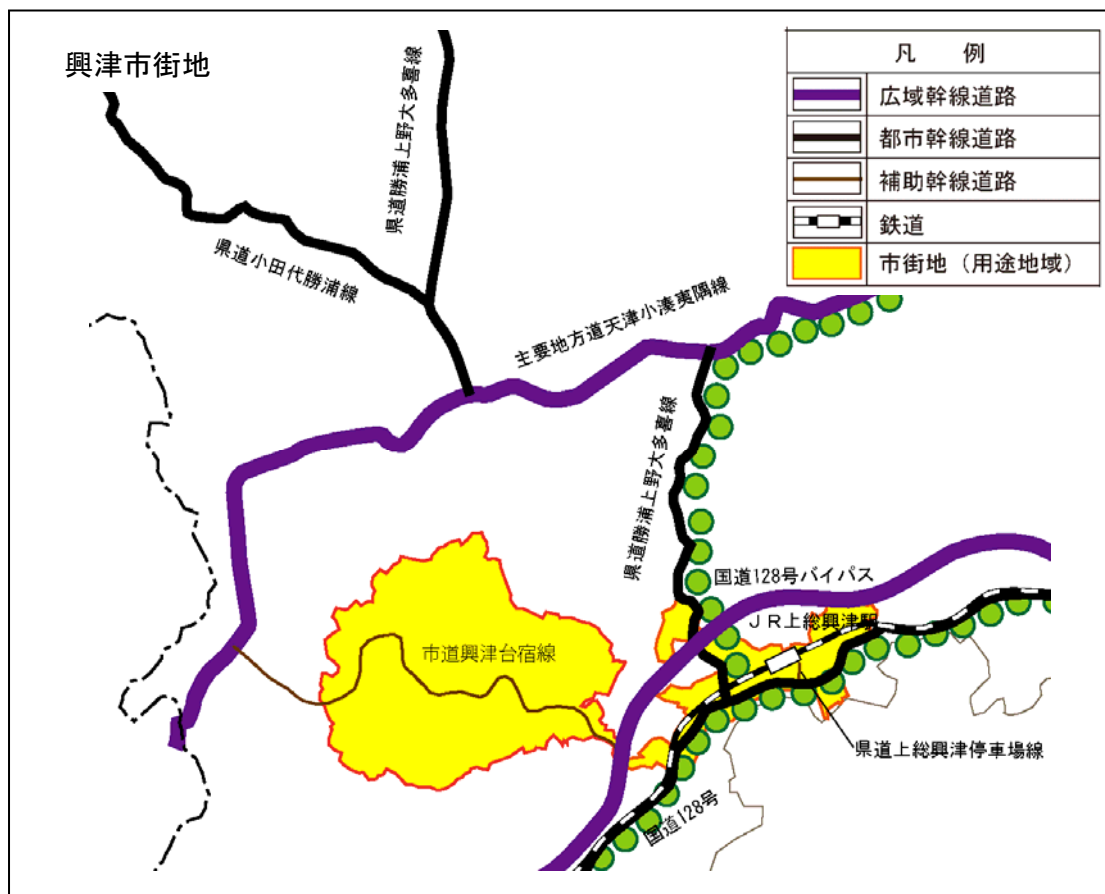
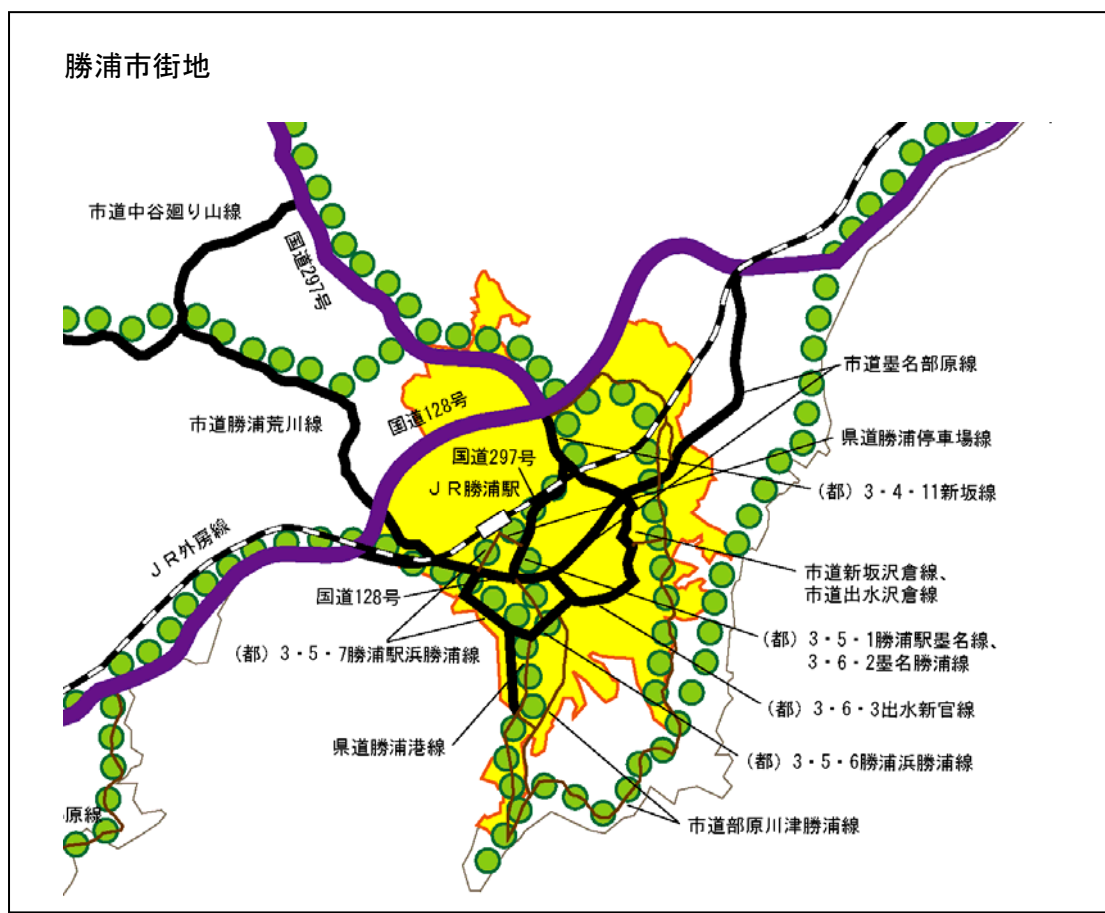
バスについては、路線バスは住民の日常生活の足として運行維持を要請していくとともに、市民バスについては、地域住民ニーズへの対応と、都市・地域交流拠点の充実と併せ周辺地域との結びつきの強化を図るため、デマンドタクシー等の導入により効率的で利便性の高い運行システムの導入等を図ります。

また、整備された圏央道への高速バス運行路線の再編・充実を図るなど、広域公共交通の充実を要請していきます。

さらに、勝浦中心市街地・勝浦観光交流拠点地区においては、地域振興施設周辺地区やJ R勝浦駅周辺地区への駐車場の位置づけ・整備を踏まえて、駐車場と一体的に観光地周遊ミニバスのターミナル設置等を検討し、自家用車から周遊ミニバス・レンタサイクルへの乗り換えを可能とし、観光客等にやさしい観光地めぐりを図ります。

また、鵜原・守谷・興津観光交流拠点地区においても、J R上総興津駅とJ R鵜原駅や緑の交流拠点地区を中心として、駐車場の整備と併せ観光地周遊ミニバス停やレンタサイクル施設の設置を検討し、観光客のニーズに対応していきます。





3. 公園・緑地に関する基本方針

公園・緑地については、健康志向の高まりと市民ニーズの多様化に対応し拠点地区を中心として、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみながら健康づくりや交流できる場であるとともに、地震・津波等災害発生時に周辺地域からの避難者を収容するための避難地や防災拠点などとして多様な機能を持つ公園・緑地の整備、充実を図ります。

公園整備にあたっては、少子高齢化の進展に対応してユニバーサルデザインを導入するとともに、防災機能の強化や死角の無い犯罪防止のデザインの導入など安全・安心な公園づくりに努めます。また、市街地内の緑地は、市民生活に憩いと潤いをもたらすとともに、観光地としての魅力を向上させる機能を有することから活用に努めます。

都市の外郭を構成する丘陵部の森林及び海に面した斜面林等の緑地については、水源涵養機能や景観・防災機能等重要な機能を有しており、基本的に保全を図りますが、臨海部の観光等交流拠点を中心とした緑については、感動を与えられる都市づくりを図る一環として、保全に配慮した積極的な活用を図るとともに、それらのネットワーク化を図ります。

1) 総合的な公園と身近な公園の整備推進

市民の健康志向の高まりと多様なスポーツ需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能、健康づくり・憩い機能のほか、地域防災拠点や広域避難地としての機能等多様な機能を持つ総合的な公園・広場の整備を推進します。

また、都市・地域交流拠点地区において、日常生活の中で身近に利用することのできる公園等の配置に努めます。

さらに、勝浦ダム周辺において、市民等の憩いの場、交流の場、トレッキングコース等として、既存施設を活かしながら公園的な環境づくりを進めます。

2) 都市の骨格を構成する緑の保全

市の外郭を構成する北部丘陵部の森林は、ほとんどが国有林で水源涵養機能を有する保安林であり、保全を図ります。また、市街地及び丘陵部開発地の外郭を構成し海に面した斜面林は、勝浦を特徴づけ、景観上及び防災上から重要な機能を有していることから丘陵部斜面緑地保全ゾーンとして保全を図ります。

都市の骨格を形成する緑（斜面林）の保全



3) 市街地内の緑の活用

勝浦市街地のJR勝浦駅北側地区の既存緑地については、市有地の有効活用を図るため、市街地としての活用を検討するとともに、鉄道による市への玄関口にあたることから観光地としての魅力と個性を印象づける地区として、市民等との協働のもと公園緑地・広場としての整備・活用を検討します。

4) 緑の保全・活用とネットワーク化

臨海部の観光等交流拠点を中心とした緑については、一部保安林に指定され豊かな自然環境・景観を有しており、基本的には保全を図るものとしますが、感動を与えられる都市・景観づくりを図る一環として、観光等交流拠点内において保全に配慮しながら感動的な眺望ポイントの形成を図るとともに、関東ふれあいの道や幹線道路の歩道の充実・活用等により、眺望ポイント相互や観光等交流拠点相互を結ぶ緑の交流ネットワークの形成を図ります。

市街地内の緑の活用のイメージ (市の魅力と個性を印象づける)



緑の保全・活用とネットワーク化 (緑の交流ネットワークのイメージ)

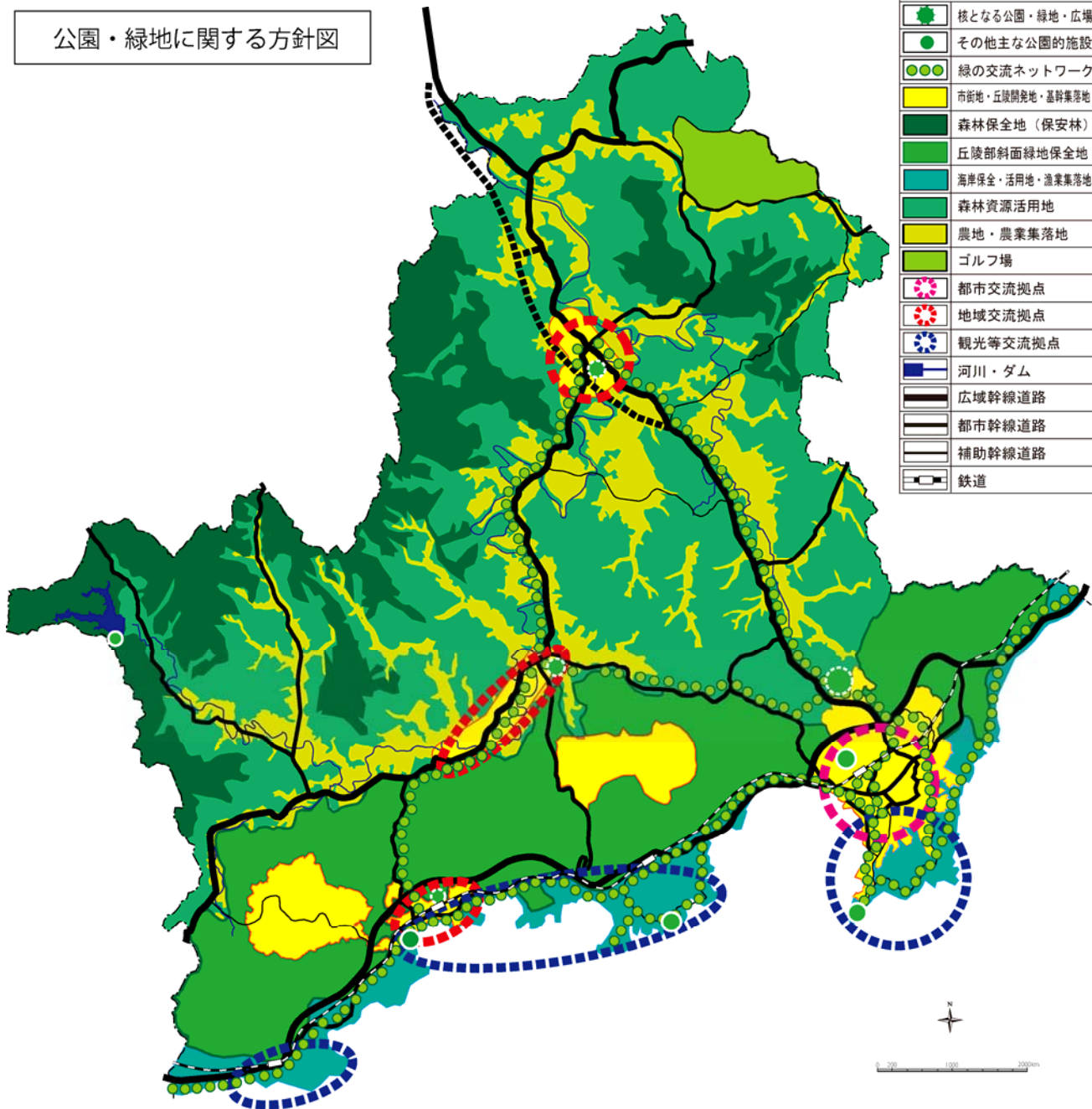


【緑の交流ネットワーク】

観光交流拠点内の核的施設間や交流拠点間を花等が植栽された道路等で結びネットワーク化することで、素晴らしい眺望や花等を楽しみながらの散策やサイクリングを可能にし、市民の健康づくりの機会や観光客に癒し等を提供するものです。

公園・緑地に関する方針図

凡 例	
	核となる公園・緑地・広場
	その他主な公園的施設
	緑の交流ネットワーク
	市街地・丘陵開発地・基幹集落地
	森林保全地（保安林）
	丘陵部斜面緑地保全地
	海岸保全・活用地・漁業集落地
	森林資源活用地
	農地・農業集落地
	ゴルフ場
	都市交流拠点
	地域交流拠点
	観光等交流拠点
	河川・ダム
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	補助幹線道路
	鉄道



4. 景観に関する基本方針

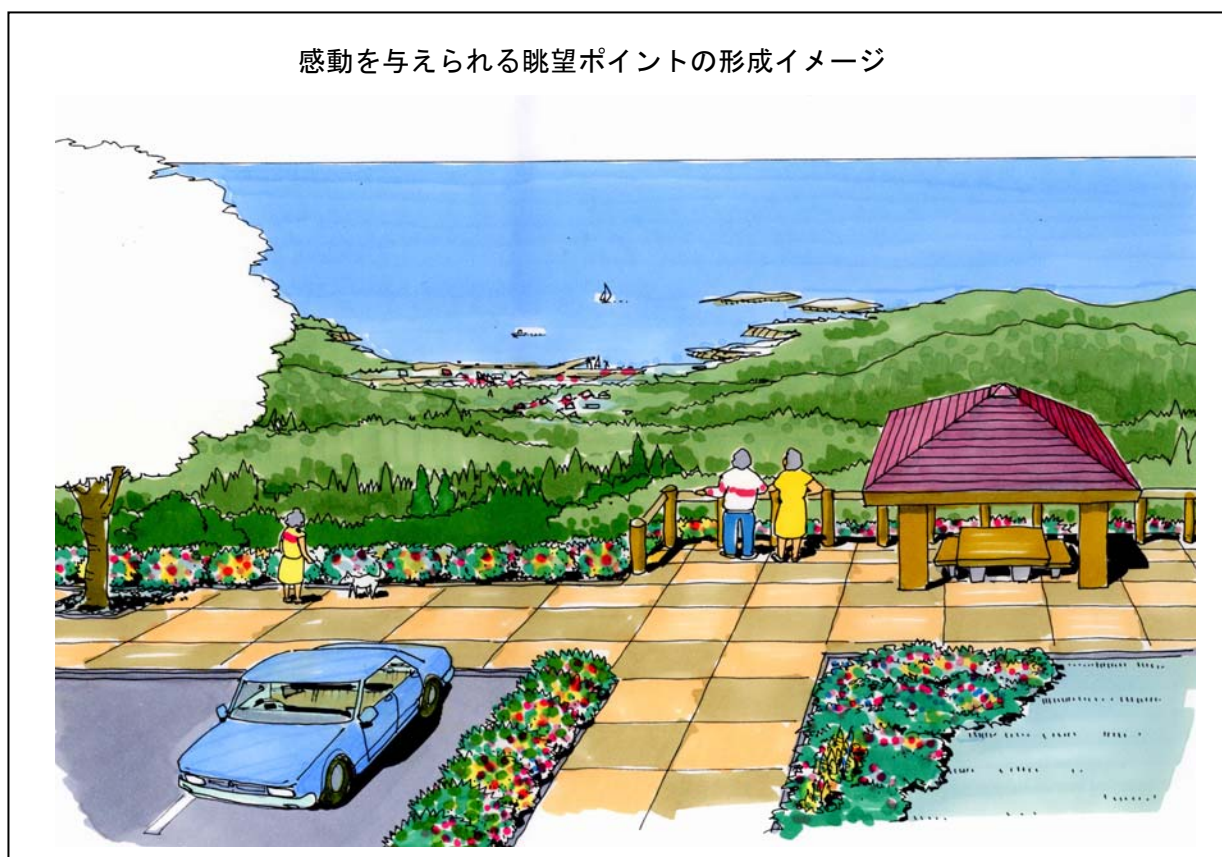
都市づくりの目標としての「感動を与えられる都市づくり」の実現を図る一環として、臨海部の変化に富み素晴らしい自然景観等の保全・育成を図るとともに、感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成を推進します。また、海からの眺望を考慮して、スカイラインの保全を図っていきます。

また、市への玄関口や人が集まる都市・地域交流拠点地区と、観光等交流拠点地区、緑の交流拠点地区等を中心として、景観の基本的な要素である田園や森林・斜面林等の保全と併せて、市の魅力と個性を印象づける景観づくりを推進します。

さらに、市民等との協働のもと、市街地空間等の質を高める美しく魅力的な市街地景観づくりを推進します。

1) 臨海部等の素晴らしい自然景観の保全・育成・活用による感動を与えられる景観づくり

観光等交流拠点を中心とした臨海部における自然景観について、単に保全するということだけでなく、保全に配慮しながら、感動を与えられる眺望ポイント・ルートの整備による魅力的な景観づくりを積極的に推進します。



本市の基本的な景観要素である田園・森林の自然景観については、田園景観保全ゾーン、森林景観保全ゾーンとして、農林業の振興やグリーンツーリズムの展開の場等としての活用等により耕作放棄地の発生や森林の荒廃化を抑制することにより、豊かな田園景観・森林景観の保全・育成を図り、都市の魅力向上に繋がります。

また、海に面した斜面林については、勝浦を特徴づける景観上重要な機能を有していることから、斜面緑地景観保全ゾーンとして保全を図ります。

2) 市の個性と魅力を印象づけ、市街地空間等の質を高める都市景観づくり

観光客等に心地よい気分を与え、都市の良さを印象づけるため、国道 297 号・同松野バイパス線と（主）天津小湊夷隅線の交差部および J R 勝浦駅周辺等市への玄関口にあたる場所や、多くの人が集まる都市・地域交流拠点地区、国道 297 号・同 128 号等の広域交通軸沿道において、建物の色彩、広告物等の景観コントロールにより秩序ある都市景観づくりとともに、季節を感じさせる地域の花木や草花等の植栽により、個性的で魅力的な都市景観づくりを推進します。

また、勝浦都市交流拠点のうち、特に人が集まる商業業務地においては、朝市の環境整備や特徴ある商業地の街並み景観づくりと併せ、浜勝浦川の蓋がけ等による（都）3・5・7 勝浦駅浜勝浦線のプロムナード化により快適で魅力的な都市景観づくりを推進します。

J R 勝浦駅北側地区については、市有地等の活用により、市街地のほか公園・緑地等としての活用を併せて行い、玄関口としてのおもてなし空間にふさわしい心地よく安らぎを与える景観づくりを検討します。

一般市街地住宅地等においても、市民等との協働による花いっぱい運動等を積極的に展開することにより、生活空間の質を高め、美しく魅力的な景観づくりを推進します。

沿道景観づくりのイメージ



一般住宅地の美しい景観づくりのイメージ

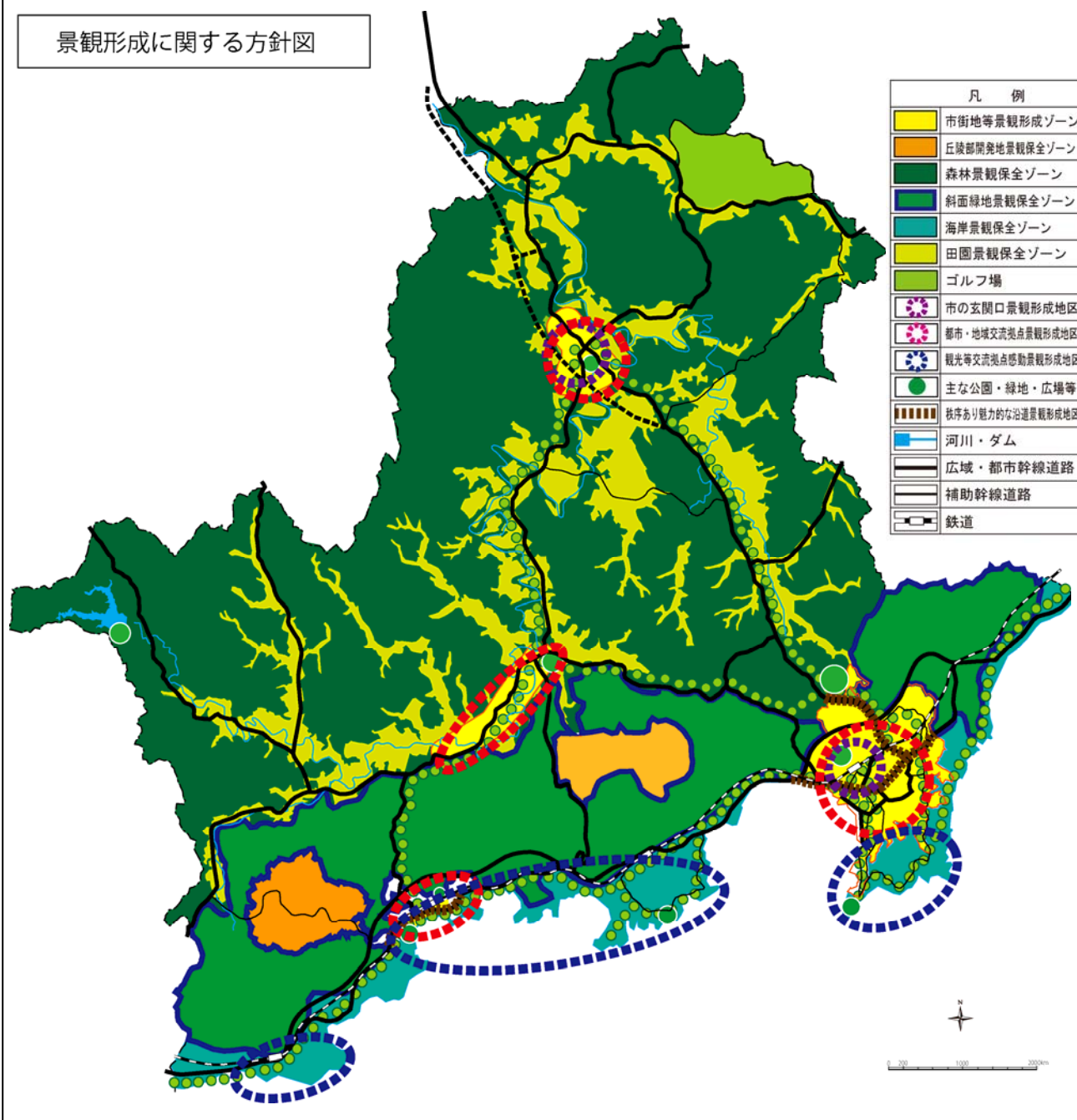


3) 市民等との協働と、景観誘導施策の推進による良好な景観づくり

良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づく景観計画の策定を図り、総合的な景観誘導施策を推進します。

行政・市民・民間企業等の協働による良好な景観づくりを推進します。

景観形成に関する方針図



5. 自然環境に関する基本方針

地球環境問題や身近な環境・エネルギー問題への関心の高まりに対応し、丘陵部と海浜部の樹林地等の豊かな自然や農地については、保全を基調として産業資源としての活用を図りますが、市街地部にあっては、既存緑地の保全や空地等の活用による緑化を推進し、都市活動と自然環境と共生した都市づくりを推進します。

また、合併浄化槽の普及等により、市街地部の河川・水路の水質改善を図り、環境負荷の少ない環境にやさしい都市づくりを推進します。

海岸部にあっては、自然環境に配慮した環境にやさしい海岸づくりに努めます。

1) 環境にやさしい都市づくりの推進

環境への負荷が少ない環境にやさしい都市づくりの一環として、市街地内における河川・水路の水質悪化を防止するため、汚水処理施設の普及と適切な維持管理を推進します。

また、海浜部はウミガメをはじめとして海浜動植物の生息・生育環境となっていることから、海浜浸食対策を講じながら適切な維持管理により保全を図ります。

丘陵部の谷津田や里山については、多様な生物が生息し、豊かな生態系が形成されていることから、グリーンツーリズムや里山保全などの活動と連携し、保全とともに、自然環境学習（自然観察）の場等として活用を検討します。

環境にやさしい都市づくり

（海の生物や植物の保全、周辺景観との調和等自然環境への配慮のもと整備された興津海岸）



2) 環境と共生する都市づくりの推進

環境と共生する都市づくりの一環として、勝浦市街地及び興津市街地において、市街地内の空地や小スペース等を活用して、市民等の協働のもと緑化を推進し、環境と共生した潤いのある市街地形成を推進します。

また、J R勝浦駅北側地区については、市街地としての活用の可能性の検討を踏まえて、公園・緑地としての活用、玄関口おもてなし空間にふさわしい景観づくり、地球温暖化の防止・生物多様性の保護等多様な観点から市有地・現緑地の有効活用方策を検討します。

環境と共生する都市づくりのイメージ
(市街地内の小スペースを利用した緑化)



6. 防災に関する基本方針

災害に備えた安全・安心な都市づくりに向けて、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるとともに、災害の発生後への対応を図るため、「勝浦市地域防災計画」に基づき、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策の充実を図ります。

また、地域の防災力・減災力の強化を図るため、自助・共助・公助の理念のもと、地域や個人への防災・減災思想の普及や自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努めます。

東日本大震災を契機に見直された「勝浦市地域防災計画」、「津波ハザードマップ」等を踏まえて、諸々の対策を推進します。

1) 災害に備えた安全・安心な都市づくりの推進

地震・津波・集中豪雨等の自然災害や火災に対して強く、安全・安心して暮らしていける都市環境を形成していくため、自然が有している防災機能に着目し、その保全・育成を図るとともに、避難場所となる防災拠点の確保と、防災拠点への各種資機材の備蓄や消防施設の整備等を進め、災害後の救急・復旧活動の拠点としての機能強化・充実を図っていきます。

総合的な公園等の公園・広場について、防災拠点としての活用を視野に入れた整備を推進するとともに、J R勝浦駅北側地区の緑地（市有地）について、防災機能の導入等を検討していきます。

また、避難所、避難場所、津波避難ビル、一時避難場所の確保等と併せて、防災拠点や避難場所へ安全に避難できるようにするため、避難路の整備と安全性の確保及び避難誘導標識の設置等により安全性の高い避難環境の整備を進めます。さらに、緊急輸送道路に指定されている国道 128 号と国道 297 号等の機能強化を促進します。特に、国道 297 号については、国道 128 号が津波災害時には機能しなくなる恐れがある（国道 297 号の国道 128 号との交差部周辺は津波危険区域となっている）ことから、市域北側からの緊急輸送道路として重要な役割を果たすことが考えられ、機能強化の一環として北側から市役所周辺の防災拠点へのアクセス代替路線となる都市計画道路 3・4・11 新坂線の整備を推進します。

地震発生等に伴う火災発生時の延焼被害の拡大を防止するため、商業地域における準防火地域による沿道建築物の防火対策と併せ、既成市街地における幹線道路・補助幹線道路・生活道路の拡幅整備等により延焼遮断機能の強化と消防活動空間の確保等に努めます。

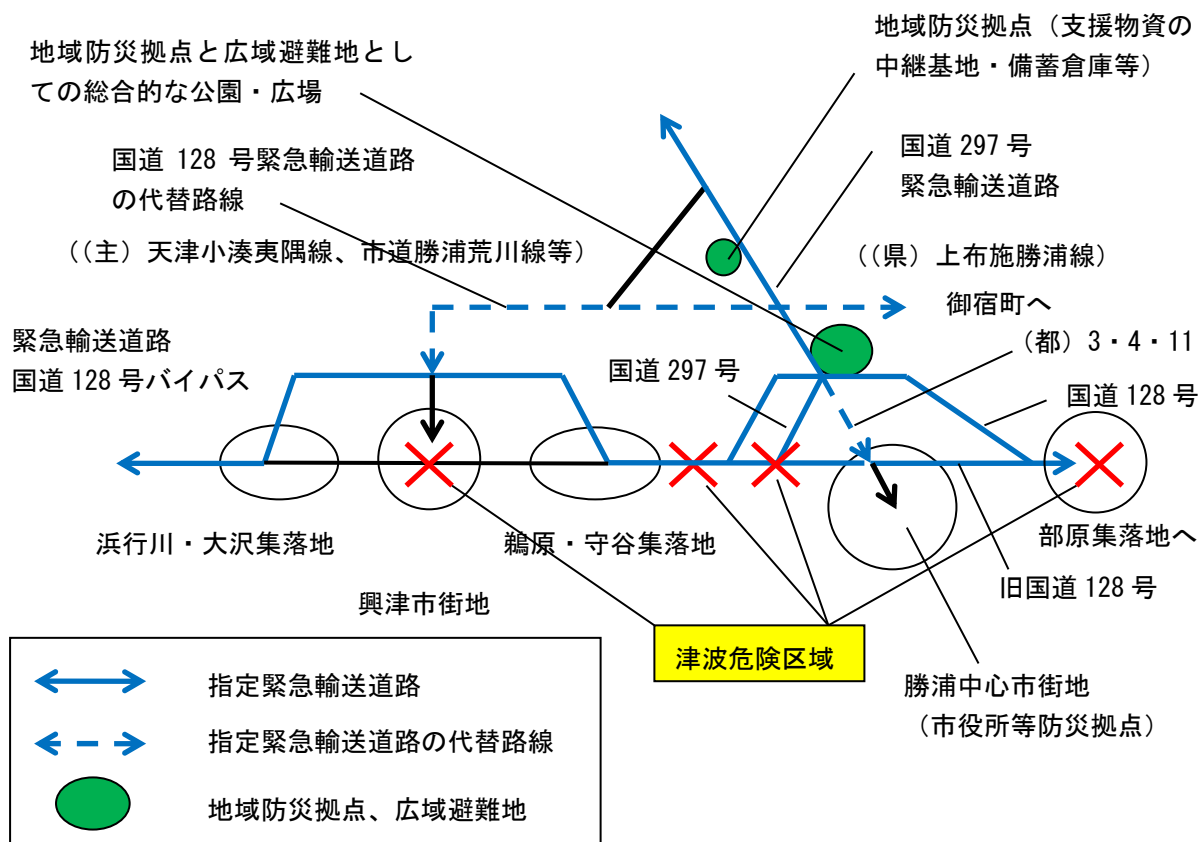
2) 自然災害に対する対策の推進

地域の水害を防止し、治水の一層の強化を図るため、夷隅川をはじめとする河川・水路の改修を促進するとともに、降雨時の雨水流出を抑制するため、保水・遊水機能を持つ農地・森林の保全を図ります。

急傾斜地等土砂災害の危険箇所については、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、保水機能を持つ森林等の保全や、がけ崩れ・土砂流出を抑える斜面緑地の保全と、危険な箇所における土砂災害防止策を講じます。

臨海部における津波対策として、見直された「津波ハザードマップ」を踏まえて、内容の掲示、避難場所（避難ビル等）・避難路の誘導標示などにより周知を図ります。

津波災害時における緊急輸送体系等のあり方（案）



7. 河川及び供給処理施設に関する基本方針

市街地部の河川・水路を中心に公共用水域の水質の保全と、生活環境の衛生化を進めるため、污水处理施設の設置を推進します。

また、集中豪雨による川の氾濫等の災害発生に備えるため、河川改修を進めるとともに、河川への流量を抑えるため、自然が有している防災機能に着目した対策を併せて行っていきます。

1) 河川・水路等の整備促進と活用

本市には、夷隅川をはじめ多くの河川・水路が流れており、治水・利水面で重要な役割を担っていますが、豪雨時における家屋や農地への浸水等の被害を軽減するため、市街地内の河川・水路を中心として改修の促進を図ります。また、集中豪雨に備えるため、森林や農地の水源かん養機能や遊水機能、土砂流出防止等の機能を高めるよう保全を推進します。

夷隅川は、上水道の重要な水源であるとともに、自然軸となっており、保全・活用を図ります。

2) 供給処理施設の整備推進

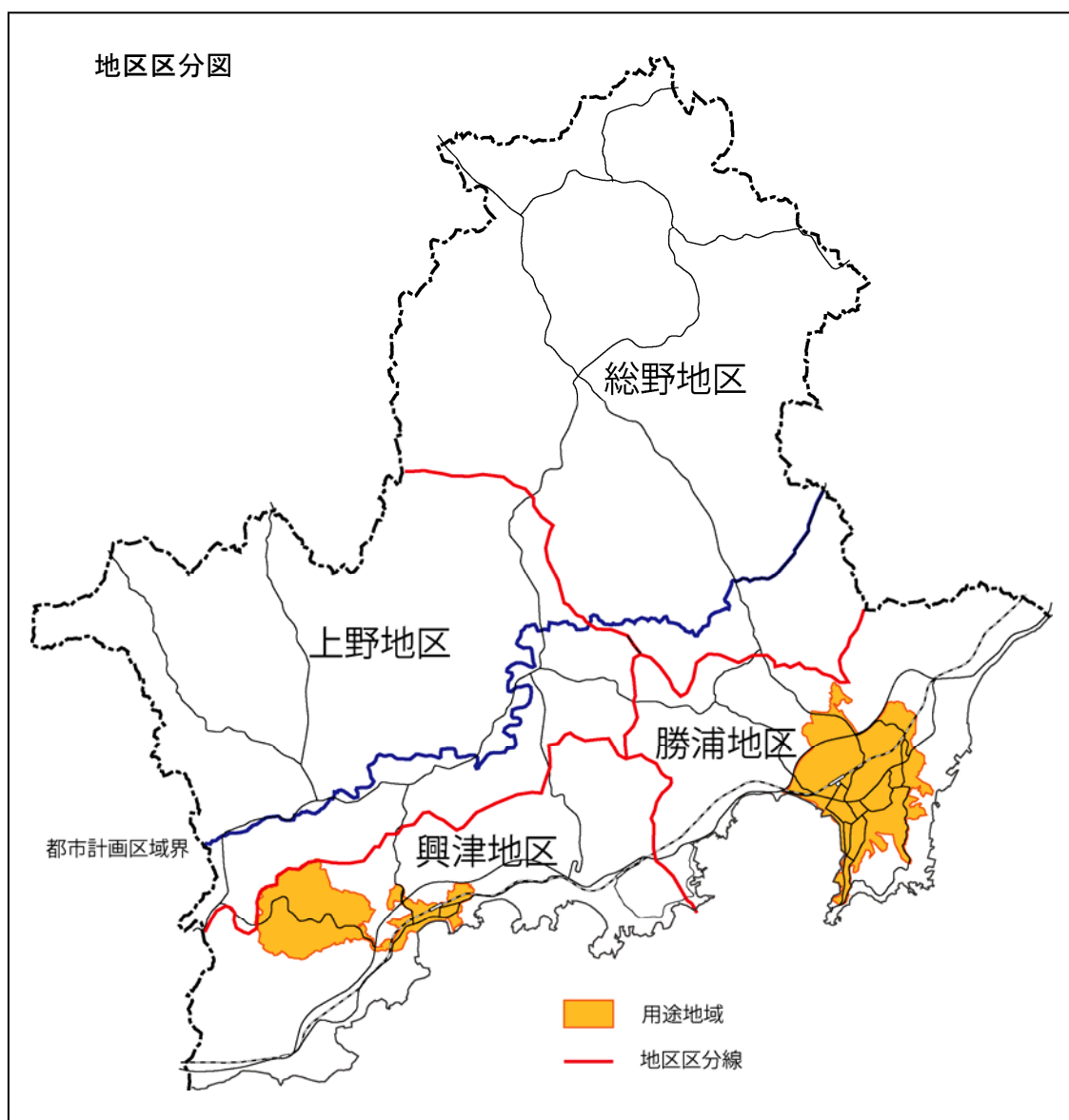
衛生的な住環境・市街地環境の生活環境の衛生化を図るため、市街地部を中心として合併浄化槽の一層の普及に努めるなど污水处理施設の整備を推進します。特に、浜勝浦川については、水質の悪化に伴い悪臭の発生がみられ、観光地としての魅力を損なっていることから、前述した蓋がけの検討と併せ、合併浄化槽の普及により水質浄化を推進します。

第 3 章

地区別構想

3-1 地区の設定について

地区の設定については、歴史的な経緯や地域のまとまり状況を考慮し旧町村単位を基本として、図に示す勝浦地区、興津地区、上野地区、総野地区の4つの地区に区分します。



3-2 地区別まちづくり方針

1. 勝浦地区

(1) 地区の概況と課題

1) 位置・土地利用・主な公共施設の分布等

本地区は市の南東部に位置し、東側を御宿町に接する部原集落からＪＲ勝浦駅の東側に形成された勝浦市街地部を経て串浜・松部集落に至る地区で、全域が都市計画区域に指定されています。

沿岸部は、南房総国定公園に指定され豊かな自然と景観を有し、海浜部は海水浴場やサーフポイント等が広く分布するとともに、勝浦漁港をはじめとして勝浦東部漁港や松部漁港、串浜漁港が分布します。

沿岸部は海岸線に沿って奥行きの狭い平地部が細長く連なり、そこから比較的急傾斜の丘陵部が立ち上がり、それらの斜面緑地が地域を印象づけるものとなっています。

勝浦市街地部は本市の中心市街地であり、官公庁施設や教育・文化施設、商業業務施設等の集積がみられます。また、ＪＲ勝浦駅から勝浦漁港に至る区域に商業地（商業地域及び近隣商業地域に指定）が面的に形成され、400余年の歴史を誇る朝市が開かれています。イベント開催時以外は、以前のような活気が失われています。

勝浦漁港は、全国屈指の水揚げ高のあるカツオをはじめとして県内有数の水揚げ高を誇る漁港となっており、漁港の後背地には魚介類の加工施設等が立地し、工業地（特別工業地域の指定）が形成されています。住宅地を含むそれらの地域からの排水等により、浜勝浦川の水質汚濁がみられ、水質浄化が課題となっています。

住宅地は、丘陵部において計画的に整備された地区を中心に形成されており、沿岸部を望む丘陵部には、リゾートマンションが点在しています。

ＪＲ勝浦駅の北側地区は、開発計画を踏まえて都市計画道路が計画決定されていますが、その後整備が進んでおらず、現在都市的未利用地となっています。



2) 交通条件

本地区を通る幹線道路としては、東西方向に東側の御宿方面と勝浦市街地部を經由して興津地区並びに鴨川市方面とを東西方向に結ぶ国道 128 号が通っており、勝浦市街地部と北側の総野地区並びに大多喜町・市原市方面とを結ぶ国道 297 号があります。また、勝浦市街地部と上野地区方面とを結ぶ市道勝浦荒川線が北西方向に通っています。

勝浦市街地には、幹線道路として上記の路線のほか、都市計画道路が計画されていますが、整備はかなり遅れている状況です。

国道 128 号と並行してＪＲ外房線が通っており、本市及び勝浦中心市街地の玄関口であるＪＲ勝浦駅があります。

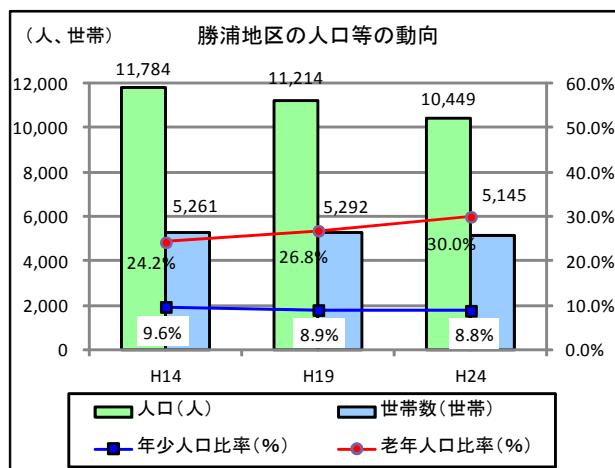
また、ＪＲ勝浦駅から国道 128 号と国道 297 号等の幹線道路を介して放射方向に、興津地区方面及び総野地区・大多喜町方面並びに御宿町方面とを結ぶ小湊鉄道による路線バスが運行され、それらを補完するように勝浦市街地内の循環と上野地区方面・興津地区方面とを結ぶ形で市民バスが運行されています。

3) 人口等

本地区の人口は、平成 24 年で 10,449 人であり、全市に占める割合(シェア)は、51.2%となっています。同様に、世帯数は、5,145 世帯(全市シェア 55.2%)となっています。

平成 14 年～24 年の 10 年間の変化は、人口で 11.3%、世帯数で 2.2%の減少となっています。

高齢化率(老年人口比率)は、平成 24 年で 30.0%と全市平均(33.5%)を下回る一方、年少人口比率は、8.8%と全市平均(8.3%)を上回る状況となっています。



4) 主な地域資源

地区内の地域資源としては、様々なものがありますが、主なものを挙げると景勝地である八幡岬・勝浦灯台・関東ふれあいの道(荒磯のみち)、歴史的資源である官軍塚・八幡岬公園(勝浦城址等)・覚翁寺・遠見岬神社・本行寺等の寺社、自然的資源である豊浜海水浴場・勝浦中央海水浴場・串浜海水浴場とサーフポイントとしての部原海岸・串浜海岸・松部海岸等があります。その他では、400余年の歴史を誇る朝市のほか、魚市場、スパ、2～3月に開催される「勝浦ビッグひな祭り」や11月に開催される「いんべやあフェスタ勝浦」等のイベントなどがあります。また、近年では勝浦タンタンメンでのまちおこしが注目されています。

勝浦地区の地区特性図

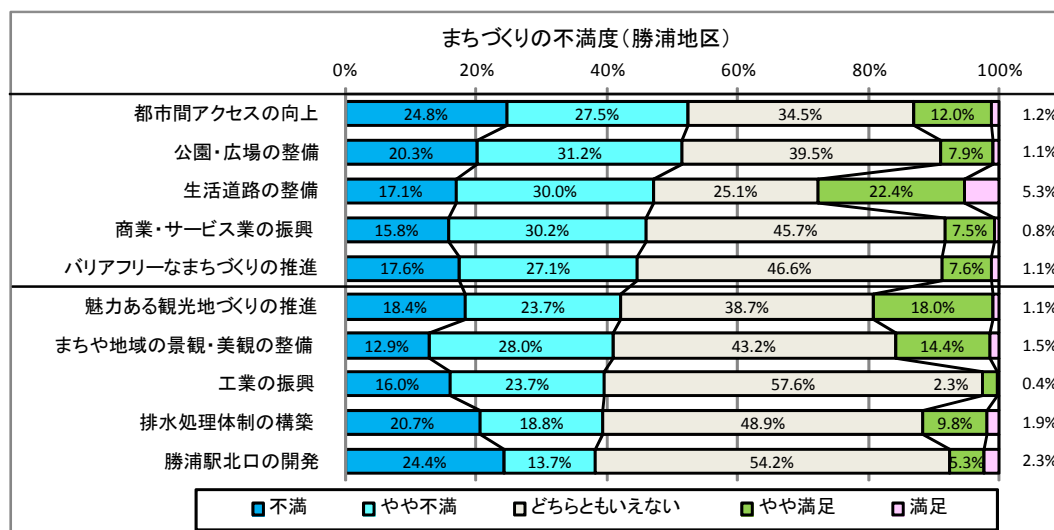


5) 住民意向

まちづくり上の問題・課題を把握するため、総合計画策定時における市民アンケート調査（平成 21 年 10 月）をみると、不満度（「やや不満」の比率＋「不満」の比率）の高い（上位 10 位）項目として、本地区では「都市間アクセスの向上（52.3%）」と「公園・広場の整備（51.5%）」において不満度が 50%を超え特に高くなっています。次いで、「生活道路の整備（47.1%）」、「商業・サービス業の振興（46.0%）」、「バリアフリーなまちづくりの推進（44.7%）」、「魅力ある観光地づくりの推進（42.1%）」、「まちや地域の景観・美観の整備（40.9%）」などで比較的不満度が高くなっています。

一方、「生活道路の整備」や「魅力ある観光地づくりの推進」、「まちや地域の景観・美観の整備」については、満足度（「やや満足」の比率＋「満足」の比率）も比較的高く、都市づくり・まちづくりへの取り組みに対し、一定の評価を受けているものとみられます。

また、「勝浦駅北口の開発」と「排水処理体制の構築」について、「不満」の割合が高い値を示していることも特筆されます。



（資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート（平成 21 年 10 月）

6) 地区の課題

- 勝浦中心商業地の活性化（商業の活性化）
- 魅力ある景観づくり・観光地づくりの推進
- 市街地環境・生活環境の改善（生活道路・公園・排水処理施設の整備、バリアフリー化の推進）
- J R 勝浦駅北側地区の活用

(2) 地区のまちづくり構想

1) 地区のまちづくりの目標

- ①都市の中心地区にふさわしい賑わいと魅力ある中心市街地、中心商業地の形成
- ②地区の豊かな地域資源（自然資源・歴史資源等）を活かし、優れた景観の保全・育成・活用とネットワーク化による感動を与えられる地域づくりの展開
- ③安全・便利で、快適な暮らしやすい市街地・集落環境の形成・向上

2) 地区のまちづくり方針

①都市の中心地区にふさわしい賑わいと魅力ある中心市街地、中心商業地の形成

- ・都市レベルの都市機能が集積する J R 勝浦駅東側の勝浦中心市街地について、既存の行政サービス機能、文化機能等の都市機能の集積を活かしながら、商業サービス機能や福祉機能等の一層の充実・強化を図り、高齢社会の中心市街地にふさわしく高齢者等にとっても便利で集いやすく魅力的な市街地の形成を進めます。
- ・また、交流人口の増加を図るとともに、それを地域経済の活性化に繋げるため、県下有数の水揚げ高を誇りブランド化した水産物等の「食」を新鮮でリーズナブルな価格で提供する場として、地域振興施設等（観光情報施設、シーフードレストラン、海産物販売所、観光地周遊ミニバスターミナル）を市場周辺の市街地の中心部に配置するよう検討します。
- ・本市の中心市街地・中心商業地として魅力を高め集客力を高めるため、市民・地区住民との協働により魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを進めます。
- ・その一環として、勝浦漁港周辺については、水産加工関連の工業機能の充実を進めるとともに、その骨格となる都市計画道路 3・5・7 勝浦駅浜勝浦線等の整備による漁業振興を支える基盤整備を進めます。また、排水処理施設の設置促進による浜勝浦川の水質浄化と併せて、その蓋がけによる臨海プロムナードの形成により、商店街（朝市等）と市場・地域振興施設とを結ぶ歩いて楽しい道づくり、魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを進め、回遊性を高め、観光地にふさわしい商業地の形成を図り、活性化に繋げます。
- ・勝浦市街地の国道 297 号と国道 128 号及び市道墨名部原線沿道地区については、周辺環境・景観との調和に配慮した沿道サービス施設の立地誘導と個性的で魅力的な景観づくりを進めます。

②地区の豊かな地域資源（自然資源・歴史資源等）を活かし、優れた景観の保全・育成・活用とネットワーク化による感動を与えられる地域づくりの展開

- ・官軍塚～八幡岬～勝浦中心市街地～尾名浦に至る区域については、素晴らしい景観や歴史資源が多く分布することから、それらをゆったりと堪能でき感動を与えられる眺望ポイントの形成や環境整備について保全施策との調和に配慮しながら推進するとともに、関東ふれあいの道や幹線道路の整備・拡充により、緑の交流ネットワークとして魅力的な眺望ルートやサイクリングルート等の形成により、中心市街地とのネットワーク化を図ります。
- ・J R 勝浦駅北側地区については、市有地を活用して市街地としての活用の可能性について検討するとともに、鉄道による玄関口・おもてなし空間としての魅力と個性を印象づける地区として、既存の豊かな自然を活かした公園緑地・広場の整備と環境形成・景観づくり等について検討します。

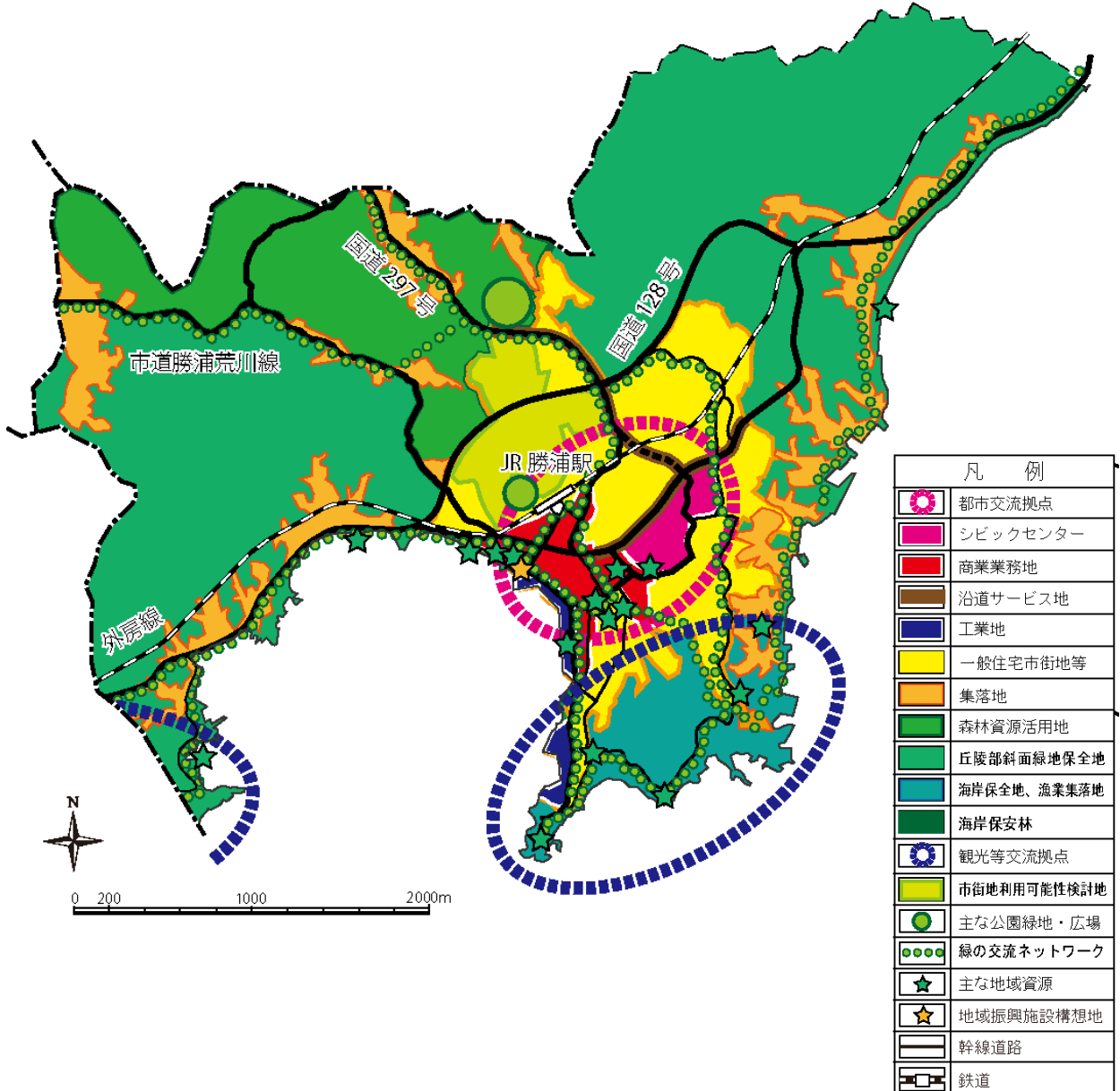
③安全・便利・快適で暮らしやすい市街地・集落環境の形成・向上

- ・勝浦中心市街地においては、多くの人々が集まることから、都市計画道路等幹線道路の整備により歩道の確保を図り、歩行者等の安全が確保される市街地づくりを進めます。また、幹線道路の整備・改良により避難路・緊急輸送道路の確保・充実や延焼防止機能の向上を図り、防災性の強化を図ります。特に、都市計画道路 3・4・11 新坂線は、国道 297 号の勝浦市街地部におけるバイパス線として、避難路・緊急輸送道路として重要な役

割を果たすことが考えられることから、整備を推進します。

- ・勝浦市街地北西側の地区に、市民のスポーツ・レクリエーション需要の高まりに対応するとともに、地域防災拠点・避難地としての機能等多様な機能を有する総合的な公園の整備を図ります。また、JR勝浦駅北側地区についても、防災機能の導入を検討します。
- ・勝浦市街地を流れる浜勝浦川については、水質汚濁がみられることから、排水処理施設の普及により、水質浄化を進め、観光地として快適な市街地環境の形成に努めます。
- ・勝浦市街地の住居系用途地域内の戸建て住宅を主体とした計画的に整備された住宅市街地については、良好な居住環境の維持・向上を図るとともに、その他の住宅地については、生活道路の整備や污水处理施設の普及により安全・便利で快適な居住環境の形成・充実を図っていきます。
- ・若者の定住や子育てしやすい環境づくりを図ります。
- ・集落部については、生活道路の整備により安全・便利な集落環境の形成を進めます。

勝浦地区のまちづくり方針図



2. 興津地区

(1) 地区の概況と課題

1) 位置・土地利用・主な公共施設の分布

本地区は市の南西部に位置し、東は吉尾・鵜原集落から守谷集落、J R 上総興津駅周辺の国道 128 号沿いに形成された興津市街地を経て、浜行川集落から西側を鴨川市に接する大沢集落に至る地区で、全域が都市計画区域に指定されています。

沿岸部は、リアス式海岸の岬と入り江が連続する変化に富み素晴らしい自然景観を見せており、南房総国立公園に指定されています。

遠浅の波静かな入り江には、鵜原・守谷・興津の 3 箇所の海水浴場と鵜原・守谷・浜行川・大沢の漁港及び避難港に指定されている興津港があります。

興津市街地には、国道 128 号沿道を中心に商業サービス施設等の立地がみられますが、バイパス線の整備等に伴い活気が乏しい商業地となっています。興津市街地には、そのほか興津中学校、興津小学校をはじめとして、公民館、郵便局等の公共公益施設が立地しています。

丘陵部には、東急リゾートタウン勝浦やミレーニア勝浦等の丘陵部開発地が分布しており、既成の興津市街地とは異なる街並みが形成されています。



2) 交通条件

本地区を通る幹線道路としては、地区の南側を東西方向に通る国道 128 号と同バイパス線及び興津市街地と北側の上野地区や大多喜町方面とを結ぶ（県）勝浦上野大多喜線、鵜原集落と東急リゾートタウン勝浦・北側の上野地区・総野地区方面とを結ぶ市道鵜原荒川線等の幹線道路があります。

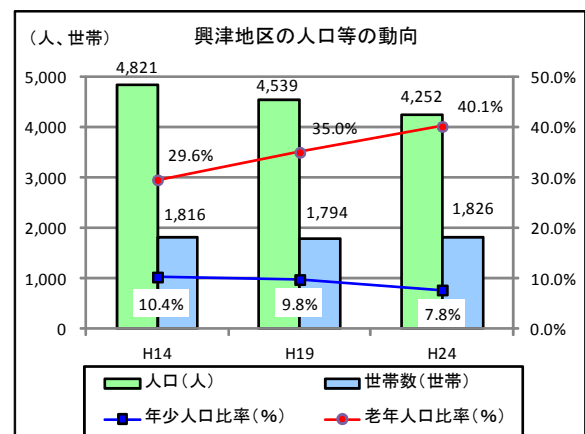
また、国道 128 号と並行して J R 外房線が通っており、J R 鵜原駅、J R 上総興津駅、J R 行川アイランド駅の 3 駅があります。

国道 128 号には、J R 勝浦駅と J R 上総興津駅を経由して上野地区方面とを結ぶ小湊鉄道による路線バスと、それを補完する形でミレーニア勝浦を経由して上野地区方面及び上野中心集落を経て荒川方面とを結ぶ市民バスが運行されています。さらに、J R 上総興津駅と鴨川市方面とを結ぶ鴨川日東バスによる路線バスが運行されています。

3) 人口等

本地区の人口は、平成 24 年で 4,252 人であり、全市に占める割合は、20.9%となっています。同様に、世帯数は、1,826 世帯（全市シェア 19.6%）となっています。

平成 14 年～24 年の 10 年間の変化は、人口で 11.8%の減少、世帯数は 0.6%の増加となっています。



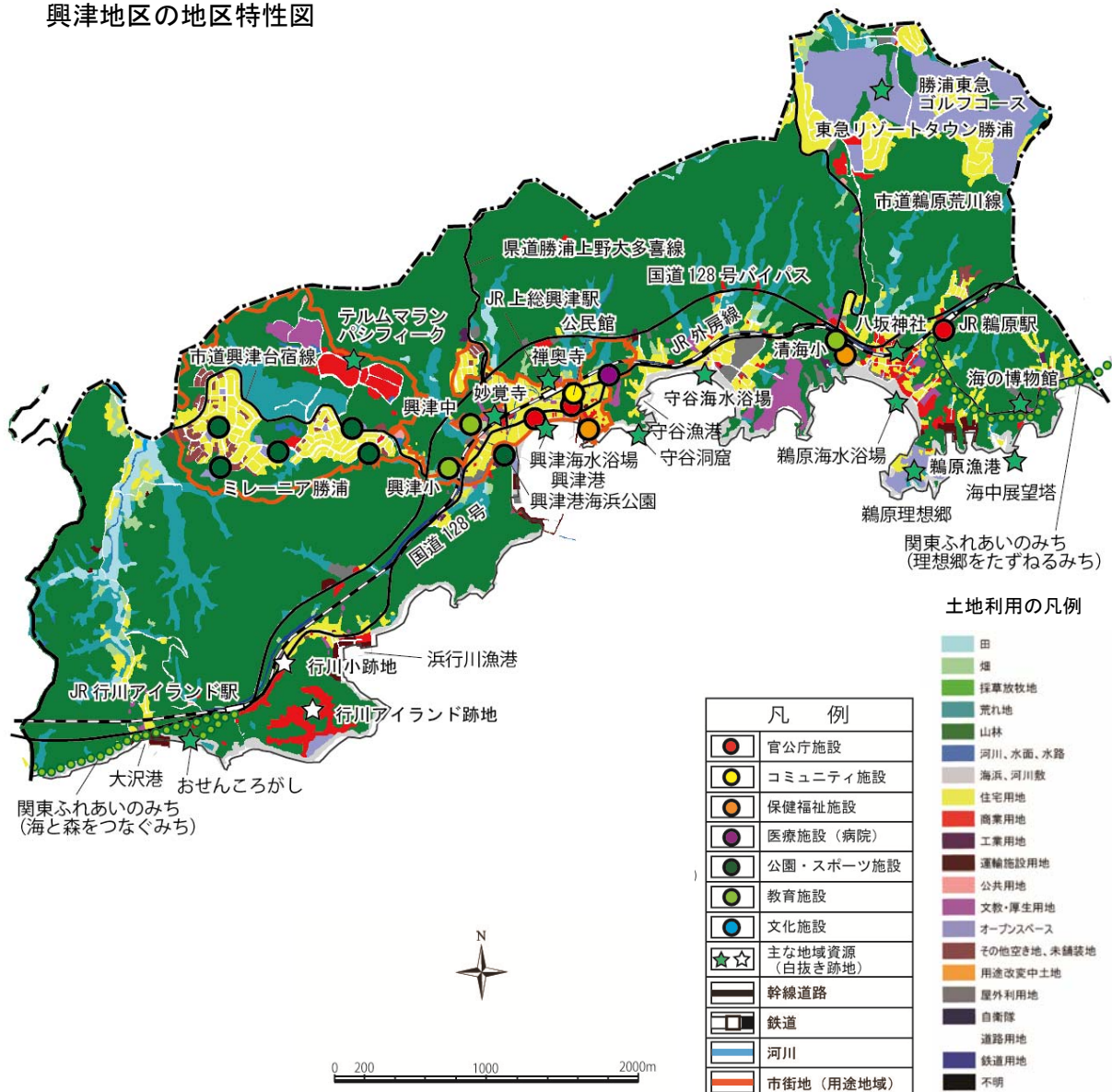
高齢化率（老年人口比率）は、平成24年で40.1%と全市平均（33.5%）を大きく上回り、地区の中では最も高くなっています。年少人口比率は、7.8%と全市平均（8.3%）を若干下回る程度となっています。

4) 主な地域資源

地区内の地域資源としては、様々なものがありますが、主なものを挙げると景勝地である鵜原理想郷、鵜原・守谷海岸、関東ふれあいの道（理想郷をたずねるみち、海と森をつなぐみち）、歴史的資源である妙覚寺、八坂神社、おせんころがし、自然的資源である守谷海水浴場・鵜原海水浴場・興津海水浴場等があります。その他では、海の博物館、勝浦海中展望塔、タラソテラピー施設、ゴルフ場、ダイビングスポット、7月に開催される「鵜原大名行列」などがあります。

さらに、かつての主要な観光資源であり現在使用されていない行川アイランド跡地や旧行川小学校の跡地なども、その活用が課題と考えられます。

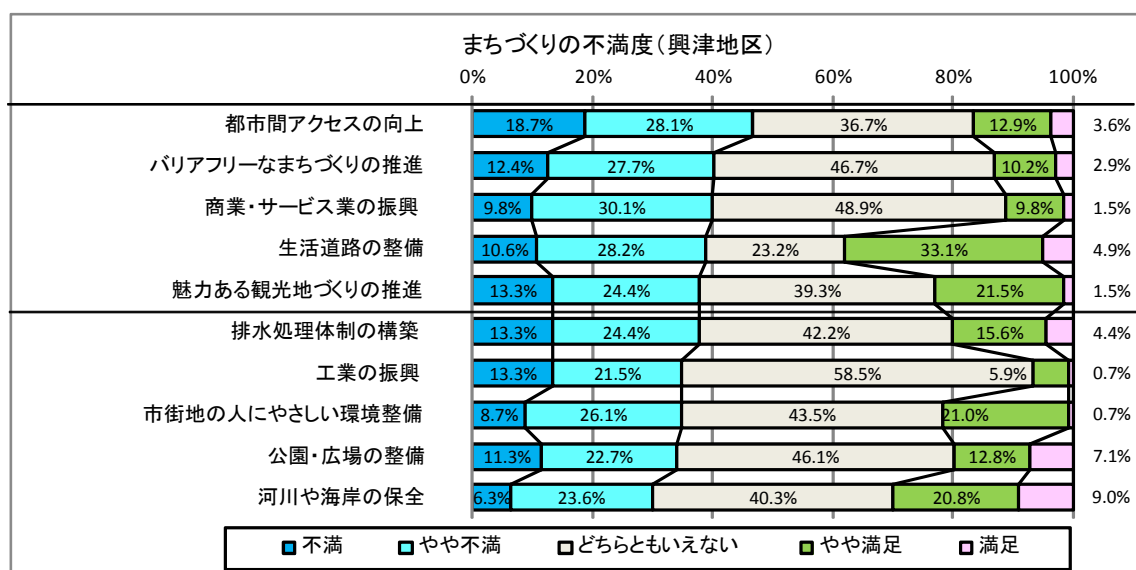
興津地区の地区特性図



5) 住民意向

都市づくり・まちづくりにおいて不満度の高い項目としては、本地域では「都市間アクセスの向上（47.0%）」が特に高くなっています。次いで、「バリアフリーなまちづくりの推進（40.1%）」、「商業・サービス業の振興（39.9%）」、「生活道路の整備（38.8%）」、「魅力ある観光地づくりの推進（37.7%）」、「排水処理体制の構築（37.7%）」において不満度が40%前後と比較的高くなっています。

一方、「生活道路の整備」や「魅力ある観光地づくりの推進」については、満足度が比較的高く、都市づくり・まちづくりへの取り組みに対し、一定の評価を受けているものとみられます。



(資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート（平成21年10月）)

6) 地区の課題

- 興津市街地（商業地）の活性化（商業振興）
- 生活環境の改善（生活道路・排水処理施設の整備、バリアフリー化の推進）
- 魅力ある観光地づくりの推進

(2) 地区のまちづくり構想

1) 地区のまちづくりの目標

- ①興津市街地の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による商業地の活性化及び地区住民の生活利便性の向上
- ②周辺沿岸部の観光等交流拠点における豊かな自然資源・歴史資源と優れた自然景観の保全・育成・活用、及びそれらのネットワーク化による感動を与えられる地域づくり
- ③安全・便利・快適で暮らしやすい市街地・集落環境の維持・向上

2) 地区のまちづくり方針

- ①興津市街地の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による商業地の活性化及び地区住民の生活利便性の向上

- ・興津市街地の商業地について、周辺地域の中心地区として急激に進む高齢化に対応し利便性が高く魅力的な市街地環境の形成を進めるため、空地の活用による駐車場の整備を進めるとともに、商業サービス機能と保健福祉機能、文化機能等の充実を図るため、商店街の空き店舗等を活用し、交流、くつろぎ、情報交換、子育て、文化活動（生涯学習・図書館機能等）、遊び等のための場を創り、『暮らしの広場』として集いやすく交流しやすい場として再生・整備することについて、地区住民との協働のもと進めていきます。
- ・さらに、商店街としての魅力を高める一環として、地区の骨格となる国道128号について安全に歩いて楽しい道づくりを促進します。
- ・併せて、高齢者等が気軽に興津市街地に集まってこれるよう、興津市街地と周辺地域とを結ぶ公共交通の充実を図り、交通弱者のための足の確保を図ります。

②周辺沿岸部の観光等交流拠点における豊かな自然資源・歴史資源と優れた自然景観の保全・育成・活用、及びそれらのネットワーク化による感動を与えられる地域づくりの展開

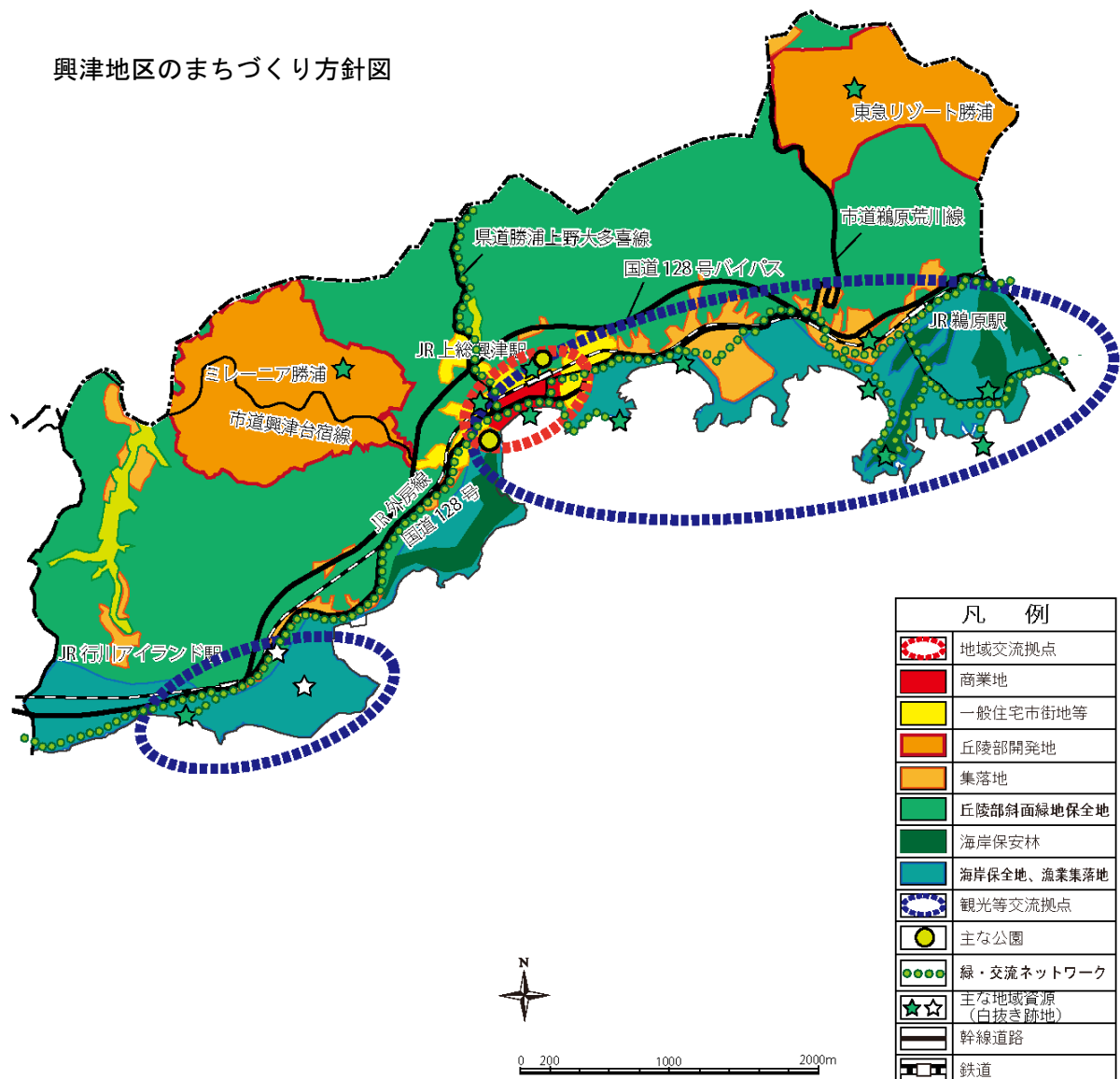
- ・地区の魅力を高め、観光地としての振興を図っていくため、勝浦海中公園～鵜原理想郷～守谷海岸～興津海岸に至る観光等交流拠点については、各観光資源について保全を基調としつつ感動を与えられる魅力づくりを進めるとともに、JR鵜原駅、JR上総興津駅を中心として、案内板の設置や駐車場の設置、レンタサイクル施設の設置等を図り、わかりやすくアクセスしやすい環境づくりを進めます。なお、その魅力づくりの一環として、眺望ポイントの形成や、リアス式海岸に形成された谷津に生息する希少動物の保護とそれらを観察する場の形成等について検討します。
- ・地区の魅力を高める一環として、現在活用されていない資源と考えられる行川アイランド跡地周辺（行川小学校跡地含む）一帯について、観光等交流拠点として再整備を図り、多様な魅力を提供し感動を与えられる地域づくりを検討します。その整備の方向としては、例えば行川小学校跡地については、ビッグひなまつりに飾られたお雛様を近くで観賞できる（仮称）「お雛様博物館」や地区の歴史・文化を観賞できる場、地区に伝わるものづくりの技などを体験できる場等として再生し、活用することが考えられます。また、行川アイランド跡地については、民間活力等の誘導により、新たな魅力を創造する地区として再生・活用を検討していきます。
- ・本地区には、多様で魅力的な自然資源・歴史資源等の地域資源が分布することから、関東ふれあいの道や幹線道路の整備・拡充等により歩行者・自転車道等緑の交流ネットワークの形成を図り一体性を強化し、地区の一層の魅力向上に繋げていきます。

③安全・便利・快適で暮らしやすい市街地・集落環境の維持・向上

- ・市街地部及び集落部について、幅員の狭い生活道路の解消と、排水処理施設の普及による河川等の汚染を防止し、安全・快適な市街地環境・集落環境の形成を進めます。
- ・子供をはじめとした地区住民の身近なレクリエーションの場であるとともに、避難地となる公園を、JR上総興津駅北側に整備を検討します。
- ・興津久保山台地区のミレーニア勝浦と鵜原地区の東急リゾートタウン勝浦の丘陵部開発地は、現在の良好な環境の維持・保全を図ります。また、地区内に無い商業機能の受け皿として勝浦市街地・興津市街地等の商業機能の強化とそれらとの連絡強化を図ることによ

り、生活利便性を高めていきます。

興津地区のまちづくり方針図



3. 上野地区

(1) 地区の概況と課題

1) 位置・土地利用・主な公共施設の分布

本地区は市の北西部に位置し、(主)天津小湊夷隅線沿いの上野小学校周辺から市道勝浦荒川線との交差部周辺に至る地域に形成された上野基幹集落を中心に、北側は大多喜町、西側は鴨川市に接しており、夷隅川の南側は都市計画区域に指定されていますが、夷隅川北側のかなりの区域は都市計画区域外となっています。

本地区の土地利用は、夷隅川や古新田川等の川沿いに農地が細長く分布しているほかは、ほとんどが山林となっています。農地の中には、耕作放棄地がみられますが、一部ではNPO等による農地の活用がなされています。

農地の中に農家が広く点在していますが、(主)天津小湊夷隅線沿道の上野小学校周辺の集落には、保育所、郵便局、集会施設等の公共施設のほか、住宅、店舗、事務所等の集積がみられます。その他の公共施設としては、地域の北東部に北中学校があるほか、小学校跡地を利用した荒川テニスコートや特別養護老人ホーム緑風苑等があります。



2) 交通条件

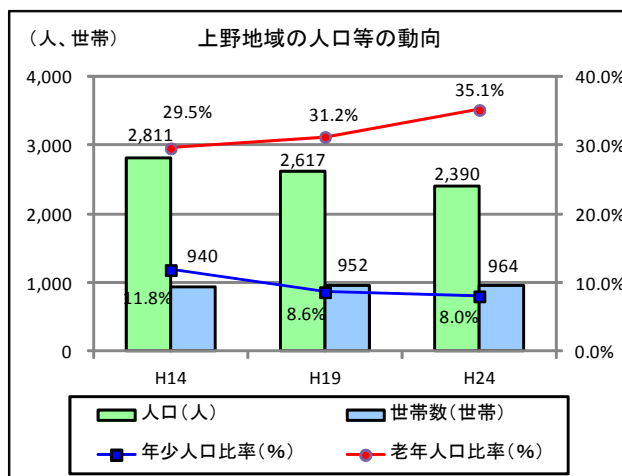
本地区を通る幹線道路としては、南西側の鴨川市方面と北東側の国道297号方面を結ぶ市の骨格を構成する(主)天津小湊夷隅線のほか、地区南側の興津市街地と国道128号・同バイパス線並びに北側の大多喜町方面とを結ぶ(県)勝浦上野大多喜線、及び同様に地区北側の勝浦ダムを経由して大多喜町の養老溪谷方面とを結ぶ(県)小田代勝浦線があります。また、本地区と勝浦中心市街地を結ぶ市道勝浦荒川線、鶴原方面を結ぶ市道鶴原荒川線等があります。

3) 人口等

本地区の人口は、平成24年で2,390人であり、全市に占める割合は、11.7%となっています。同様に、世帯数は、964世帯(全市シェア10.3%)となっています。

平成14年～24年の10年間の変化は、人口で15.0%の減少、世帯数で2.6%の増加となっています。

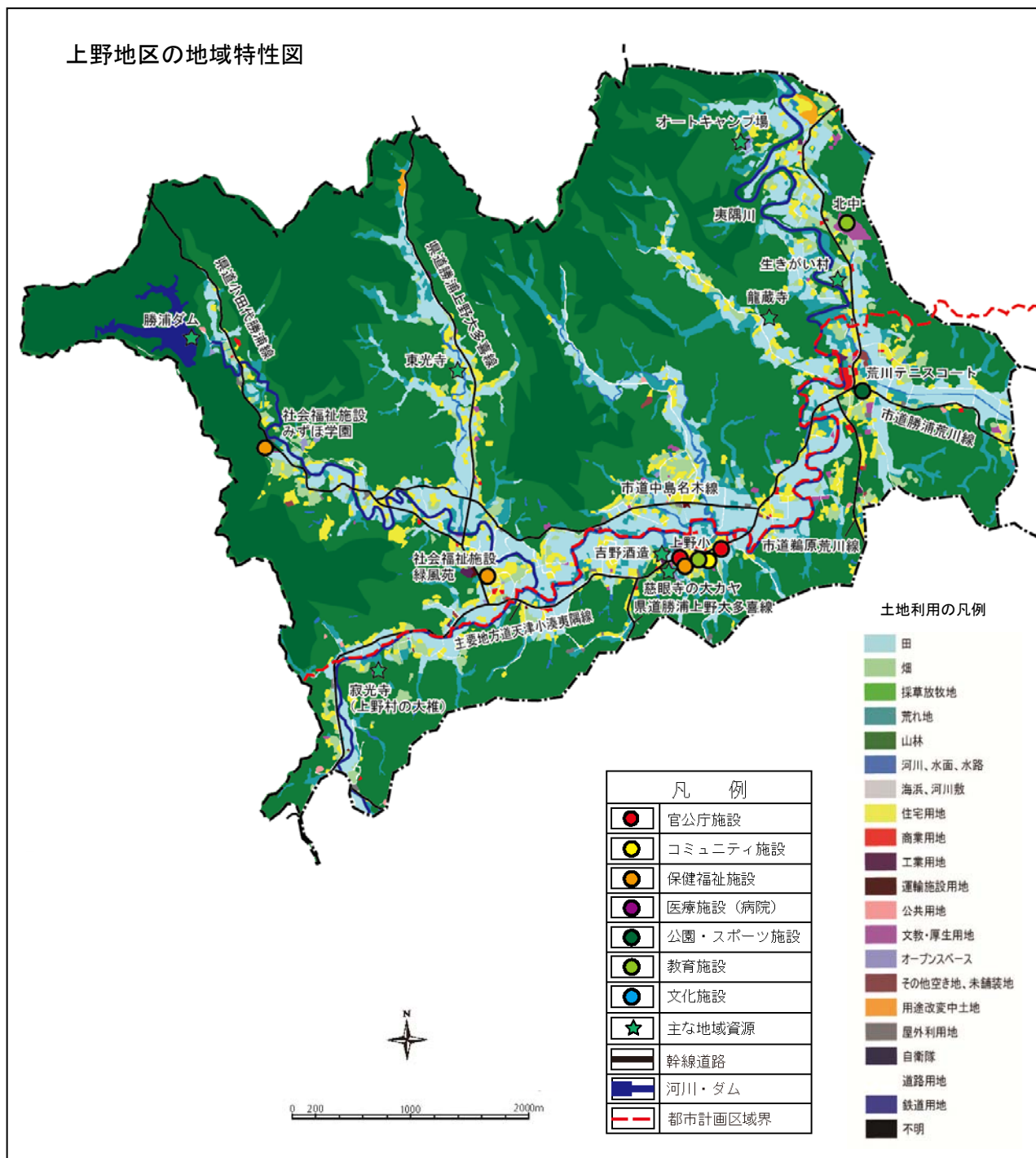
高齢化率(老年人口比率)は、平成24年で35.1%と全市平均(33.5%)を上回る状況となっています。年少人口比率は、8.0%と全市平均(8.3%)を若干下回る状況となっています。



4) 主な地域資源

地区内の地域資源としては、勝浦ダムのほか文化財を蔵する龍蔵寺や古い歴史のある吉野酒造、上野村の大椎、慈眼寺の大カヤ、キャンプ場等があります。また、地区内には山林・農地が広く分布しており、地域資源としての保全と活用が課題と考えられます。

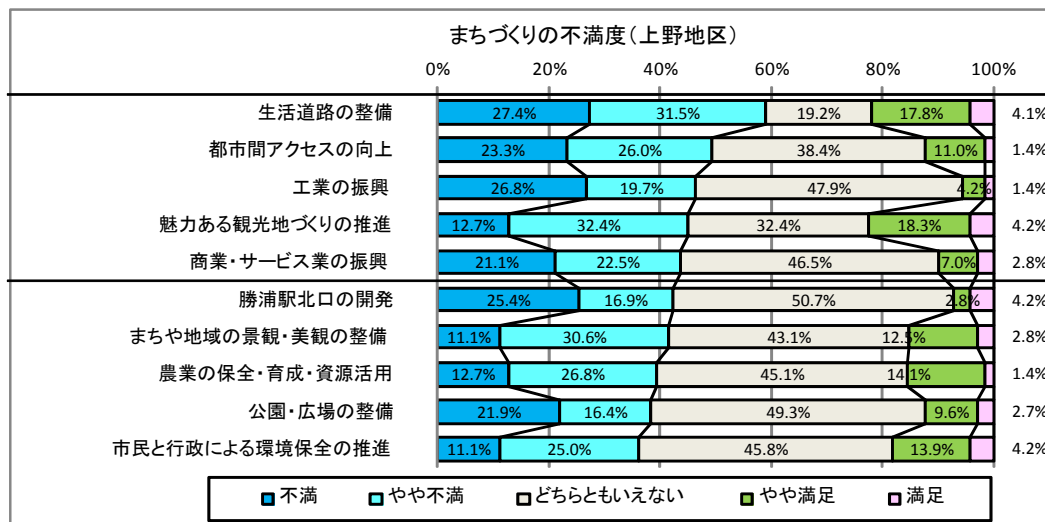
上野地区の地域特性図



5) 住民意向

都市づくり・まちづくりにおいて不満度の高い項目としては、本地区では「生活道路の整備（58.9%）」が50%を超え特に高くなっています。次いで、「都市間アクセスの向上（49.3%）」、「工業の振興（46.5%）」、「魅力ある観光地づくりの推進（45.1%）」、「商業・サービス業の振興（43.6%）」において不満度が比較的高くなっています。

一方、「生活道路の整備」と「魅力ある観光地づくりの推進」については、満足度も比較的高く、取り組みへの一定の評価を受けているものとみられますが、「生活道路の整備」については、不満度が特に高いことから、より一層の整備推進が課題とみられます。



（資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート（平成21年10月））

6) 地区の課題

- 地区内の豊かな山林と農地の保全と地域資源としての活用
- 生活環境の改善（生活道路、排水処理施設、公園の整備）

(2) 地区のまちづくり構想

1) 地区のまちづくりの目標

- ①上野基幹集落の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による地区住民の生活利便性の向上
- ②豊かな地域資源の保全・育成・活用による産業の振興と観光レクリエーション機能の強化
- ③安全・便利で暮らしやすい集落環境の維持・向上

2) 地区のまちづくりの方針

- ①上野基幹集落の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による地区住民の生活利便性の向上

- ・（主）天津小湊夷隅線沿道の上野小学校周辺から市道勝浦荒川線との交差点周辺に至る上野農業基幹集落について、地域交流拠点として商業機能や文化機能等の日常サービス機能の充実を図るとともに、身近な公園の整備を図ります。

- ・公共交通機関の充実や幹線道路の歩道整備等により周辺地域との連携の強化と地区住民の安全性と生活利便性の向上を図ります。

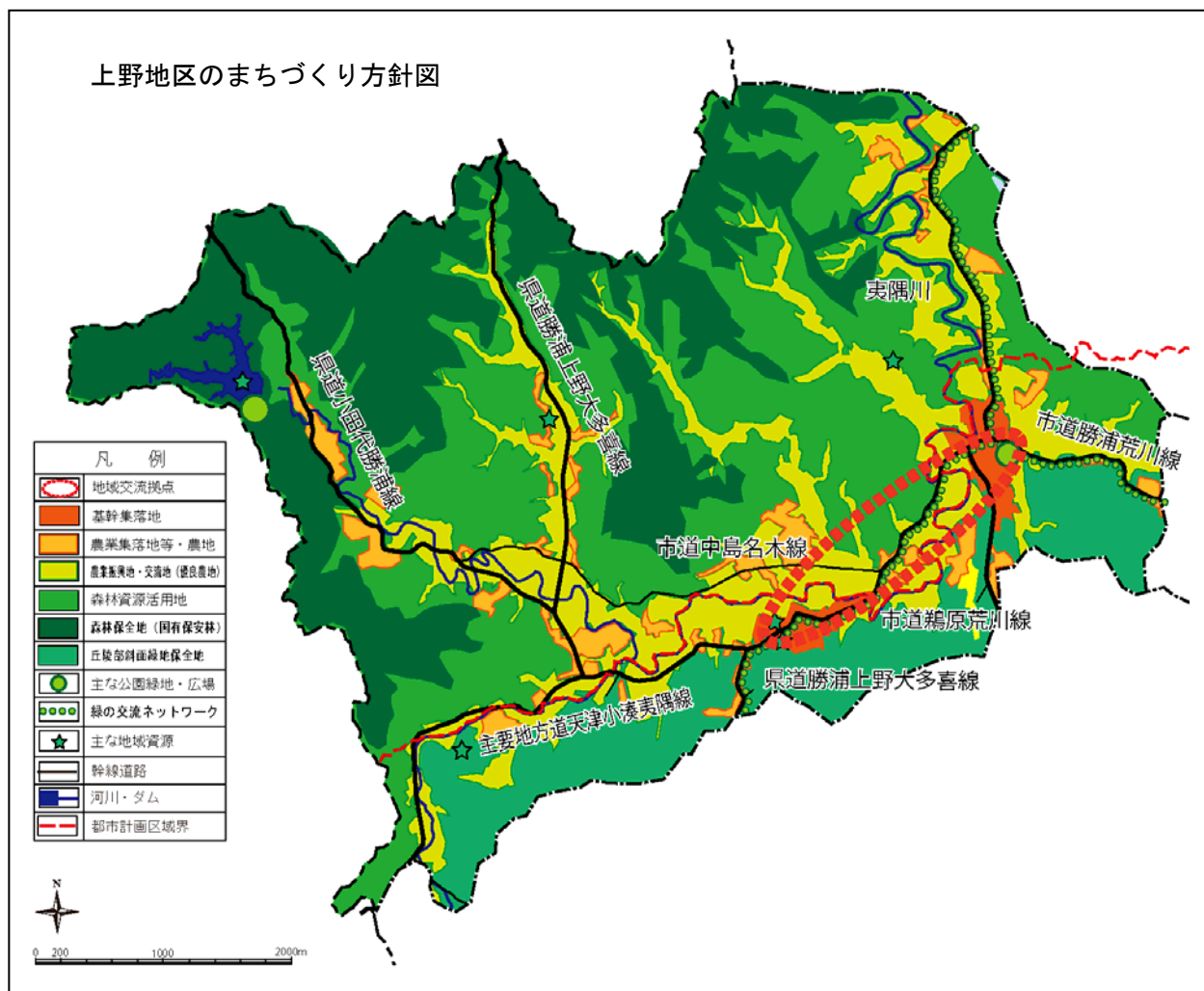
②豊かな地域資源の保全・育成・活用による産業の振興と観光レクリエーション機能の強化

- ・地区の北西部にある勝浦ダム周辺については、既存の遊歩道や駐車場の活用・充実を図るとともに、アクセス道路の整備・充実や修景などにより、市民並びに地区住民の憩いの場、交流の場、トレッキングコース等として活用を図ります。
- ・地区の北側に広く分布するほとんどが国有林・保安林である森林保全ゾーンの山林及び地区南側の丘陵部斜面緑地保全ゾーンに位置づけた山林は保全を図ります。また、地区北側に分布する森林資源活用ゾーンとして位置づけた山林については、保全を基本としつつ材木や薪炭材、きのこ原木、森林浴の場等の新たな産業資源・レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・夷隅川等に沿って細長く分布する水田は、生産の場であるとともに、貴重な生物の生息の場ともなることから、基盤整備の推進と農地の保全を図るとともに、増加しつつある耕作放棄地については、その発生を抑制するとともに、都市住民と地区住民等との交流の場等としての活用を図ります。

③安全・便利・快適で暮らしやすい集落環境の維持・向上

- ・集落内の生活道路の整備や排水処理施設の設置推進を図り、安全性の高い便利で快適な生活環境づくりを進めます。
- ・基幹集落部に沿って西側から北東部方向に流れる夷隅川については、保全・活用を図ります。

上野地区のまちづくり方針図



4. 総野地区

(1) 地区の概況と課題

1) 位置・土地利用・主な公共施設の分布

本地区は市の北東部に位置し、国道 297 号と（主）天津小湊夷隅線との交差部に形成された松野集落を中心に、南東側は御宿町、北東側はいすみ市、北西側は大多喜町に接しており、南側の丘陵部の一部は都市計画区域に指定されていますが、ほとんどは都市計画区域外となっています。

本地区の土地利用は、ほとんどが自然的土地利用となっており、夷隅川及び支川沿いに農地が細長く分布しているほかは、山林となっています。

農地の中に農家が広く点在していますが、松野集落の国道 297 号沿道には比較的まとまった形で集落が形成され、駐在所、小学校、老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、郵便局、集会施設、診療所等の公共施設のほか、住宅、店舗、事務所、工場等の集積がみられます。その他では、市野郷に特別養護老人ホーム勝浦裕和園があります。



2) 交通条件

本地区を通る幹線道路としては、南側の勝浦中心市街地と北側の市原市、大多喜町方面とを南北方向に結ぶ国道 297 号と、南西側の鴨川市方面と北東側のいすみ市方面を結ぶ（主）天津小湊夷隅線と市道松野中倉市野川線、（県）勝浦布施大原線、及び地区の南側において御宿方面と国道 297 号とを結ぶ（県）上布施勝浦線があります。

国道 297 号については、現在松野バイパスの整備が進められています。

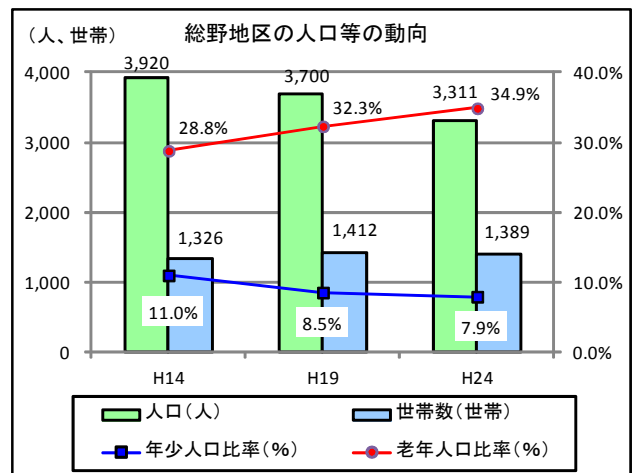
国道 297 号には勝浦地区の J R 勝浦駅と地区内の松野坂上間、大多喜車庫間及び市内市野川間とを結ぶ路線バスが通っています。

3) 人口等

本地区の人口は、平成 24 年で 3,311 人であり、全市に占める割合は、16.2%となっています。同様に、世帯数は、1,389 世帯（全市シェア 14.9%）となっています。

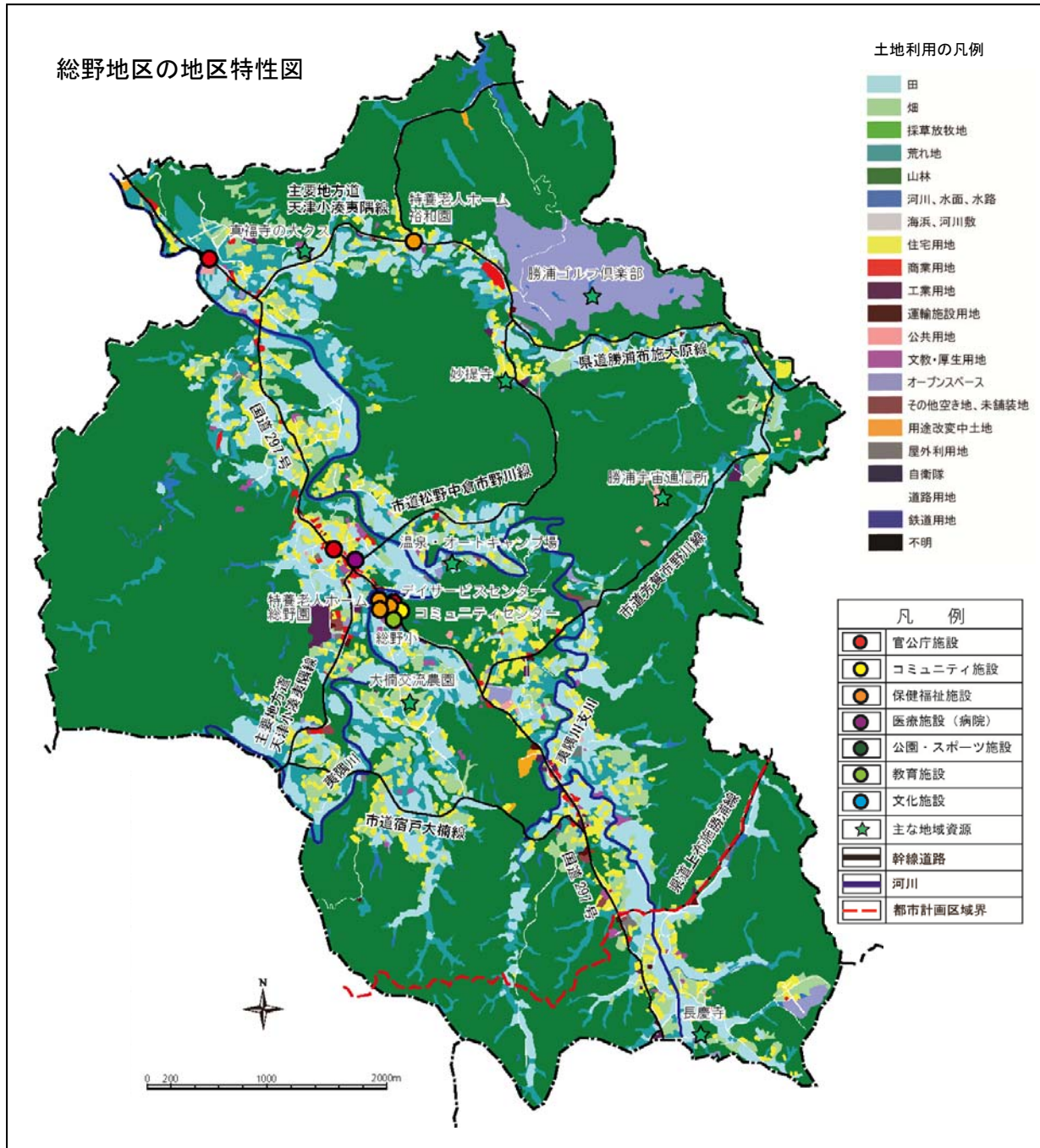
平成 14 年～24 年の 10 年間の変化は、人口で 15.5%の減少、世帯数で 4.8%の増加となっています。

高齢化率（老年人口比率）は、平成 24 年で 34.9%と全市平均（35.5%）を若干下回る状況となっています。年少人口比率は、7.9%と全市平均（8.3%）を若干下回る状況となっています。



4) 主な地域資源

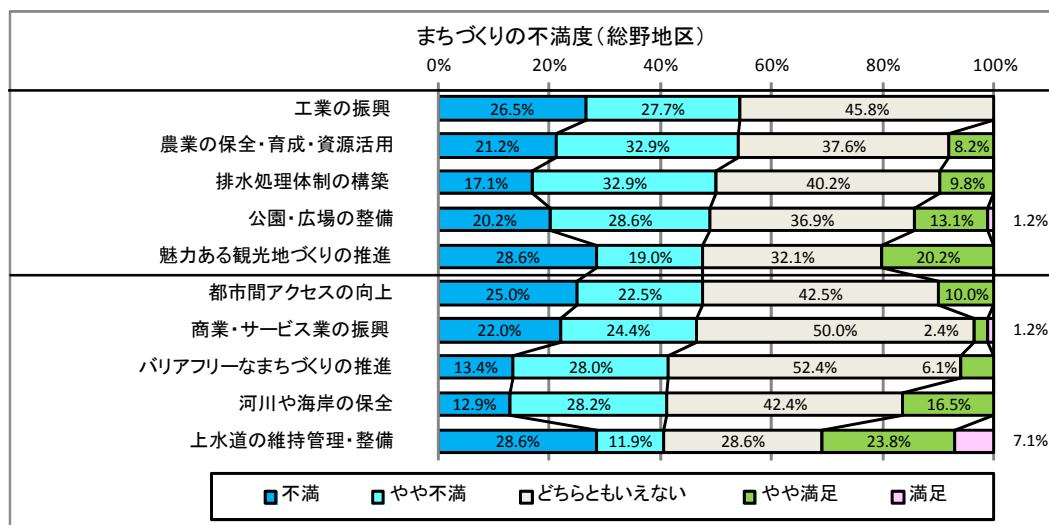
地区内の地域資源としては、温泉施設・キャンプ場、ゴルフ場、大楠交流農園、勝浦宇宙通信所、真福寺の大クス、妙提寺のアジサイ等があります。また、現在余り活用されていないが、地域内に広く分布する山林が産業資源・観光レクリエーション資源として期待されるほか、一部農地が市民農園として活用されており、都市住民と地区住民等との交流の場等としての活用が期待されます。



5) 住民意向

都市づくり・まちづくりにおいて不満度の高い項目としては、本地区では「工業の振興（54.2%）」と「農業の保全・育成・資源活用（54.1%）」が50%を超え特に高くなっています。次いで、「排水処理体制の構築（50.0%）」、「公園・広場の整備（48.8%）」、「魅力ある観光地づくりの推進（47.6%）」、「都市間アクセスの向上（47.5%）」、「商業・サービス業の振興（46.4%）」において不満度が比較的高くなっています。

一方、「上水道の維持管理・整備」に対する満足度がかなり高いことや、「魅力ある観光地づくりの推進」の満足度も比較的高く、都市づくり・まちづくりへの取り組みに対し、一定の評価を受けているものとみられます。



（資料：勝浦市総合計画の策定に関する市民アンケート（平成21年10月））

6) 地区の課題

- 広域交通条件の向上と地区の立地条件を活かした地区づくり
- 豊かな地域資源の保全・活用による産業（農林業・工業・観光）振興
- 生活環境の改善（排水処理施設・公園等の整備推進）

(2) 地区のまちづくり構想

1) 地区のまちづくりの目標

- ①広域交通条件の向上を踏まえ、北側からの玄関口にふさわしい土地利用の形成と、市の個性と魅力を印象づける地区づくり
- ②総野基幹集落の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による地区住民の生活利便性の向上
- ③豊かな地域資源の保全・育成・活用等による産業振興と観光レクリエーション機能の強化
- ④安全・便利・快適で暮らしやすい集落環境の形成・向上

2) 地区のまちづくり方針

①広域交通条件の向上を踏まえ、北側からの玄関口にふさわしい土地利用の形成と、市の個性と魅力を印象づける地区づくり

- ・国道 297 号に接続する圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の開通を踏まえて、国道 297 号松野バイパスの整備を促進し、広域交通条件の向上を図ります。
- ・将来、国道 297 号松野バイパスの整備が図られた場合、交通需要の高まりが期待されることから、それに併せたバイパス沿道の土地の有効利用等により、産業振興を図ります。
- ・本地区は、北側からの玄関口に当たることから、都市の観光情報の発信とともに、本市の特産品としての水産物（加工品含む）や農産物を販売できる地域振興施設（道の駅等）等をつくり玄関口にふさわしい土地利用の形成を進めます。併せて、国道 297 号沿道を中心として市の魅力と個性を印象づける景観づくりを進めます。

②総野基幹集落の地区の中心地区としての機能強化と周辺地域との連携強化による地区住民の生活利便性の向上

- ・国道 297 号と（主）天津小湊夷隅線の交差部周辺の公共公益施設が比較的集積している総野農業基幹集落について、地域交流拠点として商業機能や文化機能等の日常サービス機能の充実を図るとともに、身近な公園の整備を図ります。
- ・また、公共交通機関の充実等により周辺地域との連携の強化を図り、地区住民の生活利便性の向上を図ります。

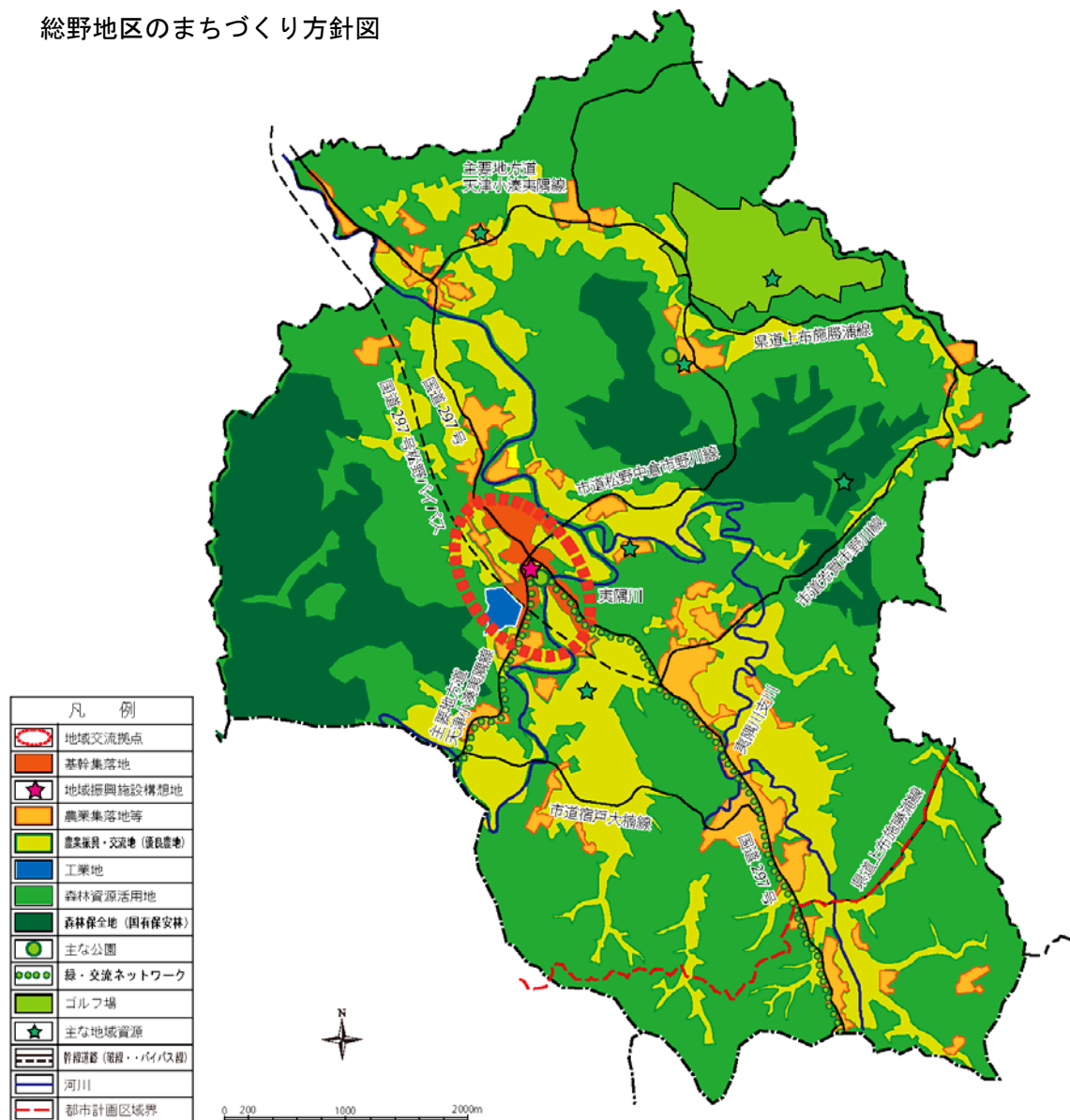
③豊かな地域資源の保全・育成・活用等による産業振興と観光レクリエーション機能の強化

- ・地区の東側及び西側に分布する国有林・保安林である森林保全ゾーンの山林については、保全を図ります。また、地区南側及び北側に分布する森林資源活用ゾーンとして位置づけた山林については、保全を基本としつつ材木や薪炭材、きのこ原木、森林セラピーの場等の新たな産業資源・レクリエーションの場として活用を検討します。
- ・夷隅川及びその支川沿いに分布する農地については、農業基盤の整備を推進するとともに農地の保全を図り農業の振興を推進するとともに、耕作放棄地の発生抑制と併せて都市住民と地区住民等の交流の場等として活用を図り、優良農地の確保と田園景観の保全を図ります。

④安全・便利・快適で暮らしやすい集落環境の形成・向上

- ・現在進められている上水道の整備をさらに進めるとともに、集落内の生活道路の整備や排水処理施設の普及を推進し、安全・快適で暮らしやすい生活環境づくりを進めます。
- ・基幹集落部に沿って東側を北方向に蛇行する夷隅川については、保全・活用を図ります。

総野地区のまちづくり方針図



第4章

都市づくりの推進方策

第4章 都市づくりの推進方策

4-1 推進に向けた基本的考え方

勝浦市都市計画マスタープランの都市づくりの推進に向けた基本的考え方は、次のとおりです。

① 市民・民間企業等との協働による都市・まちづくりの推進

市民ニーズの高度化・多様化に対応し、多面的な取り組みを図るため、市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等（以降、「市民・民間企業等」）と行政とがそれぞれの役割を分担し、連携・協働して取り組むことにより、施策の推進を図ることを基本とします。

② 都市・まちづくりを先導する重点的な取り組みの推進

限られた財源の下、効率的かつ効果的に施策を展開していくため、推進に向けて特に先導的・牽引的な役割を担うと考えられる主要な施策・プロジェクトを位置づけ、それらを中心に推進します。

③ 都市計画マスタープランの適切な運用

都市計画マスタープランは、広い分野に渡り総合的・一体的な都市・まちづくりを進めるための指針であることから、庁内における横断的な推進体制の構築等により柔軟かつ効率的な取り組みを図ります。

4-2 都市づくりの推進方策

1. 市民・民間企業等との協働による都市・まちづくりの推進

① パートナーシップによる都市・まちづくりの推進

都市計画マスタープランの実現のため、市民・民間企業等と行政が都市計画マスタープランに定めた都市づくりの目標・基本方針、地区のまちづくり方針について共通認識を図った上で、市民・民間企業等と行政がそれぞれの果たす役割を明確にし、対等な立場で理解し、協力し合うパートナーシップによるまちづくりを進めていくことを基本とします。

■市民・NPO等の役割

- ・自らできることを主体的に進めていくとともに、地区や市全体に関心を持ち、地区のまちづくりに積極的に参加し、地区をよりよくするため、地区全体で共有できるルールに沿って、まちづくりを実践する。

■行政の役割

- ・都市・まちづくりに関する情報の提供や市民・民間企業等のまちづくり活動への支援を行う。
- ・関係機関との調整や施策間・実施時期等について長期的・総合的視点からの調整を行う。
- ・公共施設、都市基盤施設等の整備・改善などを効率的・効果的に行う。

■民間企業・国際武道大学等の役割

- ・地域貢献の視点を持って、地区の一員として市民が目指すまちづくりに積極的に参加・協力し、地区のルールに沿って社会的責任を果たす。

○都市・まちづくりに関する情報の提供と共有化

市民・民間企業等の意見・意向を的確に行政に反映させ、市民・民間企業等と行政とが協働してまちづくりを推進していくため、広報やホームページなどを通じて市民等によるまちづくりの活動状況、都市・まちづくりに関する様々な制度・支援に関する情報等まちづくりに関するきめ細かな情報の発信を行うことにより、市民・民間企業等との間で情報の共有化を図ります。

また、市民会議の開催などにより、市民・民間企業等と行政間の情報交換・意見交換の場の設置・充実を図るとともに、市長への手紙やモニター制度の活用、パブリックコメントの周知・活用促進などにより、市民意見の収集・反映手段の充実等を図っていきます。

② 市民・民間企業等によるまちづくり活動の支援

協働のまちづくりを推進する一環として、勉強会等を通じてまちづくりに関する知識の普及に努めるとともに、社会教育・学校教育の場などを通して、市民・民間企業等のまちづくり意識の醸成等に努めます。

また、地区のコミュニティ活動をきっかけとして地区住民が主体となるまちづくりへ発展させるため、地区住民の自主的な活動を支える制度（アダプト制度等）の活用のほか、まちづくり活動に対する可能な限りの支援を検討します。

災害に対する市民の自発的な活動や意識を喚起するため、自助（個人の取り組み）、共助（市民等相互の取り組み）、公助（公共の手助けによる取り組み）の考え方による様々な取り組みを進めます。

③ 協働による都市・まちづくりの仕組みづくり

協働のまちづくりを積極的に展開していくため、市民・民間企業等が参画する機会を充実させ、市民・民間企業等の理解と協力を得られるような仕組みづくりの検討と広報・普及活動の推進を図ります。

また、景観形成や、高齢者等に配慮したバリアフリー化などの福祉のまちづくりの誘導、防災性の向上など環境に配慮した活動の要請、生垣などによる緑化、公園・街路樹などの身近で公的な緑の育成・維持管理などを推進するためのルールづくりを検討します。

さらに、市民・民間企業等が身近なまちづくりの手段として法定都市計画を活用できる「都市計画の提案制度」など市民・民間企業等によるまちづくり制度の位置づけを明確にするとともに、実効性のある法定都市計画としての地区計画制度などへの展開を検討します。

2. 都市・まちづくりを先導する重点的な取り組みの推進

(1) 施策の優先性の設定

限られた財源のもとでの施策の展開にあたっては特に効率的かつ効果的に進めていく必要があることから、都市づくりの目標を具現化する上で必要と考えられる施策を整理するとともに、そのうち特に実現に向けて緊急性、施策の継続性、目標の実現に向けた施策効果、他の施策への波及効果等の観点から、先導的・牽引的な役割を担うと考えられる主要な施策・プロジェクトを位置づけ、それらを中心に取り組みを推進します。

目標1：基幹産業の漁業と観光を中心とした産業連携により、産業全体が活性化する都市づくり		
部門	主要施策・プロジェクト名(◎：先導・牽引)	
土地利用	◎	・勝浦都市交流拠点における地域振興施設地の整備
	◎	・勝浦中心商業地の快適で魅力的な環境づくり
	◎	・農業基盤の整備と耕作放棄地の発生抑制による農地の保全と農業の振興
	○	・総野地域交流拠点における地域振興施設地の整備
	○	・森林の地域資源としての活用による産業の振興
交通体系	◎	・国道297号松野バイパスの整備
	◎	・都市計画道路3・4・11新坂線(国道297号～市道墨名部原線間)の整備
	○	・都市計画道路3・5・7勝浦駅浜勝浦線(国道128号以南区間)の整備と浜勝浦川の蓋がけによる臨海プロムナードの形成

目標2：地域の個性と資源を活かした魅力向上と、おもてなしの心により、感動を与え多様な交流が生まれる都市づくり		
部門	主要施策・プロジェクト名(◎：先導・主要)	
土地利用	◎	・JR勝浦駅北側地区の土地利用の検討
	○	・耕作放棄地の都市住民と地区住民・企業等との交流の場としての活用
	○	・地域資源としての行川小学校跡地の活用
	○	・地域資源としての行川アイランド跡地の活用
交通体系	◎	・観光等交流拠点における緑の交流ネットワーク(関東ふれあいの道等)と駐車場の整備充実、及び案内板の設置
	◎	・高速バスルート等の再編・充実
	◎	・観光等交流拠点におけるレンタサイクルシステム・ミニバスの導入検討
	○	・観光等交流拠点以外の緑の交流ネットワーク(幹線道路の歩道等)の整備
	○	・市街地部におけるパークアンドバスライドシステムの導入等による中心部における交通混雑の緩和と歩行者等の安全性の確保
公園・緑地	○	・地域交流拠点における緑の交流拠点の整備
	○	・勝浦ダム周辺の公園的な環境整備
景観形成	◎	・景観法に基づく景観計画の策定
	◎	・観光等交流拠点における保全に配慮した感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成
	◎	・市の玄関口(JR勝浦駅周辺地区・総野地域交流拠点の国道297号・同松野バイパス沿道及び勝浦市街地の国道128号・297号等幹線道路沿道等)における個性と魅力を感じさせる景観づくり
	◎	・公共施設における環境美化の取り組み
	◎	・農地の保全と耕作放棄地等の発生抑制による美しい田園景観の保全・育成
	○	・都市・地域交流拠点における美しい街並み景観の形成
	○	・斜面緑地の保全による本市を特徴づける丘陵地景観の保全
自然環境	○	・樹林地の管理による里山(景観)の保全とレクリエーション用地としての活用

目標3：安全安心して暮らし続けられる都市づくり		
部門	主要施策・プロジェクト名(◎:先導・牽引)	
土地利用	○	・多様な機能を持つ総合的な公園の整備による地域防災拠点・広域避難地としての確保
	○	・JR勝浦駅北側地区の緑地(市有地)を公園緑地・広場としての整備による避難地等防災拠点としての活用検討
交通体系	◎	・避難路・緊急輸送道路としての都市計画道路3・4・11新坂線の整備推進
	◎	・国道128号・市道墨名部原線の歩道整備
	○	・避難路・延焼防止帯・消防活動空間としての上記以外の幹線道路・生活道路等の整備
	○	・その他国・県道・主要市道の歩道整備
公園・緑地	◎	・避難地としての身近な公園・広場の整備
	○	・地域防災拠点・広域避難地としての総合的な公園の整備
	○	・死角の少ない公園等の整備
自然環境・河川及び排水処理施設	◎	・市街地部の河川・水路の改修整備
	○	・山林・農地の保全による水源かん養機能等強化による河川の洪水防止

目標4：地域交流拠点地区の整備・育成により、高齢者等市民が元気に交流し快適に暮らし続けられる都市づくり		
部門	主要施策・プロジェクト名(◎:先導・牽引)	
土地利用	◎	・興津地域交流拠点における商業地について、買物・生活サービス施設等の充実による『暮らしの広場』としての再生
	○	・上野・総野地域交流拠点における買物・生活サービス施設等の充実による育成
交通体系	◎	・駅等交通結節点におけるバリアフリー化
	◎	・デマンドタクシー等公共交通機関の充実による高齢者等交通弱者の足の確保
公園・緑地	◎	・都市・地域交流拠点における身近な公園・広場の整備
	○	・スポーツ・レクリエーション機能・健康づくり・憩いの機能や防災機能等多様な機能を持つ都市の核となる総合的な公園の整備
河川及び排水処理施設	◎	・合併浄化槽の設置推進による河川・水路の水質改善

目標5：市民・NPO等・民間企業・国際武道大学等と行政との協働による都市づくり		
部門	主要施策・プロジェクト名(◎:先導・牽引)	
土地利用	◎	・地区住民等の協働による『暮らしの広場』としての興津商店街の活性化
	○	・農地の保全と耕作放棄地等の花畑等としての活用
	○	・地区住民等との協働運営や管理による行川小学校跡地の活用
公園・緑地	○	・総合的な公園を核とした国際武道大学との協働による市民の健康づくり
景観形成	◎	・花いっぱい運動の展開等による住宅地等における美しいまちづくりの推進
自然環境	○	・市街地内における空地・小スペースの緑化・管理等
	○	・グリーンツーリズムや里山保全活動等との連携による森林・農地の保全・活用
河川及び排水処理施設	◎	・合併浄化槽の普及による設置推進
	○	・河川の清掃活動

(2) 先導施策に係る推進方策（取り組み方針・実現手法等）

①土地利用の推進方策

○勝浦都市交流拠点における地域振興施設地区の整備

地域振興施設地区の整備については、各種関係団体との協働により、整備地区の選定や整備の方向等について検討を図ります。

○勝浦中心商業地の快適で魅力的な環境づくり

勝浦中心商業地において、中心市街地における排水処理施設の普及促進により、浜勝浦川の水質改善を進めるとともに、浜勝浦川の蓋がけによる歩道の確保等により、朝市開催場所を中心として快適な環境づくりを図ります。

○農業基盤の整備と耕作放棄地の発生抑制による農地の保全と農業の振興

農業施策の展開により、農業基盤の整備を推進するとともに、耕作放棄地の発生抑制に努め、農地の保全と農業の振興を図ります。

○J R勝浦駅北側地区の土地利用の検討

J R勝浦駅北側地区については、土地利用のあり方について、庁内検討組織を立ち上げ、整備の方向性や管理の方法等について検討します。

○興津商業地の地区住民等との協働による「暮らしの広場」としての再生

興津地域交流拠点の商業地について、地区住民と事業者等の意向把握を踏まえて、需要の高い施設・機能について、商業地の空き店舗等の活用と施設の導入の可能性・運営の方法等について住民等と協働で検討するとともに、商業地の骨格である国道 128 号の安全性と魅力を高めることなどにより、単なる買物の場から地区住民等が交流する「暮らしの広場」としての再生を検討します。

②道路・交通体系に関する推進方策

○国道 297 号松野バイパスの整備

現在国道整備事業により整備が進められていますが、引き続き整備を促進します。

○避難路・緊急輸送道路としての都計道 3・4・11 新坂線（国道 297 号～市道墨名部原線間）の整備

国道 297 号と国道 128 号の交差部の問題点の解消を図るとともに、緊急輸送道路である国道 297 号の補完道路として、また避難路として本路線・区間について、都市計画道路事業等により整備を推進します。

○観光等交流拠点における緑の交流ネットワークの充実と駐車場の整備及び案内板の設置等

観光等交流拠点を中心として、観光施設へのアクセス性を高め、交流人口の増加に繋げていくため、関東ふれあいの道の整備充実による安全性の確保と魅力向上や、幹線道路の歩道の設置等により緑の交流ネットワークの充実を図るとともに、駐車場の整備や案内板の設置

等を進めていきます。

○高速バスルート等の再編・充実

圏央道の開通を踏まえ、高速バスルートの再編や運行本数の増加などをバス会社に要請していきます。

○観光等交流拠点におけるレンタサイクルシステム・ミニバスの導入検討

観光等交流拠点において、鉄道駅を中心として、観光客等が観光施設へのアクセス性を高め人にやさしい観光地づくりの一環として、現在勝浦中心市街地において行われている電動レンタサイクルを他の観光等交流拠点においても普及を図っていくとともに、ミニバスの運行等についてもターミナルの設置を含め、導入検討を図ります。

○国道 128 号（勝浦市街地内）、市道墨名部原線（旧国道 128 号）の歩道整備

勝浦中心市街地の骨格であり、自動車交通量・歩行者交通量共多く、歩行者等の安全性を高めるため、歩道の整備を促進します。

○駅等交通結節点におけるバリアフリー化

現在進められている J R 勝浦駅におけるバリアフリー事業を引き続き進めるとともに、他の鉄道駅についてもバリアフリー化を検討します。

○デマンドタクシーの導入等による公共交通機関の充実による交通弱者の足の確保

現在検討が進められているデマンドタクシーの導入等により、公共交通機関の充実を図ります。

③公園・緑地に関する推進方策

○都市・地域交流拠点における身近な公園の整備

レクリエーションや憩いの機能とともに、避難地としての機能等を持つ身近な公園を、都市公園整備事業等の活用により整備を推進します。

④景観形成に関する推進方策

○景観法に基づく景観計画の策定

本市の景観行政の基本となる景観法に基づく景観行政団体への登録と景観計画の策定を検討します。

○観光等交流拠点における感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成

市民・観光協会等の意見募集や「(仮称) 勝浦の自慢できる眺望写真コンテスト」の開催等を通じて、現在の素晴らしい眺望を有するポイントやルートの発見を行うとともに、国定公園の管理機関との調整を踏まえて、新たに感動できる眺望ポイント・ルートの形成・整備を検討していきます。

○市の玄関口における個性と魅力を感じさせる景観づくり

都市の顔となるＪＲ勝浦駅周辺地区や総野地域交流拠点地区の国道 297 号松野バイパス沿道及び市道墨名部原線等については、個性的で魅力的な景観形成のため、地区計画・条例等による土地利用や建築物・景観のコントロールを行うとともに、アダプト制度の活用等による地区住民との協働・連携した活動により道路等の清掃・美化を推進します。

○公共施設の環境美化の取り組み

美しい景観づくりを先導するため、多くの人々の目にとまりやすい公共施設の環境美化に取り組みます。

○花いっぱい運動等の展開による住宅地等における美しいまちづくりの推進

地区住民・ＮＰＯ等との協働による花いっぱい運動の展開等により、市街地の一般住宅地を中心として、生垣の保全・形成と、市の木であるアジサイや季節を感じさせる花等の植栽等を通じて、観光地にふさわしい美しい景観づくりを進めます。

○農業基盤の整備と耕作放棄地の発生抑制による美しい田園景観の保全・育成（再掲）

⑤自然環境・防災・河川・排水処理施設に関する推進方策

○避難地としての身近な公園の整備（再掲）

○避難路・緊急輸送道路としての都計道 3・4・11 新坂線（国道 297 号～市道墨名部原線間）の整備（再掲）

○自助・共助・公助による防災意識の向上と防災対策の充実

災害に対する市民の自発的な活動や意識を喚起するため、自助・共助・公助の理念のもと、防災訓練の強化や防災に対する情報提供の充実等を図っていきます。

○市街地内の河川・水路の改修整備

地域防災計画を踏まえて、市街地部の河川・水路を中心として改修を図っていきます。

○合併浄化槽の設置推進による河川・水路の水質改善

市街地部を中心として、合併浄化槽の普及による排水処理を推進し、河川・水路等公共用水域の水質改善に努めます。

(3) 都市計画マスタープランの適切な運用

○庁内の推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画、土木、建築、産業、福祉等の広い分野に渡るものであり、総合的・一体的な都市づくりを進めるための指針であることから、都市づくりに関連する部署間の連携と情報の共有化を進めるとともに、主要なプロジェクトについては、庁内における横断的なまちづくりの推進体制の構築等により対応します。

○施策の具体化推進

都市計画マスタープランにおいて掲げた施策について、着実な実施に向け、総合計画の基本計画・実施計画に位置づけることを検討します。

○関係機関との連携の強化

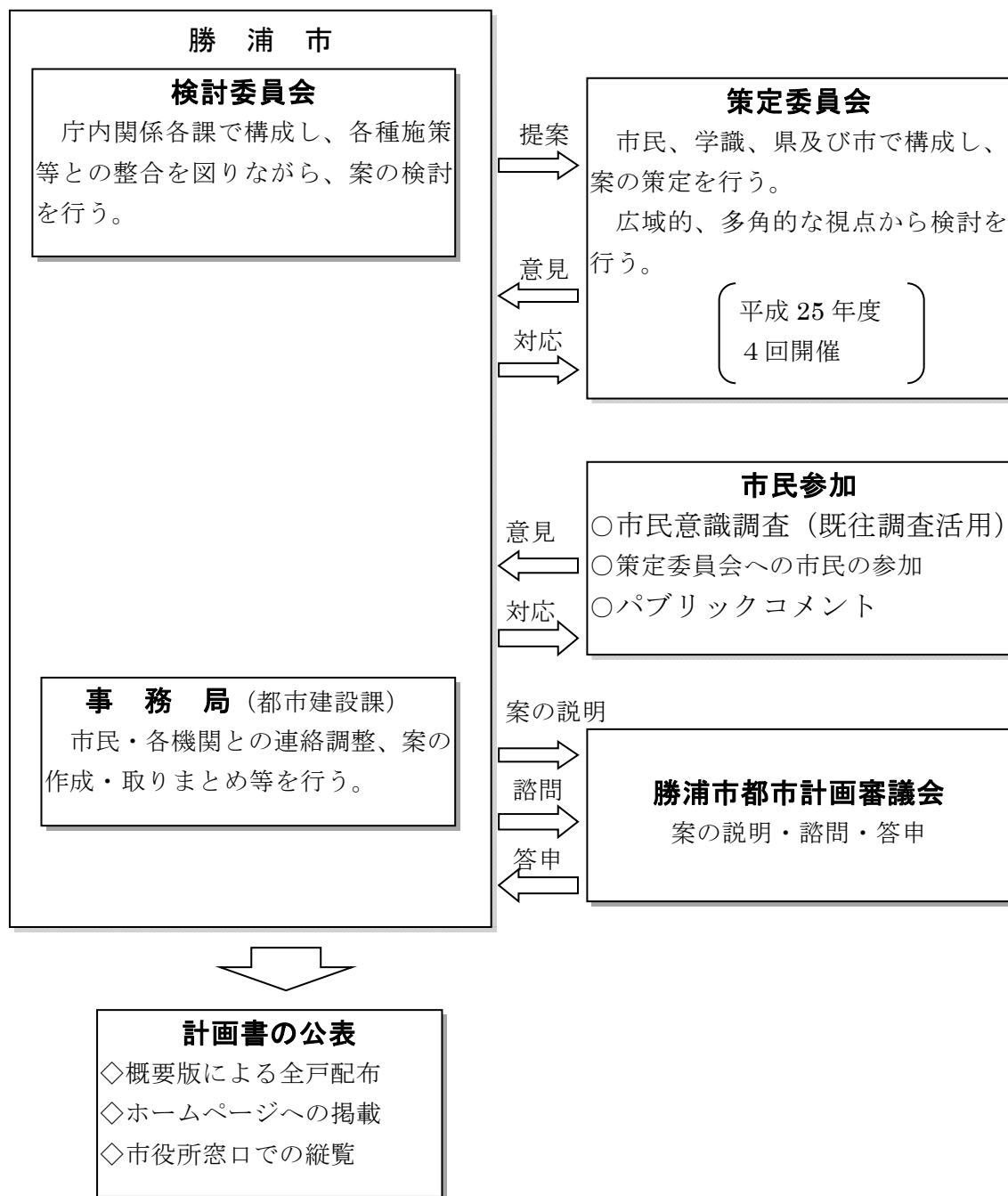
国や千葉県が所管する事業や法制度の適用について、都市計画マスタープランに基づいて調整を図るとともに、必要に応じて協力を要請します。

○都市計画マスタープランの柔軟な見直し

都市計画マスタープランの着実な実現を図るため、上位計画である総合計画の変更や社会経済情勢の変化等に対応し、定期的にその内容及び達成状況について点検・評価を行うとともに、上位・関連計画等の変更や各地区からの意見・要望等に柔軟に対応した見直しを行っていきます。

参考資料

1. 都市計画マスタープランの策定の流れ



2. 都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	帝京大学経済学部観光経営学科教授	大下 茂	委員長
市内に住所を有する者	勝浦地区区長会長	上村 吉勝	
市内に住所を有する者	興津地区区長会長	鈴木 恒夫	
市内に住所を有する者	上野地区区長会長	石井 恒夫	
市内に住所を有する者	総野地区区長会長	関 直行	
市内関係機関	勝浦市商工会長	小高 伸太	
市内関係機関	新勝浦市漁業協同組合長	渡邊 幸治	
市内関係機関	農業委員会長	末吉 修一	
市内関係機関	勝浦市観光協会長	渡辺 幸男	
千葉県職員	県土整備部都市計画課長	一松 政夫	
千葉県職員	県土整備部公園緑地課長	小関 敏裕	
千葉県職員	県土整備部夷隅土木事務所長	大多和 武	
	副市長	関 重夫	
	総務課長	藤江 信義	
	企画課長	関 富夫	
	農林水産課長	関 善之	
	観光商工課長	玉田 忠一	
	都市建設課長	藤平 喜之	

3. 用語の解説

【あ】

アクセス性	鉄道駅や道路等の主要な交通施設の利用のしやすさ、道路からの出入りのしやすさなどをいう。
アクセス道路	公共公益施設、商業施設、工業団地、観光地、空港、鉄道駅及び高速道路のインターチェンジ等に連絡するための道路のこと。
アダプト制度	公共の場所を養子にみたて、市民が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、行政等がこれを支援する制度をいう。
N P O （Nonprofit Organization）	特定非営利活動促進法（1998 年 3 月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【か】

ガイドライン	ある物事に対しての大まかな指針・指標で、ルールやマナー等の決まり事、約束事を明文化したもの。
緊急輸送道路	大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、県や市などが事前に指定した道路。
グリーンツーリズム	都市住民が農家等に滞在して農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動をいう。
減災	災害時において発生し得る被害を最小化する取り組みのこと。防災が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対し、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
景観計画	景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画のこと。
交流人口	居住者などの定住人口に対して、観光客など他地域から訪れる（交流する）人のこと。

【さ】

就従比（しゅうじゅうひ）	従業地就業者数（従業している場所が勝浦市内である人の数）／常住地就業者数（勝浦市内に常住している就業者の数）から求められる比率のこと。就従比が 1.0 を下回る場合、全体として、市外から来る就業者より市外へ出て働く就業者が多い傾向を示している。
シンボルロード	道路構造・付帯施設（街路樹・ストリートファニチャー（ベンチ・街路灯・くず入れなど）・沿道建築物などの特色により、街の象徴となる道路。
水源かん養機能	降水を貯留し、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和と川の流量を安定化させる機能および水質を浄化する機能のこと。

生物多様性	遺伝子、種、生態系など全てを包括する言葉で、地球上の生物の多様さと、自然の営みの豊かさを指しており、単に動植物の種類の多さだけでなく生物の長い歴史と相互のつながりをも意味する。
-------	--

【た】

タラソテラピー	海洋療法と訳され、海洋性気候の中で海水、海泥、海藻、その他海産物等の海の資源を用いて、健康の三要素（運動、栄養、休養）をバランスよく活用しながら身体の機能を高める総合的な療法をいう。
地区計画	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るために、地域住民とともに定める計画をいう。地区の将来目標像を示す「地区計画の方針」と、生活道路、公園等の公共施設の配置や建築物の建築形態のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、「地区レベルの都市計画」と言われている。
デマンドタクシー	タクシー車両を利用して、予約をされた方の家まで迎えに行き目的地まで運行する予約制の乗合タクシーのこと。予約された方たちの自宅や目的地を効率よく回るルートを毎回設定し、利用者を乗せたり降ろしたりしながら乗合で移動する。
都市計画の提案制度	土地所有者やまちづくり活動を目的としたNPOなどが、一定の条件を満たした場合、県や市に都市計画の決定または変更を提案できる制度のこと。
都市計画区域マスタープラン	平成12年の都市計画法改正で、新たに位置づけられた計画で、県が、市町村界を超える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの。

【は】

ハード施策・ソフト施策	ハード施策は、建物や土地利用、道路・公園などの都市施設、様々な都市的事業等の施策をいい、ソフト施策はまちづくりの仕組みやルールなど人に英知や力によって行う施策のこと。
パブリックコメント	行政が基本的な政策等を策定する時に、その政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民から寄せられた意見および情報を考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見等の概要およびこれに対する行政の考え方等を広く公表する一連の手続き。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が社会生活をするうえで支障となるものを取り除き、生活しやすくすること。
プロムナード	遊歩道、散策路。公園、景勝地、海岸に付帯する外部空間に設けられ、植栽、ベンチ等が整備される場合が多い。緑陰遊歩道をモールというが、これもプロムナードの一種である。

【や】

ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること
------------	--

